

社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～
政策動向
令和7年度 No.2 Ver.1/2025.6.16

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 24
3. 地方創生・地方分権等	P 30
4. 社会福祉法人	P 35
5. 高齢者	P 38
6. 障害者	P 50
7. 子ども・家庭福祉	P 51
8. 地域福祉	P 57
9. 人材確保等	P 64
10. 災害対策	P 72
11. その他	P 78

- ・就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議
- ・厚生労働省 人口動態統計月報年計(概数)
- ・令和6年 労働災害発生状況

本号は令和7年4月14日～6月13日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<会議>

経済財政諮問会議

◇「経済財政運営と改革の基本方針 2025」を閣議決定(2025.6.13)

- ▶ 政府は、6月13日に「経済財政運営と改革の基本方針 2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」を閣議決定した。
- ▶ 「減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。そのために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す」としている。
- ▶ 介護・保育・福祉等の処遇改善については、「地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンス・エッセンシャルワーカー(デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー)の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める」とした。

【経済財政運営と改革の基本方針 2025 抜粋】

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

- ・最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均 1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンス・エッセンシャルワーカー(デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー)の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

(個別業種における賃上げに向けた取組)

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～

① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

若者や女性にも選ばれる地方の実現に向け、東京圏から地方への若者の流れを倍増させることを目指す。このため、地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革や地域に愛着を持ち地域で活躍する人材の育成を行い、地方の魅力を高め、地方への転入希望を増やす環境整備を進める。安心して

て暮らせる地方の実現に向け、買物環境の維持・向上の取組が行われている市町村 10 割、医療・介護サービスの維持・確保の取組が行われている地方公共団体 10 割、「交通空白」地区において解消の取組が行われている市町村 10 割を目指す。

4. 国民の安心・安全の確保

(7)「誰一人取り残されない社会」の実現

(就職氷河期世代等への支援)

「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した基本的な枠組みに基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組を強化する。

今後、詳細な実態や施策ニーズに関する調査を行うとともに、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」での検討を経て、2025 年度内を目途に、KPIを含む新たな就職氷河期世代等支援プログラムをとりまとめ、その当事者、家族、支援関係者等への広報を強化する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1)全世代型社会保障の構築

- ・医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025 年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。
- ・介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025 年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

同時に、本基本方針第2章及び第3章に記載している、

・公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げ

・働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底

を省庁横断的に推進する。

▶ 主な概要は以下のとおり。

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方（短期・国際）

(当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現)

- ・ 米国に対して関税措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く押し進めるため、粘り強く協議を続ける。
- ・ 関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。
- ・ 足元の物価高については、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、あらゆる政策を総動員。
- ・ 減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に

加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。そのために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現。

(不確実性が高まる国際情勢への備え)

- ・ 地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立など、国際秩序は変化しつつある中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1.物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の 賃金向上推進5か年計画の実行

- ・ 2029年度までに年1%の実質賃金上昇を定着
- ・ 官公需における価格転嫁のための施策パッケージ、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知広報
- ・ 生産性向上支援(省力化投資促進プラン、地域における「週一副社長」の普及と副業・兼業の促進、事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ)
- ・ アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成、公定価格の引上げ等による処遇改善
- ・ 最低賃金引上げ:2020年代に全国平均1,500円

(2) 三位一体の労働市場改革及び 中堅・中小企業による賃上げの後押し

- ・ リ・スキリング支援(デジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座の拡大等)
- ・ ジョブ型人事(人的資本に関する情報開示の充実等)
- ・ 労働移動円滑化(職業情報提供サイトの機能強化、ハローワークの体制強化等)
- ・ 「年収130万円の壁」、労働基準法制の見直し
- ・ 建設・運送・警備・医療・介護・障害福祉分野の賃上げ
- ・ 中堅・中小企業の研究開発・設備投資を支援、資金調達環境整備による中堅・中小企業による賃上げの後押し

2.地方創生2.0の推進及び 地域における社会課題への対応

(1) 地方創生2.0の推進～令和の日本列島改造～

- ・ 地方創生2.0基本構想
 - ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、
 - ②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～、
 - ③人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～、
 - ④新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用、
 - ⑤広域リージョン連携

(2) 地域における社会課題への対応

- ・ 地域交通のリ・デザイン、交通空白の解消、整備新幹線、造船業再生、物流の機能強化
- ・ 持続可能な観光地域づくり
- ・ ワット・ビット連携(データセンターの地方分散の推進等)
- ・ 関係人口の拡大、二地域居住の促進

(3) 農林水産業の構造転換による 成長産業化及び食料安全保障の確保

- ・ 新たな基本計画に基づく生産基盤の強化(農地大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発・実装、輸出産地育成等)
- ・ 米価対策(政府備蓄米を始めとする米の流通円滑化、消費者等への丁寧な情報発信)、水田政策見直し、土地改良、新規就農・法人参入支援
- ・ 国産材転換・木材利用拡大、漁業の強靱化

(4) 文化芸術・スポーツの振興

- ・ コンテンツ分野人材確保の環境整備
- ・ 文化資源を活用した地域経済活性化
- ・ 武道・スポーツツーリズム、パラスポーツの振興、大規模国際大会の開催支援

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による 将来の賃金・所得の増加	4. 国民の安心・安全の確保
<p>(1) GXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民協調で10年間150兆円超のGX関連投資 地元の理解を得た原子炉の再稼動 サーキュラーエコノミー <p>(2) DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の社会実装 AIの研究開発・活用 次世代半導体の量産、デジタル人材育成 デジタル行財政改革、デジタルガバメント 医療・介護・教育・物流・防災等のDX <p>(3) フロンティアの開拓(宇宙・海洋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇宙戦略基金による支援 AUV(自律型無人探査機)等の技術開発支援 <p>(4) 先端科学技術の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 量子、フュージョンエネルギー、マテリアル等の研究開発の推進 国際的な頭脳循環の確立、科学技術人材の育成の強化 <p>(5) スタートアップへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> スタートアップ育成5か年計画の推進 <p>(6) 海外活力の取り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 貿易・投資の拡大、対日直接投資の推進 中小企業の輸出・海外展開支援、新規輸出1万者支援プログラム クリエイター支援基金によるコンテンツ産業の海外展開 大阪・関西万博 <p>(7) 資産運用立国の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> NISA制度の一層の充実、企業型DC・iDeCoの運用改善、コーポレートガバナンス改革 	<p>(1) 防災・減災・国土強靱化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制の抜本的強化(防災庁設置、避難生活環境の改善、地域の防災力強化等) 国土強靱化実施中期計画の推進 <p>(2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復興・再生 能登半島地震からの復旧・復興 <p>(3) 外交・安全保障の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 外交力の強化、防衛力の抜本的強化 サイバー対処能力強化法等の運用 <p>(4) 経済安全保障の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済安全保障推進法の見直しの検討(重要物資の安定供給確保、港湾・修繕ドック等の同盟国・同志国との経済的連結性の維持・強化に資する事業の海外展開支援等) <p>(5) 外国人との秩序ある共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> JESTAの導入、不法滞在者の効果的・効率的な摘発と送還の迅速化 外免切替手続・社会保障制度等の適正な利用、重要土地法等による対応 <p>(6) 「世界一安全な日本」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 捜査手法の高度化、匿名・流動型犯罪グループの壊滅 運輸分野の安全対策 <p>(7) 「誰一人取り残されない社会」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生・共助、就職氷河期世代等への支援、女性・高齢者の活躍

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方(中長期)

(人口減少下における持続可能な経済社会の構築)

- 経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、生産年齢人口の減少が本格化する中であっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済において、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP 1,000兆円程度の経済が視野に入る。
- 「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続。

(人中心の国づくり)

- 人材希少社会において、国民の不安を取り除き、公教育の充実、自己実現を可能とする環境の整備、地方創生等により、人中心の国づくりを進め、人財尊重社会を築く。
- 国民一人一人にとって、Well-being(幸福度)の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感

できる活力ある経済社会を構築。

<第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現>

1. 「経済・財政新生計画」の推進

- ・ 経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。
- ・ 2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。
- ・ 2027年度までの間、歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。
- ・ PBの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても、検討に着手。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

- ・ 医療・介護・障害福祉分野の処遇改善・業務負担軽減等
持続可能な社会保障制度のための改革実行、現役世代の保険料負担を含む国民負担軽減を実現
- ・ 中長期的な介護提供体制の確保：医療・介護連携、多職種間の連携、介護テクノロジーの社会実装、事業者間の連携・協働化や大規模化、介護人材の確保・定着
- ・ 中長期的な医療提供体制の確保：かかりつけ医機能、適切なオンライン診療の推進、新たな地域医療構想、医師偏在への対応、妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減、小児周産期医療、リフィル処方箋
- ・ 働き方に中立的な年金制度の構築：更なる被用者保険の適用拡大、「年取の壁」への対応
- ・ 疾患に応じた対策等：がん対策、循環器病対策、慢性腎臓病対策等、女性の健康支援、睡眠対策、いわゆる国民皆歯科健診、リハビリテーションによる自立支援・在宅復帰・社会復帰
- ・ 予防・健康づくり、重症化予防：データヘルス計画に基づくコラボヘルス、エビデンスに基づくPHRや健康経営、職域でのがん検診の普及、糖尿病性腎症の重症化予防
- ・ 創薬力強化とイノベーション推進：国際水準の治験・臨床試験実施体制、医薬品安定供給

(2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進

- ・ 「こどもまんなか社会」、少子化の流れを変えるとともに、こども・若者のWell-beingを高める
- ・ 加速化プランの本格実施と効果検証の徹底：保育士等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開、放課後児童クラブ、子ども・子育て支援金制度の円滑な導入
- ・ こども大綱の推進：困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援（こども・若者シェルターなど）、プレコンセプションケア、こどもの貧困解消、ひとり親家庭支援、児童虐待の予防、ヤングケアラーの支援、こども・若者の自殺対策

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

- ・ 質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す
- ・ 公教育の再生：学習指導要領の改訂、教師の働き方改革の更なる加速化・処遇改善、中学校35人学級実現に向けた定数改善、外国人児童生徒への支援体制の強化、大学の連携、再編・統合による機能強化、留学生支援策の戦略的活用
- ・ 研究の質を高める仕組みの構築：官民連携による、先端大型研究施設の戦略的な整備・共用・高度化の推進、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の処遇向上

(4) 戦略的な社会資本整備の推進

- ・ 進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進めるとともに対策の効果の見える化を進める
- ・ 持続可能なインフラマネジメント：新技術・データの活用、予防保全型への本格転換
- ・ 公共投資の効率化・重点化：建設現場の自動化・省人化、建設業の担い手の確保・育成
- ・ PPP/PFIの推進
- ・ 持続可能な土地及び水資源の利用・管理：空き家・所有者不明土地等対策

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

- ・ 地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含め、地方公共団体の事務執行上の課題解決に向けた議論を促進
- ・ 地方の一般財源の総額を確保（2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保）
- ・ 自治体DX（フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的取組）

3. 計画推進のための取組の強化

- ・ 「EBPMアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改革の進捗管理・点検・評価

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

- ・ 予算、税制における長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、省庁横断的・網羅的に点検・見直し

＜第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方＞

◇米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

◇令和8年度予算は、本方針及び骨太方針 2024 に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。

◇第8回(2025.6.13)

- ▶ 6月13日、総理大臣官邸で令和7年第8回経済財政諮問会議が第36回新しい資本主義実現会議と合同で開催され、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」が取りまとめられた。

◇第7回(2025.6.6)

- ▶ 6月6日、総理大臣官邸で令和7年第7回経済財政諮問会議が開催され、経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)に向けて協議が行われた。
- ▶ 会議では、経済財政運営と改革の基本方針 2025(原案)が示された。
- ▶ 「マクロ経済運営の基本的考え方」において、「1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道」「2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現」「3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築」「4. 人中心の国づくり」「5. 不確実性が高まる国際情勢への備え」について整理している。
- ▶ また、「防災・減災・国土強靱化の推進」において、「地域における防災力の強化のため、改正災対法も踏まえ、災害ケースマネジメント、ボランティアへの参加促進を含む民間団体・企業との連携による被災者支援の担い手確保、被災者援護協力団体制度等による被災者支援活動の環境整備、災害中間支援組織の設置・機能強化、要配慮者避難対策を推進するとともに、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、地域の活性化や地方創生に資する防災拠点形成、省庁間や地方公共団体との連携による先進的・横断的な事前防災の取組への支援、防災教育、消防

団を含む消防防災力の充実強化に取り組む。」としている。

- ▶ 「全世代型社会保障の構築」においては、「医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の質上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策について、2025年春季労使交渉における力強い質上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の質上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とし、「介護・障害福祉分野の職員の処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。」としている。
- ▶ 「少子化対策及びこども・若者政策の推進」については、「『こども未来戦略』、『こども大綱』、『こどもまんなか実行計画 2025』に基づき、『こどもまんなか社会』を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく」としている。

◇第6回(2025.5.26)

- ▶ 5月26日、総理大臣官邸で令和7年第6回経済財政諮問会議が開催され、「少子化、社会保障、教育の重要課題」「マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)」「経済財政運営と改革の基本方針(骨子案)」について協議が行われた。
- ▶ 「少子化、社会保障、教育の重要課題」では、骨太方針における「社会保障」「文教・科学技術」「社会資本整備」「地方行財政改革」などの主要分野について、政策内容のチェックおよびKGI、KPIを設定し、進捗管理・点検・評価を実施するため「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025」を決定した。
- ▶ 社会保障についての概要は以下のとおり。

社会保障

【政策目標】

国民皆保険の持続可能性の堅持、一人ひとりが可能な限り長く、健康で有意義な生活を送りながら活躍できる社会の実現

- ①2040年頃に向けた社会構造の変化に対応する医療提供体制の確保、医療費の過度な増大の抑制・良質かつ適切な医療の効率的な提供体制確保、医療DXによるサービスの効率化・国民自身の予防促進・より良質な医療・ケアの提供、職員の業務負担の軽減・介護サービスの質の向上に資する介護現場の生産性向上
- ②女性をはじめとする全ての労働者が能力や個性を發揮し、希望どおりに働くことができる社会の実現、働く意欲のある高齢者が年齢に関わらず働き続けることのできる生涯現役社会の実現、生活習慣の改善による健康寿命の延伸
- ③創薬力強化やドラッグラグ・ロス解消のため、創薬エコシステムの構築、医薬品の安定供給の確保、後発医薬品の使用促進等
- ④少子化のトレンドの反転、こどもを生みたい、育てたいとの希望が叶う社会の実現、こどもたちが健やかに育まれる社会の実現

主なKGI・KPI	取組
<p>○「2025年における必要病床数を達成するために増減すべき病床数」に対する「実際に増減された病床数」の割合 (目標) 2025年度：100% (全機能の病床において100%) (実績) 2023年度：98% (高度急性期減23%、急性期減36%、回復期増30%、慢性期減73%)</p> <p>⇒新たな地域医療構想における指標については、2025年通常国会に提出した改正医療法案が成立した場合、2025年度内のガイドラインの検討等を踏まえ2026年春までに設定。</p> <p>○第4期医療費適正化計画における取組を踏まえた医療費適正化効果額 (目標) 2029年度：国民医療費約50.6兆円 (実績) 2022年度：国民医療費約46.7兆円</p> <p>○切れ目なく質の高い医療の効率的な提供 ○医療機関等の業務効率化 ⇒医療DXに関する定量的な指標の在り方については、2025年通常国会に提出した医療法等改正法案が成立した場合、2027年度を目途に検討し、指標を設定。</p> <p>○年間の離職率の変化(全介護事業者) (目標) 2040年度：全産業平均以下 (実績) 2023年度：13.9% (※全産業平均15.4%) 2022年度：15.7% (※全産業平均15.0%)</p>	<p>①効率的な医療・介護サービスの提供体制の構築：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議における協議・調整、重点支援区域の支援等に取り組む。医師偏在是正の達成に向けて、総合的な対策パッケージを踏まえたガイドラインを发出。 ・国民医療費約50.6兆円(2029年度)、医療費の地域差半減(2029年度)に向けて、第4期医療費適正化計画に基づく取組、効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている抗菌薬処方減少させるための取組支援等を行う。 ・切れ目なく質の高い医療の効率的な提供や医療機関等の業務効率化に向けて、医療DXの実現に向けた情報基盤を整備。 ・全介護事業者で離職率を全産業平均以下(2040年度)にすること等に向けて、介護生産性向上推進総合事業、ICT・介護ロボットの導入支援事業等に取り組む。

主なKGI・KPI	取組
<ul style="list-style-type: none"> ○第一子出産前後の女性の継続就業率 (目標) 2030年：70% (実績) 2021年：69.5% ○男女間賃金差異の是正 (実績) 2024年：75.8% ○高齢者の年齢階級別就業率 (目標) 2029年：65～69歳の就業率57.0% (実績) 2024年：65～69歳の就業率53.6% ○健康日本21(第三次)で掲げられている生活習慣に関する指標の改善 (目標) 2032年度：20 ※「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・睡眠」「飲酒」「喫煙」「歯・口腔の健康」に関する全20指標。 	<p>②年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一子出産前後の女性の継続就業率70% (2030年)、男女間賃金差異の是正等に向けて、多様で柔軟な働き方の実現、女性活躍推進法等に基づくポジティブ・アクションの推進等に取り組む。 ・65～69歳の就業率57.0% (2029年)等に向けて、企業における安定した雇用・就業の確保、高齢労働者が安心して働き続けられる環境の整備等に取り組む。 ・健康日本21(第三次)の生活習慣に関する指標の改善 (2032年度)、内臓脂肪症候群該当者割合12.9% (2029年度)等に向けて、スマート・ライフ・プロジェクトの推進、特定健診・特定保健指導等に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の都市が世界有数の創薬エコシステムとして評価されていること (目標) 2028年度：世界10位以内 	<p>③医薬品等のイノベーション推進、安定供給確保：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の都市が世界有数(世界10位以内)の創薬エコシステムとして評価されること (2028年度)等に向けて、健康・医療戦略に基づく総合的な支援、足下で供給不安を起している医療用医薬品への対応等に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ○「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 (目標) 2028年：70% (実績) 2023年：15.7% ○こどもを生みたい、育てたいとの希望が叶う社会の実現による少子化トレンドの反転 ○こどもたちが健やかに育まれる社会の実現 (参考指標) ・合計特殊出生率：1.20 (2023年) ・希望出生率：1.6 (2021年) 等 ⇒こどもたちが健やかに育まれる社会の実現に関する参考指標は、今後検討。 	<p>④急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合70% (2028年)等に向けて、すべてのこども・子育て世帯への支援、こどもの健やかな育ちの支援、共働きと子育ての推進等に取り組む。 ・少子化のトレンドの反転等の達成状況を把握する一環として、<u>合計特殊出生率などKGIの参考指標について、定期的な点検を行う。</u>

▶ 石破総理大臣からは「(少子化・社会保障・教育の重要課題について)本日の議論を踏まえ、関係省庁で議論を進め、これらの改革を本年の骨太方針に位置づけ、着実に推進する。併せて、今回決定した経済・財政新生計画の「進捗管理・点検・評価表 2025」に基づき、データに基づくワイズスペンディングを徹底しつつ、スピード感を持って改革を進めていく」とし、『骨太方針 2025』では、経済全体のパイを拡大する中で、力強い賃上げモメンタムを定着させ、全ての世代の現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する『賃上げを起点とした成長型経済』の実現に向けた取組の方向性を明らかにしていく」と発言した。

◇第 5 回(2025.4.21)

- ▶ 4月21日、総理大臣官邸で令和7年第5回経済財政諮問会議が開催され、「グローバル対応」「地方創生 2.0 及び持続可能な地方行財政の重要課題」について協議が行われた。
- ▶ 石破総理大臣からは、「引き続き米国に対し一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、資金繰り支援など必要な支援に万全を期していく」
「外的ショックに強靱な経済構造の構築に向け、国内投資の拡大、サプライチェーンの強靱化のほか、特区の活用・見直しを含め対内直接投資を促進していく」
- ▶ 「地方創生 2.0 の基本構想の取りまとめや、防災・減災、国土強靱化、持続可能な地方行財政に向けた取組を進め、『楽しい日本』、『楽しいふるさと』を創っていく、その際、地方においてもエビデンスに基づく政策立案を進め、高い効果を生み出していく」との発言があった。

◇第 4 回(2025.4.10)

- ▶ 4月10日、総理大臣官邸で第4回経済財政諮問会議が開催され、「米国の関税措置に対する経済財政運営」「経済再生と財政健全化の両立に向けて」について協議が行われた。
- ▶ 民間議員が提出した資料では、「社会保障の持続性確保と機能の向上には全世代型社会保障の構築が不可欠」とし、「DXの推進を含めた効率化を進めつつ、公的価格の対応を含め、国民が安心できるサービス提供体制の確保やエッセンシャルワーカーの賃上げと、保険料負担の上昇抑制による国民の可

処分所得向上とを両立させるメリハリある対応を実施する」ことを提言した。

- ▶ また、「骨太方針 2024 に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら、これまでの歳出改革努力を継続」すべきとした。

新しい資本主義実現会議

◇「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」閣議決定(2025.6.13)

- ▶ 政府は、6 月 13 日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」を閣議決定した。
- ▶ 「2029 年度までの 5 年間で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として定着させる」とし、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備等に、官民が連携して取り組む」としている。
- ▶ 「我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして示し、政策資源を総動員してこれを実行するとし、福祉分野については、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、「公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げに取り組む」としている。
- ▶ また、人手不足が深刻であるといった12業種については、業種別の「省力化投資促進プラン」(業種ごとに、政府が目指す生産性向上目標、目標の実現に資する省力化事例、省力化促進策等をリストアップ)に基づき、官民で省力化投資を推進する」としている。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 抜粋】

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の中において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全省庁における予算・税制・公的制度の閾値(基準値)の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

アドバンスト・エッセンシャルワーカー(デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー)の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1)業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわけ深刻と考えられる 12 業種(飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業(理美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業)、その他サービス業(自動車整備業・ビルメンテナンス業)、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、製造業、農林水産業)については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

◇第 35 回(2025.6.6)

- ▶ 6 月 6 日、内閣官房は第 35 回新しい資本主義実現会議を開催し、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版案を取りまとめた。
- ▶ 改訂版では、「賃上げこそが成長戦略の要」とし、2029 年度までの 5 年間で、実質賃金で年 1 パーセント程度の上昇を賃上げの新たな水準の社会通念「ノルム」として我が国に定着させ、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」を実現する、としている。
- ▶ 特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者について、『賃金向上推進 5 か年計画』に基づき、5 年間で 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する、としている。
- ▶ 福祉分野については、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の中において「公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げに取り組む」ことが示されている。
- ▶ また、「介護・福祉」「保育」分野を含む「人手不足がとりわけ深刻と考えられる 12 業種」について、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する、としている。(内容は第 34 回(2025.5.14)記事参照)
- ▶ また、「多様なサービス提供と経営の持続可能性」において、「地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の積極的な周知・活用・好事例の紹介、福祉医療機構による優遇融資の大幅な拡充による経営支援、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施、各都道府県の事業承継・引継ぎセンター、地域金融機関との連携等による売り手・買い手の円滑なマッチング支援等を進める。」としている。
- ▶ また、「全省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し」において、「長きにわたり見直されていない以下の制度については、速やかに見直しを行う。」とされ、下記事項が示されている。
 - 生活困窮者自立支援制度のうち、子どもの学習・生活支援事業に係る国庫補助基準額が制度創設以来約 10 年間継続的に横ばいであり、同事業の委託先である社会福祉協議会の人件費や、提供する事業規模の抑制を招いている。

◇第 34 回(2025.5.14)

- ▶ 5 月 14 日、内閣官房は第 34 回新しい資本主義実現会議を開催し、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案等について議論が行われた。
- ▶ 協議をふまえ、石破総理大臣は『賃金向上推進 5 か年計画』を取りまとめ、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備に政策資源を総動員する」とし、「医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げについては、これまでの対応では現場で働く職員の十分な賃上げにつながっていないとの指摘がある。これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策について、今年の春季労使交渉における力強い賃上げの実現や、昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう的確な対応を行う」と発言した。
- ▶ 2029 年度までの「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案では、人手不足がとりわけ深刻と考えられる 12 業種について「省力化投資促進プラン」が示されている。

「省力化投資促進プラン」抜粋

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化(人員配置の柔軟化)を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

v) 主な KPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

①保育

i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士がこどもと向き合う時間を確保する。
また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

v) 主な KPI

2026年度までに登降園管理機能をはじめとする4機能(①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済)をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

省力化投資促進プラン(介護分野) 概要

1 実態把握の深堀

- 今後、介護サービス需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、介護人材の確保が喫緊の課題であり、2040年には約57万人の介護職員が新たに必要と推計
- 介護テクノロジー等を活用し、介護職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に資する生産性向上の取組を一層推進することが重要
- 国の実証事業等から、介護記録ソフトやケアプランデータ連携システムを活用した情報の収集・蓄積・活用による情報の転記や実績の入力などの事務作業を効率化する取組や、見守り支援機器を活用した夜間の訪室タイミングを最適化する取組等が効果的と分析
- 都道府県における支援体制や予算確保の状況にばらつきがあることから、取組の進展状況にも差がある。

2 多面的な促進策

- ケアプランデータ連携システム利用を含む介護テクノロジーの導入費用に対する補助(令和6年度補正予算、7年度当初予算)の利用促進・各都道府県の予算確保状況の見える化の検討
- 主に介護職員以外の職員の業務負担軽減に資する汎用機器について、中小企業庁の省力化投資補助金の補助対象に追加
- 介護テクノロジーを活用した継続的な業務改善の取組を評価する加算の取得促進
- 協働化・大規模化ガイドラインの作成・普及(6年度末～)、生産性向上ガイドラインの見直し(7年度)
- 働きやすい職場環境づくりの総理大臣・厚生労働大臣表彰の実施(5年度～)、事例の横展開
- 電子申請による事業者の負担軽減(8年度から全自治体で電子申請・届出システムの利用開始)
- 介護現場におけるAI技術の活用促進に向けて、AIを活用した介護記録ソフトの実証を行う等の取組を進める。急速に進歩するAI技術の成果を介護分野に取り込むため、先駆的な実践を進める現場と連携して取り組んでいく。

3 サポート体制の整備・周知広報

- 介護テクノロジーの導入・導入後の継続的な取組を支援する観点から、国や自治体が講じる様々な支援メニューを事業者を紹介・提供し、必要に応じ適切な支援機関につなぐ、ワンストップ型の相談窓口を全都道府県に設置促進
※令和8年度末までに全都道府県への設置予定。令和6年度末時点で31都道府県に設置済み。令和7年度に14府県に設置予定。
 - ワンストップ型の相談窓口の機能強化を検討
※相談窓口の機能強化は、R8年度からモデル事業を実施し、10年度から全国展開することも検討
- 【ワンストップ窓口の機能強化の方策案】
- ・ 相談窓口において、生産性向上ガイドライン等も活用し、介護テクノロジー導入の伴走支援を実施するとともに、国のセミナーで養成したデジタル中核人材をアドバイザーとして介護現場に派遣・活用することも検討
 - ・ 協働化・大規模化ガイドラインも活用し、小規模事業者の協働化等のマッチングやバックオフィス事務(請求・書類作成)など間接業務を効率化するための支援を実施
- スタートアップ支援の窓口(CARISO)を早期に立ち上げ、開発事業者に対し研究開発から上市までを総合的に支援
※CARE Innovation Support Officeの略。国の委託事業としてオンラインサービスにより支援を実施。

4.5 目標、KPI、スケジュール

- デジタル行財政改革会議の議論を踏まえて策定した「介護現場のKPI」(令和5年12月)及び経済財政諮問会議において決定した「EBPMアクションプラン2024」(6年12月)において設定したKPI(※)の達成に向け取り組む
(※)介護テクノロジー導入率、平均残業時間、有給休暇の取得率、離職率、人員配置の柔軟化等をKPIとして設定。例えば、生産性向上の効果として、全介護事業者の1か月の平均残業時間は、2022年度で6.4時間であるところ、2026、2029、2040年においてそれぞれ直近の3年間の平均値が前回数値より減少または維持されていることをKPIとして設定。

省力化投資促進プラン（障害福祉）概要

（障害福祉分野関係）

1 実態把握の深堀

- 障害福祉分野でも、有効求人倍率が相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービス利用者数が増加する中で、人材確保が喫緊の課題
- 介護テクノロジーの導入促進や協働化等の支援を通じた直接処遇業務の効率化・質の向上を進めるとともに、手続負担の軽減等を通じた間接業務の負担軽減を一層推進することが重要
- これまでに実施した調査研究事業等から、介護分野同様に、支援内容の記録業務等のICT化や見守り支援機器の活用が効果的と分析

2 多面的な促進策

- 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算要件緩和（令和6年度報酬改定）、障害福祉分野における介護テクノロジー導入費用に対する補助、協働化等の支援（令和6年度補正予算）等
- 障害福祉の職場環境改善事例集の作成（令和5年度）等
- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施
- 障害福祉分野における手続負担の軽減を図る観点から、指定申請及び報酬請求関連文書について標準様式及び標準添付書類の使用を基本原則化（令和7年3月府省令等改正、令和8年4月施行予定）
- 標準様式等を用いた電子的な申請・届出を含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討

3 サポート体制の整備・周知広報

- 一部の自治体において障害福祉分野も対象としたワンストップ型窓口を設置しているが、今後、更なる窓口設置の促進に向けた取組を検討

4・5 目標、KPI、スケジュール

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加：32.3%（現状）→50%（2026年）→90%以上（2029年）
- 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加：4（現状）→10以上（2026年）→47（2029年）等

省力化投資促進プラン（保育）概要

実態把握の深堀

- 直近の令和7年1月の保育士の有効求人倍率は3.78倍（対前年同月比で0.24ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.34倍（対前年同月比で0.01ポイント下落）と比べると、依然高い水準で推移している。
- 待機児童は大幅に減少してきているが、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる。
- 保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある。

多面的な促進策

- 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助。
- ICT導入の目的・種類・効果や、導入のステップやつまづきやすいポイントとその対策、ICT導入の事例をまとめたハンドブックの周知。
- 保育分野におけるICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資することを目的とする「保育ICTラボ事業」（令和6年度補正新規事業）の実施。
- 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤（ともに令和6年度補正新規事業）について、調達や説明会等を行った上で、令和7年度末に試行運用を開始し、令和8年度以降全国展開を進める。

サポート体制の整備・周知広報

- 保育事業者支援コンサルタントが、保育所等への巡回を行い、保育所等におけるICT化の推進に関する助言や指導を実施。（「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」）
- 自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施。（「保育所等におけるICT化推進等事業」）

目標、KPI、スケジュール

- 「保育現場へのICTの導入等を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保すること」を目標とし、保育ICTの導入等に関するKPIを設定。
- たとえば、令和8年度までに登降園管理機能をはじめとする4機能をいずれも導入している割合を20%以上とすることや、令和11年度までに事務作業等時間を令和8年度比で10%減少させることを目指す。

◇第 33 回(2025.4.23)

- ▶ 4月23日、内閣官房は第33回新しい資本主義実現会議を開催し、「人への投資・多様な人材の活躍及びスタートアップ」「科学技術・イノベーション」についてそれぞれ論点案が示され、協議を行った。
- ▶ 協議をふまえ、石破総理大臣は次のように発言した。

「構造的に我が国に賃上げを定着させるため、三位一体の労働市場改革を着実に実行する。
労働移動の円滑化のため、労働者一人一人が、それぞれの職種で、どのようなスキルが求められるのか、どれくらいの賃金水準であるかを、具体的に把握できるよう職業情報提供の充実を図る。
リ・スキリングへの支援を強化し、デジタル技術なども活用して現在よりも高い賃金を得ることができる、いわゆるアドバンス・エッセンシャルワーカーや、企業の幹部候補人材の計画的な育成を促す。
ジョブ型人事指針の普及を図り、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入を進めるとともに、同一労働・同一賃金制の徹底、女性の活躍推進などに取り組む。
地域の経営人材の確保・育成のため、『週1副社長』といった副業・兼業の形で地域の中小企業が受け入れる、人材マッチング事業を強化するとともに、自治体・農協・地域金融機関等の職員の副業・兼業の推進に取り組む。
『スタートアップ育成5か年計画』を強化する。
AI(人工知能)やロボット等の多様な技術に強みを持つ全国58の高等専門学校における起業家教育の充実やスタートアップの創出・成長を強力に後押しする。
高い成長が期待されるディープテック・スタートアップへの官民の資金供給を強化するなど、その成長の加速を後押しする。
大学等の高度な研究・教育を後押しするため、10兆円規模の大学ファンドの支援対象の拡大を進めるとともに、研究環境の整備を通じて優れた研究者を日本に呼び込む。
AI等の先端分野における研究開発や産業化を推進する。」

財政制度等審議会 財政制度分科会

◇(2025.5.27)

- ▶ 5月27日、財政制度等審議会は6月にとりまとめる「骨太の方針」に向け、建議「激動の世界を見据えたあるべき財政運営」をまとめ、財務大臣に提出した。
- ▶ 建議では、「持続可能な社会保障制度を構築するため、全世代型社会保障の構築に向けた改革工程に基づき、医療・介護の給付と負担のバランスの適正化を通じて、現役世代の保険料負担を最大限抑制することが重要」であるとした。
- ▶ また、「持続可能な社会保障制度の構築」において、介護、障害福祉分野について下記のとおり示している。

(介護)

 - 限られた介護人材を有効活用し、生産性を向上させることは重要であり、ICT機器を活用した人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化、職場環境の整備に取り組むべき。
 - あわせて、特養等におけるサービスの質の評価を踏まえた人員配置基準の更なる柔軟化に引き続き取り組むべきである。
 - あわせて、利用者負担の見直し、ケアマネジメントに関する給付のあり方(利用者負担等)の検討、軽度者に対する介護サービスの地域支援事業への移行など、改革工程に沿って給付と負担の見直しを早急に進めるべき。

(障害福祉)

 - 障害福祉サービス等の当初予算額は、直近10年間で倍増(うち、障害児向けサービスは約3倍強)しているが、この伸びは社会保障関係費全体の伸び率に比して約4倍と著しく高い。障害福祉サ

ービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠である。

- 事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき。

I 基本認識

激動の世界を見据えたあるべき財政運営（概要）

令和7年5月27日
財政制度等審議会

- **米国トランプ政権の政策は、自由貿易体制など戦後の国際秩序の根幹を揺るがしかねない。**背景には資本主義が広がる中での**所得格差・分断、社会の不安定化**があり、これを**構造的な変化と捉え**、我が国も中長期の観点で冷静に戦略的な対応をする必要。**人口減少・少子高齢化が不可避の我が国において新しい経済社会モデルの設計が求められている。**
- 新たな経済ステージへの移行には**成長と分配の好循環を実現し、物価上昇を上回る持続的な賃上げを実現・定着させること**が鍵。一方、米国の関税措置が我が国の経済・財政に与える影響は不透明であり、引き続き注視していく必要があることに加え、**物価高で真に困っている者に対する丁寧な支援も必要。**その際、**供給制約局面であり、広範な需要刺激策は的確な支援と異なるおそれに留意。格差について、経済全体の構造を的確に見極め、制度全体を通じた再分配のあり方を検討すべき。**
- 世界最悪水準の債務残高対GDP比や金利上昇に伴う利払費の増加リスクを抱える中、有事において万全の対応を期するため、**市場の信認を確実なものとする**ことが重要。財政健全化は、**国民の負担によって提供されている公的サービスの安定性が大きく損なわれるリスクを回避するための努力**にほかならない。

II 財政総論

- **人口減少・少子高齢化という構造的な課題に策を講じつつ、供給制約に対応していくためには、①労働生産性の向上や資本ストックの増強などを通じて活力ある経済社会の実現を図ること、②各地域が特色を活かし安心で豊かな地域社会を主体的に確立すること、③持続可能な社会保障制度を構築することが重要。**
- **物価上昇局面では税収増が期待される一方、利払費等の歳出増が想定される。**このような環境下で歳出を大幅に増加させた場合、**物価上昇のスパイラル的な加速や利払費の更なる増加が生じるおそれに留意する必要。**
- **金利が上昇する局面の中、金融政策の調整が進められ、銀行の国債消化余力の度合いや海外投資家の国債保有割合の上昇等を踏まえ、国債の安定消化のためには、財政に対する市場からの信認維持が一層求められる。**そうした中で、**幅広い投資家層に対する国債の保有促進に努める**ことが必要。また、国債の格下げは、国だけでなく企業経営にも影響を与えること等を踏まえ、**他のG7諸国並みへの格上げを目指し、健全な経済・財政運営に取り組む必要。**
- 巨大地震などの自然災害や安全保障環境の急変などの**有事**には、**甚大な財政需要が生じうる。**金利が上昇する局面になり、**利払費が増加していくおそれがある中、有事に備えた財政余力の確保の重要性が一層増加。**
- 持続的な経済成長を実現しつつ、骨太2024で定められた経済・財政新生計画の**枠組みを維持し、2025年度から2026年度にかけて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指す**とともに、その黒字化を通過点として、**一定のプライマリーバランスの黒字幅を確保しつつ、まずは2030年度までに、債務残高対GDP比について、コロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指す**べき。そのため**どの程度のプライマリーバランス黒字幅が必要であるかは、今後更に検討する**必要。

III 活力ある経済社会の実現

（労働・人的投資等）

- 労働生産性を向上するためには、限られた人的リソースを効率的に配分し、**省力化投資・DX等による効率化を進めるとともに、企業内外の新たな業務等に対応するためのリスクリングの促進、労働移動の円滑化が重要。**また、仕事と育児・介護等との両立に向けた環境整備等により、**多様な働き方を確立していくことも重要。**
- 人的資本の蓄積に向け、人材育成を強化するためには、**高等教育における安定的・持続的な質の確保が不可欠。**このため、**私学助成について教育の質等に着目したメリハリ強化や大学の規模の適正化を早急に推進するための見直し**を図るべき。あわせて、**修学支援のあり方の見直しや体制のスリム化、業務効率化等の改革に更に取り組む**べき。

（企業支援）

- 企業セクターへの財政支援について、近年、補助金による支援が大きく増加しているが、より効果的なものとするため、**対象となる企業の規模等を踏まえた支援の妥当性を精査**するとともに、**制度設計や財源確保も含めた実効性の担保について十分に検討**することが必要。

IV 安心して豊かな地域社会の確立

(社会資本整備)

- 人口動態やインフラの老朽化等を念頭に、災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくりを進めるとともに、デジタル技術の活用や、専門職員の確保等が可能となる広域化などの検討・推進が重要。

(地方の税財源)

- 経済社会の構造変化に伴い、企業の事業活動等の実態以上に地方税収が大都市部に集中しており、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む必要。

(地方経済の創生)

- 農業を自立した産業に転換していくため、米・水田政策については、生産において、多様なニーズを的確に捉え、自立した収益構造を確立する必要。また、米の安定供給の観点から、国内需給の調整弁として複数の手法を備えることが重要。
- 観光産業は、地域の消費や雇用を支える重要な輸出産業であり、文化財等を含む地域の観光資源を活かした戦略的な観光地域づくりによって、文化財等の地域資源の持続的な継承を図るとともに、地方誘客ひいては地域の活性化につなげていくことが重要。

V 持続可能な社会保障制度の構築

- 社会保障の持続性を確保するための改革に不断に取り組む必要。全世代型社会保障の構築に向けた改革工程に基づき、医療・介護の給付と負担のバランスの適正化を通じて、現役世代の保険料負担を最大限抑制することが重要。
- 患者や医療・介護現場において、社会保険の基本理念に基づき各関係者が果たすべき機能や役割について認識が共有され、その体現に向けて活動が行われるとともに、関係者が密接に連携しながら全体を形作ることが理想。こうした理想像を描きながら、共通認識の醸成やそれに基づく行動変容を制度面でも後押しするための制度改革を、持続可能な未来を実現するために今何を行うべきか、バックカスティング的に議論していくことが有用。

(医療)

- 次期診療報酬改定については、医療機関の経営状況の実態をデータに基づき分析し、国民負担の軽減と必要な医療保障のバランスを図りつつ、メリハリある対応をとることが重要。特に、本年4月からかかりつけ医機能報告制度が開始したことを契機に、全人的なケアを提供する医療機関が適切に評価されるよう報酬体系の見直しを図るべき。
- 費用対効果評価の一層の活用に向け、現行の評価体制の抜本的な強化を進めるとともに、対象医薬品や価格調整の範囲を拡大するほか、費用対効果評価の結果を保険収載の可否の判断に用いることも検討すべき。
- 年齢ではなく能力に応じた負担とし、世代間の公平性を確保する観点から、医療・介護保険制度における金融所得の勘案、金融資産等の取扱いについて検討を深めるとともに、長寿社会にふさわしい高齢者医療制度のあり方について検討を深めるべき。

(介護)

- 限られた介護人材を有効活用し、生産性を向上させることは重要であり、ICT機器を活用した人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化、職場環境の整備に取り組むべき。
- あわせて、利用者負担の見直し、ケアマネジメントに関する給付のあり方（利用者負担等）の検討、軽度者に対する介護サービスの地域支援事業への移行など、改革工程に沿って給付と負担の見直しを早急に進めるべき。

(障害福祉)

- 事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき。

(生活保護等)

- 生活扶助基準は、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るべきであり、データの充実に取り組み、定期検証を1年前倒すとともに、世帯類型別の消費実態を適切に反映すべき。データ活用の推進により、医療扶助の適正化を進めるべき。

◇(2025.5.9)

- ▶ 5月9日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、とりまとめに向けた審議を行った。
- ▶ 協議では、建議(案)(未公表)が示され、協議が行われた。

◇(2025.4.23)

- ▶ 4月23日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、「持続可能な社会保障制度の構築」について協議を行った。
- ▶ 社会保障関係費については、実質的な伸びを「高齢化による伸びに抑える」との方針を達成してきたとし、今後もこの考え方に沿ったメリハリのある予算編成を実施していくことが重要であることを示した。
- ▶ 2024年度予算、2025年度予算(政府原案)においても、制度改革・効率化等に取り組み、「高齢化による伸びに抑える」との方針に沿った姿を実現しつつ、年金スライドや人事院勧告等を踏まえた対応など経済・物価動向等への配慮や少子化対策の充実、報酬改定等について適切に措置されているとした。

社会保障関係費のメリハリある予算編成

- 社会保障関係費については、過去10年間、経済・物価動向に適切に配慮しつつ、社会保障を持続可能なものとするための改革を行うことで、メリハリある予算編成を実施し、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による伸びに抑える」との方針を達成してきた。
- 直近で診療報酬改定が行われた2024年度予算、2025年度予算（政府原案）においても、制度改革・効率化等に取り組み、「高齢化による伸びに抑える」との方針に沿った姿を実現しつつ、年金スライドや人事院勧告等を踏まえた対応など経済・物価動向等への配慮や少子化対策の充実、報酬改定等について適切に措置されている。
- 今後も、この考え方に沿ったメリハリのある予算編成を実施していくことが重要。

(単位：億円)

	2024年度編成		2025年度編成（政府原案）	
	増減	主な制度改正等	増減	主な制度改正等
社会保障関係費	+8,500		+5,600	
年金	+3,200	年金スライド +2.9% (予算積算上の改定率) +3,500	+2,900	年金スライド +1.9% (予算積算上の改定率) +2,200
医療	+1,200	診療報酬改定 +0.88% +800 薬価改定等 ▲1,300 前期財政調整における報酬調整 ▲1,300	+1,000	薬価改定等※ ▲1,300
介護	+300	介護報酬改定 +1.59% +400	+100	—
福祉等	+3,800	障害報酬改定 +1.12% +200 児童手当の拡充 +1,200 育休国庫負担引き上げ +1,000 出産・子育て応援交付金 +300	+1,600	人事院勧告等を踏まえた保育給付の増 +300 児童手当・児童扶養手当の拡充 +200 保育所1歳児クラスの職員配置改善 +100

※ 政府原案に含まれていた「高額療養費の見直し」については、国会審議等を踏まえ、実施を見合わせ、本年秋に改めて検討し決定することとし、予算修正が行われた。

5

- ▶ また、今後の介護保険制度改革の方向性として、「介護保険制度については、これまでも給付の適正化等の改革を実施してきたが、一人当たり介護給付費が急増する85歳以上人口が増加を続けることや、現役世代(支え手)の減少を見据え、以下の3つの視点から制度の持続性確保のための見直しを進めることで、中長期的に増大する介護需要に応えられる体制を構築していく必要」との考えのもと、下記の通り示された。

今後の介護保険制度改革の方向性（総括）

- 介護保険制度については、これまでも給付の適正化等の改革を実施してきたが、一人当たり介護給付費が急増する85歳以上人口が増加を続けることや、現役世代(支え手)の減少を見据え、以下の3つの視点から制度の持続性確保のための見直しを進めることで、中長期的に増大する介護需要に応えられる体制を構築していく必要。

保険給付の効率的な提供

◆ これまでに取り組んできた主な事項

- サービス付き高齢者向け住宅等における利用者の囲い込み・画一的なケアプラン是正
 - ・ 訪問介護・居宅介護支援の同一建物減算の導入
- 頻回のサービス利用についてのケアプランチェック
 - ・ 2018年10月より導入
- インセンティブ交付金の活用
 - ・ アウトカム指標への配点重点化、評価結果の「見える化」等の見直し
- 介護療養病床等の転換
 - ・ 介護医療院の創設（2024年3月 介護療養型医療施設の廃止 等

◆ 今後の改革の主な方向性

- 生産性の向上
 - ・ ICT機器を活用した人員配置の効率化、経営の協働化・大規模化、職場環境整備等
- 高齢者向け住まい等の報酬体系の見直し
- 人材紹介会社の規制強化
- 訪問看護の適正化、入居者紹介手数料等への対応

保険給付範囲の在り方の見直し

- 要支援者の訪問・通所介護の地域支援事業への移行
 - ・ 2018年3月末に移行完了
- 特別養護老人ホームの重点化
 - ・ 2015年4月より、入所者を原則として要介護度3以上の高齢者に限定
- 福祉用具・住宅改修に係る給付の適正化
 - ・ 2018年10月より、福祉用具等の価格の上限を設定
 - ・ 2024年度より、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制を導入 等

- 軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行
 - ・ 生活援助サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供
- 福祉用具の貸与と販売の選択制導入等の効果検証
- 保険外サービスの活用

高齢化・人口減少下での負担の公平化

- 利用者負担の引上げ
 - ・ 所得額に応じて、2割負担、3割負担を導入
- 補足給付の要件見直し
 - ・ 2015年8月に預貯金等を勘案する資産要件を追加
- 介護納付金（2号保険料）の総報酬割導入
 - ・ 2017年8月分より、段階的に移行し、2020年度に全面移行
- 1号保険料負担の見直し
 - ・ 2024年度より、所得再分配機能を強化 等

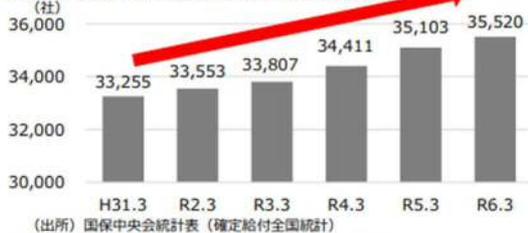
- 利用者負担の更なる見直し
 - ・ 2割負担の範囲の見直し
 - ・ 金融資産、金融所得の勘案
- ケアマネジメントの利用者負担の導入
- 多床室の室料負担の更なる見直し

- ▶ 倒産件数の増加、訪問介護事業所が1つもない自治体(107町村)との指摘のある訪問介護事業者については、「地域の実情や現場のニーズ等に即したきめ細かい人材確保策等を推進すべき」「近隣自治体との連携の枠組みなども活用すべき」であるとした。また、介護サービスの状況の適切な実態把握を行うことが重要。報酬の議論では、一律の対応ではなく、地域の人口動態や提供体制の状況を踏まえた対応を行うべきとした。

訪問介護事業者の状況と対応

- 訪問介護事業者については、倒産件数が増加しているという指摘があるが、施設事業に比べ新規参入も容易であり、事業所数は増加。報酬改定後の令和6年6～8月の期間においても、事業所数は31件の増となっており、休廃止の主な要因は「人員の不足」。
- 介護サービス情報公開システムにおける「訪問介護事業所が1つもない自治体」(107町村)について指摘があるが、広域でのサービス提供が行われている自治体や、システムに表れない小規模事業所・基準該当サービス等が存在することに留意が必要。

◆令和6年改定までの訪問介護事業所数の推移



◆広域でサービス提供が行われている自治体の例 ◆広域連携の取組



◆令和6年改定後の厚生労働省調査結果の概要

1. 訪問介護事業所数の変化

- 休止・廃止(令和6年6月～8月): 552件(対前年同期比+8.2%)
- 地域別では、大都市部を含む地域の休止・廃止事業所数の増加が大きい傾向
- 新規・再開(令和6年6月～8月): 583件
- 休止・廃止と新規・再開の差引で**31件の増**

2. 休止・廃止の理由

- **人員不足: 255件**、経営戦略上の統廃合: 78件、報酬改定に伴う収入減: 7件

3. 報酬改定の影響等

- 訪問回数1回当たり収入の平均値は報酬改定前に比べて微増。
- 都市部・地方部ともに、利用者充足数の不足が収入減に繋がっている事業者が多い(中山間地域等では介護サービスの需要の減少、都市部においては介護サービス需要増加の一方で事業所間の競争等に伴い、訪問回数が減少)
- 職員確保につき、都市部では紹介料負担などの費用増、中山間地域等では移動時間の長さ、所在地域に就労人口が少ない、といった課題があげられている。

◆介護サービス情報公開システムに表れないサービス

名称	提供する事業者	指定の効力等	保険給付
指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒ 指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
基準該当居宅サービス	基準該当サービス事業者 ⇒ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援)	特例居宅介護サービス費
離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり)	

※このほか、過去1年間の介護収入が100万円以下の小規模事業所もシステムに掲載されていない

(出所) 厚生労働省「社会保障審議会介護給付費分科会」(令和6年12月23日、令和7年4月14日) 資料等より要約

【改革の方向性】(案)

- 引き続き、地域医療介護総合確保基金の支援メニューや、2024年度補正予算で措置(9.8億円)した訪問介護の提供体制の確保支援等を活用し、地域の実情や現場のニーズ等に即したきめ細かい人材確保策等を推進すべき。また、近隣自治体との連携の枠組みなども活用すべき。
- 介護需要の減少が進む地域における介護サービスの状況について、適切な実態把握を行うことが重要。今後の報酬の議論においては、一律の対応ではなく、地域の人口動態や提供体制の状況を踏まえた対応を行うべき。

- ▶ 日本全体で労働力の確保が課題となる中、限られた介護人材を有効活用し、生産性を向上させることは喫緊の課題。ICT機器を活用した人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化を強力に進めていくことが不可欠とした。

生産性の向上: ICT機器の活用・人員配置の効率化等

- 日本全体で労働力の確保が課題となる中、限られた介護人材を有効活用し、生産性を向上させることは喫緊の課題。増大し続ける介護ニーズに対応していくため、ICT機器を活用した人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化を強力に進めていくことが不可欠。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)(2023年12月22日閣議決定)

「より多くの事業所で、サービスの質を高めつつ、介護職員の負担軽減や事務の効率化を図るため、KPIを設定し、生産性向上に向けた取組を推進する。(中略)あわせて、ICT化による生産性向上等を踏まえて、介護付き有料老人ホーム以外の介護施設(特別養護老人ホーム等)についても、今後の実証事業によって、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。」

◆介護テクノロジーの導入状況

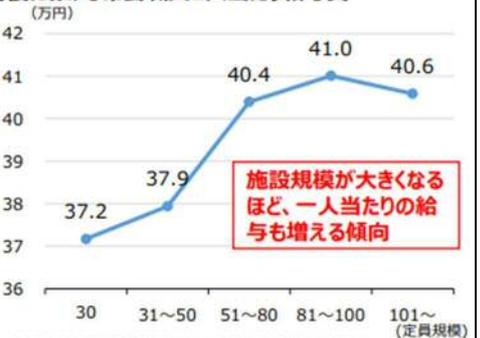


◆効果測定事業の実証結果

- 老健施設(夜間)
 - ・業務時間: 平均**29.3%減少**(31.5分/人→22.3分/人)
 - ・職員1人当たり対応可能な利用者 ⇒ 平均**45.4%増加**
- (出所) 介護給付費分科会資料(2023年11月30日)
- 特養、老健施設等(昼間)
 - ・介護福祉士の主要な直接介護業務時間
 - 日常的にICT活用している施設: 262分
 - これまでICT活用していない施設: 218分
 - ⇒ **1.2倍程度**大きい

(出所) 厚生労働省「介護給付費分科会資料」(2020年11月9日)

◆特養における常勤職員1人当たり給与費



施設規模が大きくなるほど、一人当たりの給与も増える傾向

【2024年度介護報酬改定における見直し】

- **特定施設（介護付き有料老人ホーム等）**における人員配置基準の特例的な柔軟化 ⇒ 利用者数：介護職員数 = **3：1 → 3：0.9**
（ICT機器の活用によりケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われていること、などが要件）
- **介護老人保健施設**における**夜間**の人員配置基準の柔軟化 ⇒ 配置人員数 = **2人以上 → 1.6人以上**
（全ての利用者への見守りセンサーの導入、夜勤職員全員のインカム等のICT機器使用、などが要件）
※特養における夜間の人員配置基準の柔軟化については、2021年度介護報酬改定で既に見直し

【改革の方向性】（案）

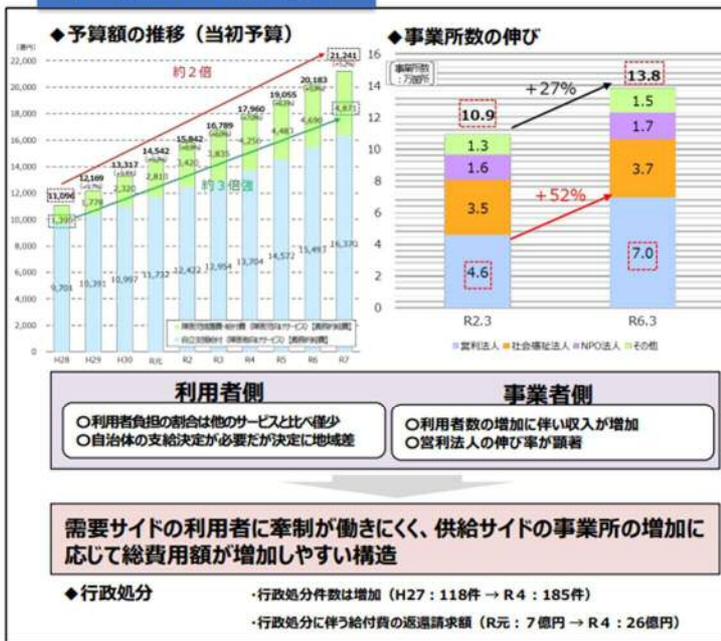
- 2024年度補正予算で措置（200億円）した介護テクノロジー導入・協働化等支援事業等を活用し、ICT機器の導入・活用を引き続き推進するとともに、**経営の協働化・大規模化を早急に進めるべき**。あわせて、**特養等における人員配置基準の更なる柔軟化**に引き続き取り組むべき。

▶ 障害福祉については、「障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（障害児向けサービスは約3倍強）。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠」「需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき。」との考えのもと、下記の通り示された。

障害福祉（総括）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（障害児向けサービスは約3倍強）。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき。

障害福祉サービスの現状



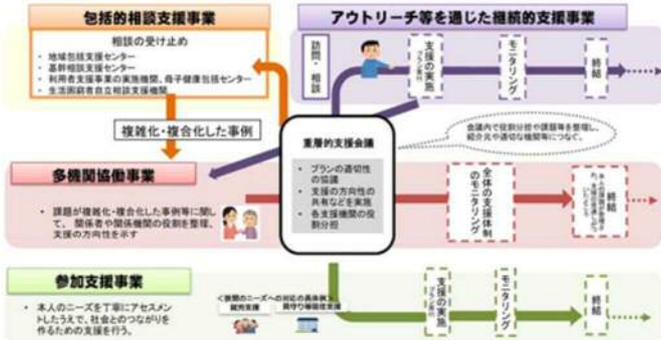
今後の主な改革の方向性

- **事業者指定のあり方の見直し**
 - ・ 各自治体による次期障害福祉計画のサービス見込量の精緻化とそれに基づく総量規制や意見申出制度の活用
 - ・ 形式的な審査にとどまらず、安定的なサービス運営に懸念がある事業者が安易に指定されないよう指定プロセスを見直し
 - ・ 意見申出制度の運用の改善
- **事業所への実地指導等の強化**
 - ・ 運営指導・監査の強化に係る方針に則った着実な対応及び当該方針についての周知徹底
 - ・ 上記取組に関する実施状況・効果の確認・検証
- **不正行為に対する対処等**
 - ・ 加算金制度のあり方
 - ・ 利用者紹介に対する利益供与等への対応

重層的支援体制整備事業の見直し

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。そのうち多機関協働事業は、関係機関の連携体制構築・対応力向上等も目的としたものであり、これまで事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援機関等の役割分担を行う支援プランを決定。
- 実施市町村数や予算額は急増しているものの、多機関協働事業に任せきりなどの本来の役割を超えて運用されている場合もあり、今後の効果的な制度の在り方について、現在、厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」で検討が進められている状況。

◆重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



◆多機関協働事業による体制構築案（今後のイメージ）



◆重層的支援体制整備事業の実施自治体数・予算額の推移

	R3	R4	R5	R6	R7	
実施市町村数	42団体	134団体	189団体	346団体	473団体 (予定)	
予算額 (億円)	事業全体	76億円	232億円	322億円	543億円	718億円
	うち多機関協働事業等	10億円	27億円	27億円	53億円	56億円

これまでの議論を踏まえた論点整理（案）（令和7年3月27日厚生労働省第9回地域共生社会の在り方検討会議）

- ⑥多機関協働事業の役割・機能（抄）
 - ・多機関協働は、後方支援を担い、既存相談支援機関の対応力を向上させていく中で、その機能自体は徐々に縮減していくものであるが、複雑・困難な事例がゼロにはならないため、その段階に応じた支援を検討してはどうか。
 - ・個別ケースの調整機能について、その役割を超えて運用されているケース（ケースを任せきりにされてしまう等）も生じている現状を踏まえ、既存制度等を最大限活用してもなお対応できない者に係るケースを明確にした上で、多機関協働の対象案件について、一定の整理・標準化を図るとともに、そのニーズに応じた体制整備を求めることとしてはどうか。

【改革の方向性】（案）

- 重層的支援体制整備事業については、これまでの取組を検証し、その役割を踏まえた適切な目標設定・期間設定を行うなどにより、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定できるよう、制度の方向性を検討すべき。

身寄りのない高齢者等への対応

- 単身高齢者世帯の急増が見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで広く生活を支えることが課題。現在、厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」において、認知症高齢者、知的障害者等を対象とした現行の「日常生活自立支援事業」の拡充を含め、身寄りのない高齢者等を対象とした身元保証・死後事務を含む意思決定支援の方策を検討中。

日常生活自立支援事業の概要（現行）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

- 実施主体**
 - 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
 - ※ 事業一単位を、指定都市社会福祉協議会等（基幹的団体の）に委託
 - 【令和5年度末の実施体制】

認知症高齢者等の対象者数	利用人数	生活実態調査
1,640名	4,767人	15,586人
- 利用対象者**
 - 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約的内容について判断し得る能力を有していることと認められる者。
 - 【令和5年度末の実施対象者数と内訳】

認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計	
実利用者数 (人)	20,804人	34,612人	17,991人	2,991人	56,398人
	36.9%	25.9%	31.9%	5.3%	100.0%
- 援助の内容**
 - 福祉サービスの利用援助
 - 福祉サービスを利用し、または利用を促すために必要な手続き
 - 福祉サービスについての価格決定制度を利用する手続き
 - 在り余、取組等の費用、日常生活上の消費品及び福祉サービスの届出等の行政手続きに関する援助、その利用サービスへの適切な利用のために必要な一助の援助
 - 福祉サービスの利用料を支払う手続き
 - 日常生活費管理サービス
 - 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
 - 医療費を支払う手続き
 - 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - 日用品等の代金を支払う手続き
 - ①～④の支払いに伴う領収書の払い戻し、解納、届け入れの手続き
 - 高齢者の権利サービス（保護できる業務等）
 - 専断証書
 - 意思決定の補助
 - 権利証
 - 契約書
 - 保証証書
 - 実印・銀行印
 - その他、実施主体が適当と認めた業務（カードを盗む）
- 実利用者数の推移**

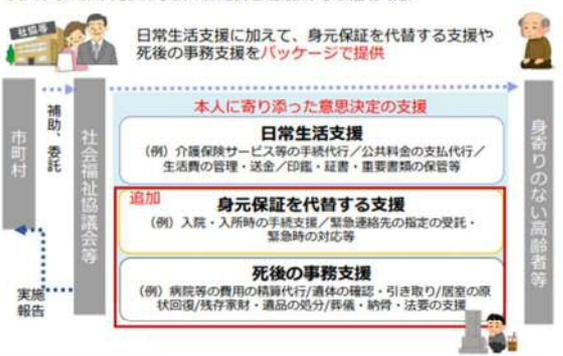
年度	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
H23	17,814				17,814
H24	40,720				40,720
H25	41,632				41,632
H26	46,587				46,587
H27	49,791				49,791
H28	51,828				51,828
H29	53,484				53,484
H30	54,797				54,797
R1	55,717				55,717
R2	56,701				56,701
R3	56,549				56,549
R4	56,350				56,350
R5	56,398				56,398

※ 注：身体障害者福祉法に基づき、福祉サービス申請の助成が廃止、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の自費負担が実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会の資料をもとに年度別実利用者数に作成

総合的な支援パッケージを提供する取組（現在実施中のモデル事業）

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間へ落ちることのないよう、**身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組**を実施。



これまでの議論を踏まえた論点整理（案）（令和7年3月27日厚生労働省第9回地域共生社会の在り方検討会議）

- ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に関して、経済的な理由により民間事業者によるサービスを受けられない方については、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、新たな事業（新日自事業（仮称））として社会福祉法に位置付け、多様な主体が参画できるようにしてはどうか。
- ・ その際、民間サービスとの関係性や、**制度の持続性の観点から体制面・費用面をどう考えるか。資力が少ない方について、その利用に関し、特別な配慮が必要ではないか。**

【改革の方向性】（案）

- 身寄りのない高齢者等への支援の検討に当たっては、既存の民間サービスとの関係性を整理するとともに、原則として資力に応じた利用料を設定するための方策を検討するなど、体制面・費用面について制度の持続可能性の観点から検討を行うべき。

◇(2025.4.15)

- ▶ 4月15日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、「活力ある経済社会の実現」・「安心で豊かな地域社会の確立（「地方創生 2.0」実現に向けた関連施策の課題等）」について協議を行った。

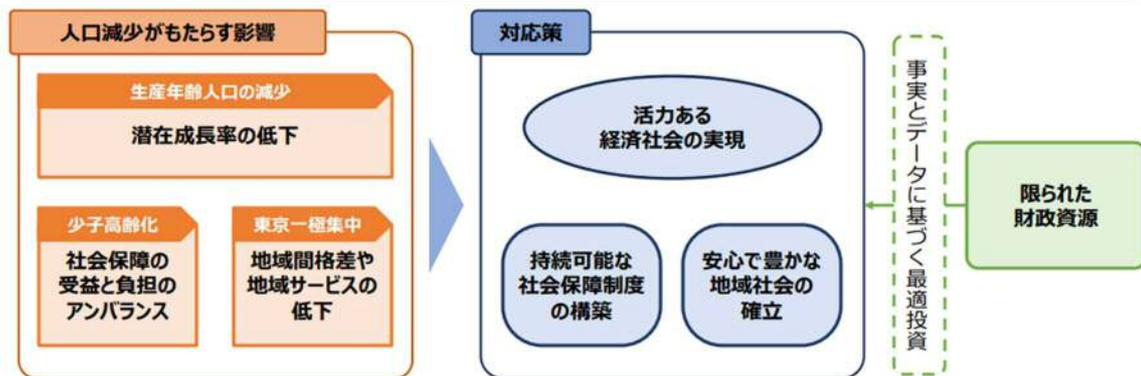
- ▶ 協議では、「活力ある経済社会の実現に向けて」と題し下記の方向性が示された。
 - 労働生産性を向上するためには、限られた人的リソースを効率的に配分し、省力化投資・DX 等による効率化を進めるとともに、企業内外の新たな業務等に対応するためのリスクリングの促進、労働移動の円滑化が重要。また、仕事と育児等との両立に向けた環境整備等により、多様な働き方を確立していくことも重要
 - 人的資本の蓄積に向け、人材育成を強化するためには、高等教育における安定的・持続的な質の確保が不可欠。このため、私学助成について教育の質等に着目したメリハリ強化や大学の規模の適正化を早急に推進するための見直しを図るべき。あわせて、修学支援のあり方を見直しや体制のスリム化、業務効率化等の改革に更に取り組むべき
 - 企業セクターへの財政支援について、近年、補助金による支援が大きく増加しているが、より効果的なものとするため、対象となる企業の規模等を踏まえた支援の妥当性を精査するとともに、制度設計や財源確保も含めた実効性の担保について十分に検討することが必要

◇(2025.4.9)

- ▶ 4月9日、財務省は財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、政府が6月頃決定する「骨太方針 2025」に向けた「春の建議」とりまとめに向けた議論を開始した。
- ▶ 今回は、財政制度分科会長互選と分科会長代理指名と「財政総論」等について報告及び協議を行った。
- ▶ 分科会長には十倉 雅和住友化学(株)取締役相談役、分科会長代理には増田寛也日本郵政(株)取締役兼代表執行役社長が選任された。
- ▶ 構造的な課題として「人口減少・少子高齢化」をあげ、マクロ面では、生産年齢人口が減少し、「社会保障の受益と負担のアンバランスに大きく影響」「地域間格差や地域サービスの低下をもたらす」とした。
- ▶ 解決策の一つとして、持続可能な社会保障の構築をあげ、「2025年に、いわゆる『団塊の世代』の全員が後期高齢者である75歳以上になるが、75歳以上になると、1人当たりの医療・介護の費用が大幅に増加。そのため、医療・介護分野等の給付の効率化・重点化に取り組んでいく必要がある」とした。
- ▶ また、物価上昇の社会保障財政への影響について、「社会保障分野においては、高齢化等により、給付費が雇用者報酬を上回って増加しており、保険料率が上昇している。これに加えて、物価・賃金の伸びを給付に反映した場合、保険料率の更なる上昇につながり、現役世代の負担が更に増加(可処分所得が減少)することにも留意が必要」とした。

人口減少下での経済財政政策

- 日本の経済社会にとって「人口減少・少子高齢化」が構造的な課題。マクロ面では、生産年齢人口が減少し、①潜在成長率の低下や②社会保障の受益と負担のアンバランスに大きく影響、ミクロ面では、人口減少度合には地域差があり、③地域間格差や地域サービスの低下をもたらす。
- これらの解決策として、①活力ある経済社会の実現（労働生産性の向上、企業投資の効率性向上等）、②持続可能な社会保障制度の構築、③安心して豊かな地域社会の確立（地方創生、社会資本整備等）を進めていくことが重要であり、財政はこれらの政策の裏打ちとなる。
- 足もとの金利上昇局面では、政府の資金調達コストも上昇するため、投資効果を見据えた政策運営が必要。投資効率を高めるため、EBPMや事実とデータに基づく議論を展開していくことが重要。

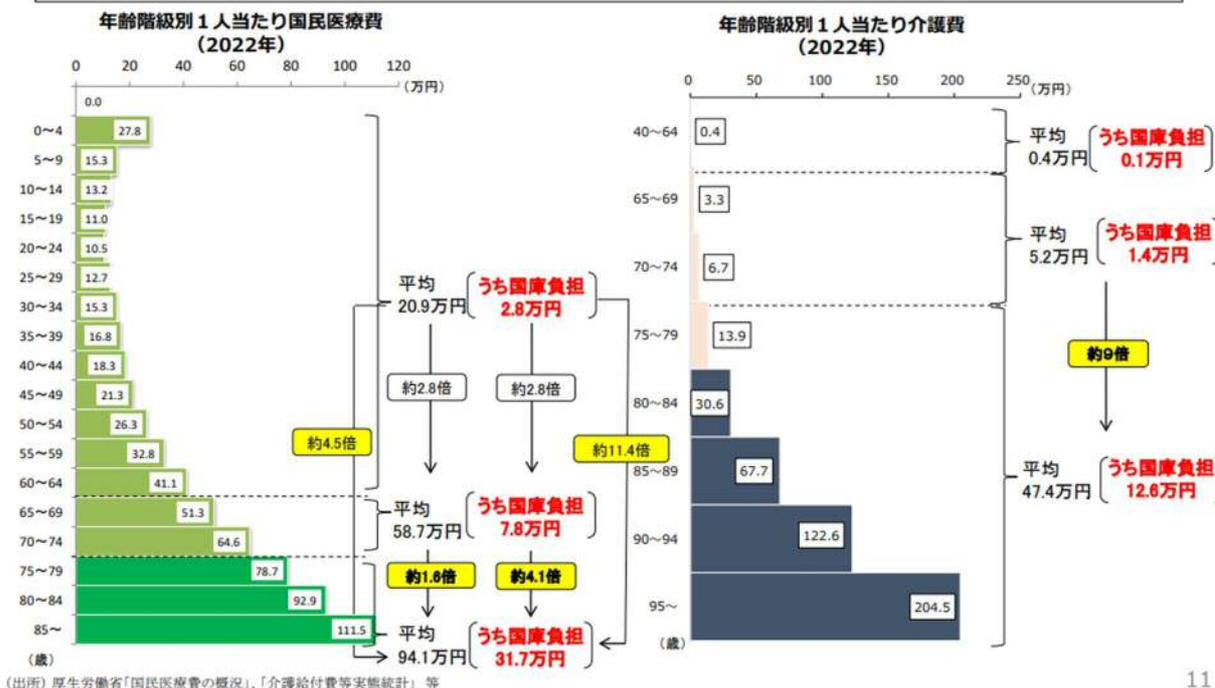


人口減少が進む中、国の資源を効率的・効果的に最適投資することで、「健全で活力ある経済」「安心して豊かな社会」を実現

年齢階級別 1 人当たり医療・介護費について

持続可能な
社会保障制度の構築①

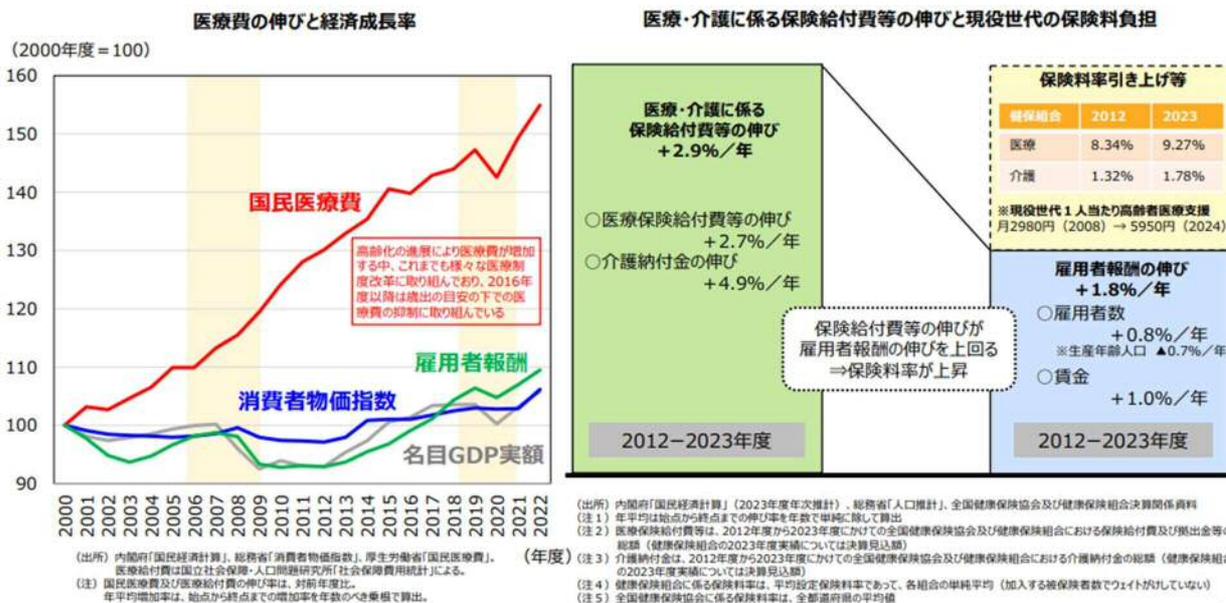
- 2025年に、いわゆる「団塊の世代」の全員が後期高齢者である75歳以上になるが、75歳以上になると、1人当たりの医療・介護の費用が大幅に増加。そのため、医療・介護分野等の給付の効率化・重点化に取り組んでいく必要がある。



11

物価上昇の社会保障財政への影響

- 社会保障分野においては、高齢化等により、給付費が雇用者報酬を上回って増加しており、保険料率が上昇している。これに加えて、物価・賃金の伸びを給付に反映した場合、保険料率の更なる上昇につながり、現役世代の負担が更に増加（可処分所得が減少）することにも留意が必要。



30

経済・財政一体改革推進委員会

◇第 53 回(2025.5.13)

- ▶ 5月13日、内閣府は第53回経済・財政一体改革推進委員会を開催した。
- ▶ 今回は、経済・財政一体改革における Well-being の位置づけ及び今後の検討方針案が示され、当面の検討方針として下記事項等が示された。

○政策の必要性の検討に資するよう、Well-being の低い状況、損なわれている状態などを把握・測定

する取組を重視する

- 主観的な指標等については、内閣府の「満足度・生活の質に関する調査」や、関係省庁が行う類似の調査等の内容を踏まえながら、(中略)本年度中を目途に調査設計を進める
- 政府全体として Well-being の観点の取り込みが進んでいくよう、Well-being に関連する基本計画・方針等の見直しの際には、適切なKPIの設定を行う等の検討を促進する。
- ▶ また、今後の進め方として下記事項が示された。
 - 「進捗管理・点検・評価表」の策定をはじめとした経済・財政一体改革推進委員会及び各 WG での議論の内容については、今後開催される経済財政諮問会議へ報告し、年央の骨太方針に反映。
 - その後、本年7～8月に、EBPM アドバイザリーボードを開催。引き続き、EBPM をはじめとする関連の取組を推進。

経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ

◇第 54 回(2025.4.28)

- ▶ 4月28日、内閣府は第54回経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループを開催し、「社会保障・こども分野における経済・財政一体改革の検討事項等」等について報告・協議が行われた。
- ▶ 少子化対策・こども政策については、「こどもまんなか実行計画 2025」を、骨太の方針(6月目途)までに工程表等も含めて改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映するとされた。
- ▶ また、保育士の処遇改善については、「令和6年度補正予算では、10.7%の大幅な処遇改善を実施し、令和7年度予算でも財源を確保した上で、これを反映した」とし、「今後とも、こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める」方針が示された。
- ▶ なお、こども家庭庁の報告では、保育士の令和6年の平均給与は月額32.9万円で、全産業平均38.6万円と5.7万円の差がある(データには、令和5・6年の人事院勧告に伴う人件費の引上げを反映していない)。

職種別平均賃金(役職者除く)(月収換算)



資料:「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの)により、こども家庭庁保育政策課で作成。

(※1)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※2)「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士(男女)の数値。

(注1) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与其他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、

精算手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与其他特別給与額」とは調査前年の1年間(原則として調査前年の1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。

- ▶ 介護職員の処遇改善については、「介護職員に関しては、令和6年度介護従事者処遇状況等調査では、介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、令和5年度と令和6年度を比較すると、4.3%(約 1.4 万円)増加している)とし、対応方針として
 - ・令和 6 年度介護報酬改定において措置した処遇改善加算の更なる取得促進に向けた取得要件の弾力化や、令和 6 年度補正予算で措置した施策による生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げに取り組む
 - ・令和 8 年度以降の対応については、これらの施策の実施状況や処遇改善に与える効果について実態を把握し、財源とあわせて令和 8 年度予算編成過程で検討することが示された。

政労使の意見交換

◇(2025.5.22)

- ▶ 5 月 22 日、内閣官房は政労使の意見交換を開催した。
- ▶ 会議では、2025 年春季労使交渉、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案及び最低賃金の引上げ方針について、意見交換が行われた。
- ▶ 意見交換をふまえ、石破総理大臣は「2029 年度までの 5 年間で、実質賃金で 1 パーセント程度の上昇を賃上げの新たな水準の社会通念として我が国に定着をさせ、『賃上げと投資がけん引する成長型経済』を実現するため、『賃金向上推進 5 か年計画』に基づき、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備に政策資源を総動員する。」とし、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。」と発言した。

2. 規制改革

<会議>

規制改革推進会議

◇「規制改革実施計画」閣議決定(2025.6.13)

- ▶ 政府は、6月13日に「規制改革実施計画」を閣議決定した。
- ▶ 規制改革は、人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するための極めて重要な取組であるとし、「Ⅰ 地方創生」「Ⅱ 賃金向上・人手不足対応」「Ⅲ 投資大国」「Ⅳ 防災・減災」分野における規制・制度改革事項が示された。
- ▶ 介護サービスの提供体制については、下記が示されている。

Ⅱ 賃金向上・人手不足対応

◇地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し

- ・施設・居宅といったサービス種別にかかわらず複数の事業所間での専門職等の兼務など、異なる介護サービス間の連携による配置基準の柔軟化・合理化、基準該当居宅サービス及び離島等相当サービスの更なる活用に向けた地域特性等の実態を踏まえた対応、介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し等を検討すべきとの指摘があることを踏まえ、介護サービスの一定の質の維持を前提とした持続可能な介護サービス提供体制を構築するため、既存の配置基準等にとられない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる見直し等について、介護人材不足等により既存の配置基準等への適合が困難となるなど早急な対策が必要な地方公共団体や介護現場等からの意見を踏まえつつ、ICTやAI等の技術の進展も考慮しながら検討。
- ・令和8年度までに社会保障審議会介護保険部会等で結論を得た上で、令和9年上期までに速やかに所要の措置を講ずる。

「規制改革実施計画」(概要)

- 地域の人々や企業の活動の前提となる規制・制度について、利用者目線を徹底し、時代や環境の変化、技術の進歩に応じた不断の改革を実現していくことが必要不可欠。
- 人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、政府全体として、本計画に記載の規制改革事項の実現に向け、スピード感をもって強力に改革を推進

<各分野における規制・制度改革事項>

I 地方創生

◇膨大な所有者不明土地等の有効活用(農地集約、工場建設等)

所有者不明土地にかかる所有者探索(登記名義人の子孫等)のコスト削減・迅速化のため、所有者探索を国(法務局)が無償で行う仕組み(長期相続登記等未了土地解消事業)の対象拡大[措置済]、建物への適用拡大の検討[7年度結論]等

◇ロボット農機の公道走行制度化(圃場間移動等を通じた地域での活用)

農業の生産性向上等のため、遠隔・自動運転トラクター等のロボット農機(特殊自動車)に自動運行装置を備えることを可能に(道路運送車両の保安基準の改正)[措置済]、道路交通法上の特定自動運行の許可取得が可能である点を明確化[7年度措置]

◇地方の移動の不足の解消(ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備等)

全国の移動の不足解消に向け、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を実施。特に、地方の中小都市など、公共交通手段の利便性が低い地域の移動の不足解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論[直ちに実施]等

◇地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化

オンライン診療専用車両等を診療回数・場所等の制約なく活用できるよう、医療法改正や通知等によって運用基準を明確化[6年度検討開始等]等

◇地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し

地域の実情に応じて必要な病院機能を維持するため、宿直の例外規定(医師から看護師への電話指示等)にオンラインでの対応が含まれる旨明確化[7年措置]、デジタル活用による複数病院の宿直を遠隔で兼務可能とすることを検討[7年上期検討開始等]

◇在宅医療における円滑な薬物治療の提供

24時間対応できる薬局がない地域でも、患者の急な症状に対し訪問看護師が適切な薬剤を提供できるよう、訪問看護ステーションに配置できる医薬品（現行は滅菌消毒用医薬品及び浣腸薬等の7品目のみ）の拡充（例：点滴の輸液）を検討[7年度措置等]

◇一般用検査薬への転用の促進

健康状態の日常的な把握・管理により、病気(生活習慣病、性感染症等)の早期発見・受診・治療につなげるため、穿刺血(指先から採取する微量な血液)を検体に用いた検査薬のOTC化を可能とするよう基準の見直しを検討[7年度調査、8年度検討・結論・措置等]

◇公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止

自治体との契約にて紙の領収控の保管義務が課されるコンビニエンスストア等の公金収納代行業務について、デジタル化によるコスト削減・効率化のため、領収控の電磁的保存を前提とした標準契約書を新たに検討・普及 [7年度検討・措置] 等

◆意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組、伝統的な清酒産業・文化の持続的な発展・継承関係団体と連携して、意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組として、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業に取り組む[7年度措置等]

II 賃金向上・人手不足対応

◇地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し

持続可能な介護提供体制を構築するため、ICTやAI等の技術の進展を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直しについて検討[7年度検討開始等]

◇スタートアップの柔軟な働き方の推進

裁量労働制の活用で直面する課題等、スタートアップの働き方等に関する実態把握の調査を実施し、スタートアップの柔軟な働き方に資する検討を開始。スタートアップで働く役職者等の管理監督者への該当性判断の更なる明確化[7年度検討開始等]

◇副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備

副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理や健康確保の在り方の検討[7年度検討・結論等]

◇時間単位の年次有給休暇制度の見直し

労働者の選択肢を拡大し、通院、自己啓発、育児・介護等の多様なニーズに一層対応した働き方を実現するため、時間単位の年次有給休暇日数の拡大を検討（例：現行では年5日分→年休付与日数の50%に拡大等）[7年度結論等]

◇水道スマートメーターの導入促進

遠隔で水量データ把握でき、検針員の負担緩和にも効果が期待できる水道スマートメーターの普及に向け、メーターの構造特性に応じた検定有効期間の見直し（現在は一律8年）、水道事業者や第三者のデータ利用のルールを明確化[7年度着手等]

◇デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

デジタル・AI技術を活用した遠隔・自律運転の建設機械等に関する労働安全衛生法等で定める安全義務（ヘルメットの着用等）や技能要件について、専門家検討会を設置し項目を整理し、見直しを検討[7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置等]

III 投資大国

◇スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討

会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、ASBJにおける検討提案及び提案に係る議論について、スタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォロー[7年度から継続的に措置等]

◇スタートアップへの資金供給手段の拡大

地域の金融機関等によるスタートアップへの資金供給を拡大するため、新株予約権付融資（融資を行うとともに借手から貸手に対して新株予約権を交付）を適法に実施するための法令解釈を明確化[7年度措置] 等

◇株式会社と株主との建設的な対話の促進

株式会社が適切な対話の相手方を正確に把握するための仕組みである「実質株主確認制度」を導入（会社法の改正）し、株式会社と株主との建設的な対話を促進[7年度検討開始、8年度目途結論等]

◇賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

賃金デジタル払いへの資金移動業者の参入促進、労働者の選択肢拡大等のため、指定審査の迅速化[措置済]、資金決済法の見直しを踏まえた資産保全要件の二重保証の解消[7年上期検討開始]

◇山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現

レベル3.5飛行（山間部や離島など無人地帯において機上カメラの活用等により立入管理措置なしでの目視外飛行）等について、AI等の技術開発動向等も踏まえ、一人の操縦者による多数機同時運航に必要なルール（運航可能な機体数、求められる性能・体制・技能等）を整備 [措置済等]

◇電動キックボード等の安全性確保

交通ルールの周知・広報、取締り強化、官民連携での更なる交通ルールの遵守・事故防止等に必要な取組を実施し、客観的データに基づきその効果をモニタリング・評価・検証 等[7～8年度措置]

◇公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備

公的医療等データ(NDB等12のデータベース)について、各根拠法の改正により医学研究や創薬への活用ニーズが大きい仮名化情報の利用を可能にし、データベース間の連結解析も実現 等[7年結論等]

◇医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

民間事業者等が保有するものも含め、医療等データの利活用（一次利用及び二次利用）に関する包括的かつ横断的な法制度・運用や情報連携基盤等を整備【7年度上期検討開始、8年度夏結論等】

◇水素社会の実現に向けた規制改革

水素利活用の環境整備のため、輸送コストを低減する大容量トレーラの導入を可能とする水素ガス容器の技術基準の改正、【技術的検証に8年度着手】、船舶の燃料用ガス容器の規格や充填施設に係る基準の策定【8年度検討等】等

◆ドローンのエリア単位でのレベル4飛行によるオンデマンド配送の実現

福島県・長崎県における実証を踏まえ、エリア単位でのレベル4飛行にあたっての留意事項等を整理・公表したところ、両県と引き続き連携し、より広範な飛行エリア・環境等でのエリア単位でのレベル4飛行を可能とする【7年度以降検討等】

IV
防災・
減災



◇未登記建物の解消

膨大な数の未登記建物(全国に1,000万戸以上)について、取引や被災時対応を円滑化するため、固定資産課税台帳上の記載を含め実態を調査し、不動産登記法による職権表題登記の実施等を検討【7年度検討開始等】

◇迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進

公費解体に際する建物性判断を地方公共団体が迅速・的確に実施可能とすべく、令和6年能登半島地震の具体的判断事例の収集・公表、専門的知見を有する土地家屋調査士をプッシュ型で活用する仕組みの構築【7年度措置等】等

◇救急救命処置の範囲の拡大

都市部・地方部を問わず救急医療体制がひっ迫する中、救急医療の質の向上を図るため、救急救命士が実施可能な救急救命措置の範囲（厚労省令・告示・通知で規定。現行は33処置）の見直しを、厚労省審議会等で検討【7年度検討開始等】

◇災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

災害時における行政機関又は民間団体からの委託による炊き出しが、食品衛生法上の営業許可は一般には不要であることを明確化【措置済】、広域営業可能化に向けた自治体間調整促進のための調整事項等を周知【7年度措置】

◇(2025.5.28)

- ▶ 5月28日、内閣府は規制改革推進会議を開催し、規制改革推進に関する答申をとりまとめた。
- ▶ 答申のうち、福祉分野に関しては、下記のとおり示された。
 - 地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し
持続可能な介護提供体制を構築するため、ICTやAI等の技術の進展を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直し(人員配置の柔軟化・合理化、基準該当サービス及び離島等相当サービスの更なる活用、介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し等)について検討【7年度検討開始等】
 - 障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減
障害福祉事業所等から自治体への指定・報酬請求の申請・届出について、①標準様式等の使用原則化(ローカルルール防止)、②システム化・ワンストップ化【①措置済、②9年度中目途に措置等】

項目一覧

本資料は、「規制改革推進に関する答申」の説明のために、主要な項目の概要をまとめたものであり、各項目の詳細及び引用等については、直接「規制改革推進に関する答申」本文を参照されたい。

★：中間答申で既出の項目

I. 地方創生

- 膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）★
- ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）★
- 地方の移動の不足の解消（ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備等）★
- 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化★
- 地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し
- 在宅医療における円滑な薬物治療の提供
- 一般用検査薬への転用の促進
- 認可保育所における付加的サービス（体操等）の円滑化★
- 公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止★

II. 賃金向上、人手不足対応

- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し
- 障害福祉分野における申請・届出等に関する事務負担の軽減★
- スタートアップの柔軟な働き方の推進（裁量労働制の対象業務の検討等）
- 副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備
- 時間単位の年次有給休暇制度の見直し★
- 職業紹介責任者の専任規制の見直し
- 高卒就職者に対する求人情報の直接提供等★
- 外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進
- 水道スマートメーターの導入促進
- デジタル・A I 技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について
- 不動産売買仲介におけるデジタル・A I 活用促進

III. 投資大国

- スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討
- スタートアップへの資金供給手段の拡大
- 株式を対価とする外国会社買収の実現★
- オンライン株主総会・社債権者集会の円滑な開催★
- 株式会社と株主との建設的な対話の促進（実質株主確認制度の導入）
- 子会社従業員等に対する株式報酬の無償交付★
- 貢金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大★
- 山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現★
- 電動キックボード等の安全性確保
- 政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（I S M A P）等）の見直し★
- 公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備★
- 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備
- 治験に係る広告規制の見直し
- 水素社会の実現に向けた規制改革★
- 地熱開発に伴う試掘調査の事務の明確化・簡素化
- 食品残さ等のリサイクル促進

IV. 防災・減災

- 未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）★
- 迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進
- 救急救命処置の範囲の拡大
- 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供★

規制改革推進に関する答申（概要）

人口減少、少子高齢化等の課題を克服して地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、「地方創生」「賃金向上、人手不足対応」「投資大国」「防災・減災」を政策重点分野として、利用者目線による規制・制度改革を実施。

※元号はいずれも令和
★：中間答申で既出の項目

I. 地方創生

- 膨大な所有者不明土地等*の有効活用（農地集約、工場建設等）★
 - 工場建設や農地集約など国・自治体の補助事業等に必要土地について、所有者（登記名義人の子孫等）が不明な場合、国（法務局）が無償で所有者を探索し、事業を迅速化（現状では数年のケースも）【措置済】
 - 建物に適用拡大を検討【7年度結論等】
 - ※所有者不明土地特措法の通達等
 - ※司法書士等が戸籍証明書等をオンラインで請求できる仕組み創設（現状、名義人の子孫等の本籍地の役場で請求する必要。数か月以上要するケースも）【7年度結論等】
 - ※システム構築の支援等
- ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）★
 - 無人で耕起・代かき、収穫、田植えなど農作業を行い、作業時間が約30%短縮した例もあるロボット農機について、①道路運送車両法上の位置づけを創設し（保安基準改正）、②道路交通法による「特定自動運行」の対象になる旨を通達等で明確化【①措置済、②7年度措置】
- 地方の移動の不足の解消（ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備等）★
 - 自家用車活用事業を実施可能な時間帯・営業区域等を、地域の実情に応じて緩和【7年度中措置等】
 - 乗合タクシー等に係る地域公共交通会議での協議手続の明確化・迅速化【7年度上期措置等】
 - 自動運転車の安全確保に関するガイドラインの更なる具体化等【7年度措置等】
 - 全国の移動の不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進【直ちに実施等】
 - ※現行制度は道路運送法第78条（自家用自動車を用いた有償運送）
- 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化★
 - オンライン診療専用車両等を診療回数・場所等の制約なく活用できるよう、医療法改正、通知等による運用基準明確化【6年度検討開始等】
 - 看護師等による診療補助行為（点滴・注射等）に関する診療報酬上の評価を明確化【7年度検討・結論・措置】



- 地域での病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し
 - 地域の実情に応じて必要な病院機能を維持するため、①宿直の例外規定にオンラインによる対応が含まれる旨明確化、②複数病院の宿直を遠隔かつ兼務可能とすることを検討 ※厚労省通知の見直し【①7年度措置、②7年度上期検討開始等】
- 在宅医療における円滑な薬物治療の提供
 - 24時間対応が可能な薬局がない地域（全国の市町村のうち約15%）でも、患者の急な症状に対し訪問看護師が適切な薬剤を提供できるよう、厚労省通知を改正し、訪問看護ステーションに配置できる医薬品（例：点滴の輸液）の拡充を検討【7年度措置等】
- 一般用検査薬への転用の促進
 - 健康状態の日常的な把握・管理により、病気（生活習慣病、性感染症等）の早期発見・受診・治療につなげるため、穿刺血（指先から採取する微量な血液）を検体に用いた検査薬のOTC化を可能とする基準*見直し ※厚労省通知【8年度検討・結論・措置等】
- 認可保育所における付加的サービス（体操等）の円滑化★
 - 体操等（体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字等）の有償での「オプション」サービスに関するニーズを踏まえ、全自治体で実施可能である旨及び要件を明確化・周知【措置済等】
 - ※子ども・子育て支援法に基づき定める運営基準に関する事務連絡
 - ※現在一部自治体（横浜市、川崎市等）でのみ独自判断で実施
- 公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止★
 - 業界団体が作成する標準契約書の各自治体における利用【7年度検討・措置】
 - ※地方自治法に基づき自治体が公金収納を私人に委託する際の検査に関する規定を背景とする自治体-私人の契約見直し



【左上】規制改革推進会議第1回地域活性化WG法務部会資料4/9頁【中央】「アム・アジャイル」株式会社から提供【左下】規制改革推進会議第4回部会（医務・介護）WG第9回会合資料4/9頁【右上】社会医療法人和光会（和光）中「食料品の訪問看護ステーション」4/9頁【右中】大塚製薬「血糖値測定器」4/9頁【右下】「アム・アジャイル」株式会社から提供

II. 賃金向上、人手不足対応

○地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し

・持続可能な介護提供体制を構築するため、ICTやAI等の技術の進展を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直し(人員配置の柔軟化・合理化、基準該当サービス及び離島等相当サービスの更なる活用、介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し等)について検討
※介護保険法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。) **【7年度検討開始等】**

○障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減★

・障害福祉事業所等から自治体への指定・報酬請求の申請・届出について、①標準様式等の使用原則化(ローカルルール等の防止)、②システム化・ワンストップ化
【1措置済、②9年度中目途に措置等】
※障害者総合支援法、児童福祉法それぞれの施行規則等に標準様式等を規定

○スタートアップの柔軟な働き方の推進(裁量労働制の対象業務の検討等)

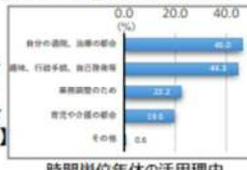
・裁量労働制に関する実態等を把握するための調査を行った上で、その結果を踏まえ、スタートアップにおける柔軟な働き方に資する検討に着手**【7年度検討開始等】**
 ・スタートアップで働く役職者等の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化 ※労働基準法 **【7年度検討開始等】**

○副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備

・副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理や健康確保の在り方について検討 **【7年度検討・結論等】**
 ・ハローワークと副業・兼業を支援する地域の関係機関(商工会議所等)との連携など、副業・兼業のマッチング機能を向上させるための枠組みの構築 **【7年度措置】**
※労働基準法、副業・兼業の促進に関するガイドライン

○時間単位の年次有給休暇制度の見直し★

・労働者の選択肢を拡大し、通院、自己啓発、育児・介護等の多様なニーズに一層対応した働き方を実現するため、時間単位の年次有給休暇日数の拡大を検討(年5日→年休付与日数の50%等) **【7年度結論】**
※労働基準法



○職業紹介責任者の専任規制の見直し

・デジタル技術の徹底活用等により、事業所ごとに専属の職業紹介責任者を選任する義務について、複数事業所での兼任可能とする方向で見直しを検討 **【7年度末を目途に結論等】**
※職業安定法

○高卒就職者に対する求人情報の直接提供等★

・生徒による求人票直接閲覧を実現し、求人票の公開時期の前倒し(夏休み前の7月から1~2か月)
【7年度検討・結論等】
※高校生等の就職に高校が協力する職業安定法上の規定を背景とする全国高等学校就職問題検討会議で検討の上、各教育委員会に通知
 ・慣習となっている校内選考は不要であることを学校への通知等により明確化 **【措置済】**
※高卒就職者は年間約12万人、3年以内離職率は約4割と高いとの指摘



○外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進

・在留資格「教育」を有し、小中中で外国語指導助手(ALT)として働く外国人材の地域での活躍機会を拡大すべく、民間事業者等に雇用されるALTに対する包括許可の付与を含め、資格外活動許可の見直し等を検討 **【7年度検討・結論等】**
※出入国管理及び難民認定法



○水道スマートメーターの導入促進

・遠隔で水量データを把握でき、検針員の負担緩和、漏水検知や住民の見守り等にも効果が期待できる水道スマートメーターの普及に向け、メーターの構造特性に応じた検定有効期間の見直し(現在は一律8年)、水道事業者や第三者のデータ利用のルールを明確化 **【7年度着手等】**
※計量法施行令等



○デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

・建設業界の人手不足解消及び生産性向上のため、デジタル・AI技術を活用し遠隔・自律運転を行う建設機械等に関する労働安全衛生法等で定める安全義務(ヘルメットの着用等)や技能要件について、専門家検討会を設置し、技術に即した見直し**【7年検討開始、結論を得次第速やかに措置等】**



○不動産売買仲介におけるデジタル・AI活用促進

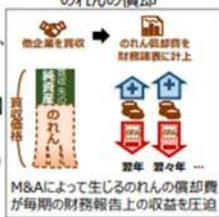
・不動産売買の重要事項説明において、AIサービスの活用が認められる具体例や前提等について、可能なものから随時明確化 **【7年度検討開始等】**
※宅地建物取引業法

(左下)第5回労働基準法研究会(令和6年3月26日)資料1を基に規制改革推進室作成(右左)規制改革推進会議2回議案「人への投資WG」玉置啓用提出資料4(9/5)(右中央左)「実務者提供関係」(9/5)(右中央右)規制改革推進会議第1回スタートアップ・イノベーション促進WG公開資料1(9/5)

III. 投資大国

○スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討

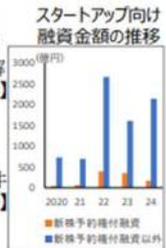
・会計基準におけるのれん^{※1}の会計処理の在り方に関し、ASBJ^{※2}における検討提案及び提案に係る議論について、スタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォロー **【7年度上期措置等】**



※1 企業合併・買収の際、買収価格と被取得企業の純資産の差額
 ※2 企業会計基準委員会(財務会計基準機構が設置する会計基準設定主体)

○スタートアップへの資金供給手段の拡大

・地域の金融機関等によるスタートアップに対する資金供給を拡大するため、新株予約権付融資(融資を行うとともに借手から貸手に対して新株予約権を交付)を適法に実施するための法令解釈を明確化 **【7年度措置】**
※利息制限法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)
 ・AI等を活用した新たな審査スキームで融資を行うノンバンクによるスタートアップへの資金供給の拡大等の観点から、ノンバンク債法その他関係法令の課題を調査し、資本金・出資額要件見直しを含め対応策を検討 **【7年調査・検討開始等】**



○株式を対価とする外国会社買収の実現★

・会社法改正により、現金ではなく株式を対価とする買収について、米国のLLCなど外国会社買収を可能に、あわせて、子会社株式追加取得を可能に **【法制審諮問済、8年度目途結論等】**

○オンライン株主総会※・社債権者集会の円滑な開催★

・地方株主の総会参加を円滑化するため、会社法改正等により定款変更のための特別決議を不要とするともに、通信障害時の決議有効性要件や株主の質問権濫用への対応を明確化 **【法制審諮問済、8年度目途結論等】**
※バーチャルオンライン株主総会。現在は産法法に基づき厳格な要件で可能(70社が実現済(令和6年12月末時点))

○株式会社と株主との建設的な対話の促進(実質株主確認制度※の導入)

・株式会社が適切な対話の相手方を正確に把握するための仕組みである「実質株主確認制度※」を導入し、株式会社と株主との建設的な対話を促進 **【法制審諮問済、8年度目途結論等】**
※株式会社名義株主に実質株主(名義株主等)に対して議決権の制限等を有する者に係る情報の提供を請求することができる制度
 ※会社法

○子会社従業員等に対する株式報酬の無償交付★

・人材確保の円滑化のため、会社法改正により株式の無償交付の対象を完全子会社に限らず子会社役員に拡大 **【法制審諮問済、8年度目途結論等】**

○賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大★

・①賃金デジタル払いの指定審査の迅速化(審査ポイントの明確化)、②資産保全要件の二重保証の解消等により、資金移動業者の参入促進・競争活性化を通じ、労働者の選択肢の拡大及び利便性の向上を実現 **【1措置済、②7年上期検討開始】**
※資金決済法の見直しを踏まえた労基法施行規則要件の廃止・緩和

○山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現★

・レベル3.5飛行(山間部や離島など無人地帯において機上カメラの活用等により立入管理措置なしでの目視外飛行)等について、AI等を活用した1人の操縦者による(災害時を含む)多数機同時運航を実現(航空法ガイドライン等策定) **【措置済等】**



○電動キックボード等の安全性確保

・交通ルールの周知・広報、取締り強化、官民連携での更なる交通ルールの遵守・事故防止等に必要な取組を実施し、客観的データに基づきその効果をモニタリング・評価・検証 **【7~8年度措置】**
 ・性能等確認制度の活用徹底や流通品の抜き取り調査等により、保安基準不適合品の流通を防止 **【7~8年度措置】**
※道路交通法、道路運送車両法



○政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進(セキュリティ評価制度(ISM A P)等の見直し)★

・セキュリティ水準確保を前提にISM A P管理基準※を見直し、ISM A Pの監査項目(約1200)の削減のほか、認証制度の活用による二重監査項目を削減 **【7年度措置】**
※ISM A P運営委員会(NISC・デジタル庁・総務省・経産省・共済)決定
 ・低リスクサービスを対象とするISM A P-LIUの登録手続※について、政府機関等からの「業務・情報の影響度評価結果」を入手不要とする等の負担軽減 **【措置済】**
※ISMIP-LIUクラウドサービス登録規則(ISM A P運営委員会決定)

(右中央)規制改革推進会議第2回スタートアップ・イノベーション促進WG全国銀行協会提出資料4(9/5)(右左)規制改革推進会議第2回スタートアップ・DX-GXWG株式会社エプロキリスト提出資料4(9/5)(右下)第6回スタートアップ・イノベーション促進WGマイグレーション推進協議会(海客フレックス)提出資料4(9/5)

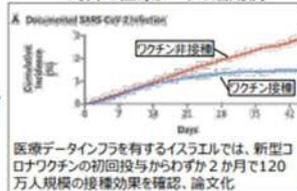
Ⅲ. 投資大国



○公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備★

- 公的医療等データ(NDB等)のDBについて、各根拠法の改正により医学研究や創薬への活用ニーズが大きい匿名化情報の利用を可能にし、DB間の連結解析も実現【7年度結論等】
- 医療機関から医学研究者に対し、自院患者データ(検査値等)にがん登録データベース上の当該患者データ(予後情報等)を付加した提供の実現(がん登録推進法に基づく運用ルール)

海外の医療データの活用例



○食品残さ等のリサイクル促進

- 食品残さ等を原料としてバイオ炭を製造する事業等をはじめ、循環経済の実現に向けた先進的なリサイクルの取組を効率的かつ経済的に実施できるよう、再資源化事業等高度化法の政省令の整備において、収集・運搬の委託先や供給先を柔軟に設定可能とすること等を検討【7年度検討・結論等】



Ⅳ. 防災・減災

○未登記建物の解消(がれき撤去等の迅速化)★

- 膨大な数の未登記建物[※]について固定資産課税台帳上の記載を含め実態を調査の上、不動産登記法による職権表題登記を実施、取引や被災時対応を円滑化※全国に1,000万件以上存在(総務省「平成30年住宅・土地統計調査」及び法務省「市区町村別登記数(平成31年3月末現在)」)に基づく推計【7年度検討開始等】

○迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進

- 公費解体に当たっての建物性の判断[※]を地方公共団体が迅速・的確に行うことが可能となるよう、令和6年能登半島地震における具体的な判断事例の収集・公表、専門的な知見を有する土地家屋調査士をブッシュ型で活用する仕組みの構築【7年度措置等】
 - 公費解体の申請書類・記載内容等の簡素化・標準化【7年度検討開始等】
- ※被災した建物の解体・撤去を市町村が所有者に代わって行う際(公費解体)、建物性無しとの判断がないと全共有者等の同意取得が必要であり、迅速な復旧・復興に支障。
※公費解体・撤去マニュアル等



○救急救命処置の範囲の拡大

- 都市部・地方部を問わず救急医療体制がひっ迫する中、救急医療の質の向上を図るため、救急救命士が行うことができる救急救命措置の範囲の見直しについて、厚労省審議会等で検討※救急救命士法施行規則及び関係告示・通知の見直し【7年度検討開始等】

○災害時におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供★

- 災害時における行政機関又は民間団体からの委託による炊き出しが、食品衛生法上の営業許可は一般には不要であることを明確化【措置済】
- 広域営業可能化に向けた自治体間調整促進のための調整事項等を周知【7年度措置】



○医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

- 民間事業者等が保有するものも含め、医療等データの利活用(一次利用及び二次利用)に関する包括的かつ横断的な法制度・運用や情報連携基盤等を整備※必要に応じて医療分野における特別法の整備【7年度上期検討開始、8年度夏結論等】

○治験に係る広告規制の見直し

- 指定難病の患者等の治験に係る情報へのアクセスを容易とし、国際整合のとれた薬事規制を実現するため、治験の広告規制を見直し[※]、正確・詳細な情報が得られるサイト(JRCT等)先を治験広告(ポスター等)に掲載可能に※厚労省通知【7年度措置等】

○水素社会の実現に向けた規制改革★

- 水素ガスの大量輸送時のコストを半減するタンクトレーラの我が国での利用を実現※高圧ガス保安法(容器保安規則)【8年度着手】
- 世界各国で黎明期にある「水素船」について、岸壁や艀(はしけ)から直接に水素を充填するための技術基準を策定(現在は船への補給箇所はほぼ皆無)【岸壁は8年度詳細検討、艀は8年度措置】
- 水素を燃料とする可搬式発電機(工事現場やイベント会場の一時的な電源として利用)について、安全確保を前提に保安規制等を合理化【7年度検討・結論等】



○地熱開発に伴う試掘調査の手續の明確化・簡素化

- 保安林内での地熱開発に伴う試掘調査の実施に必要な保安林指定解除等の手續を業界団体等の取組を踏まえ、明確化・簡素化【7年度検討開始等】

【左】Nisa Dagan(左) BNT162b2 mRNA Covid-19 Vaccine in a Nationwide Mass Vaccination Setting [The NEW ENGLAND JOURNAL OF MEDICINE, 2021] 2795頁(右中央)公費解体・撤去マニュアル53頁(環境省環境再生・資源循環局災害復興政策課) 2795頁(右)水素水素省Webサイト

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第5回(2025.5.1)

- 5月1日、内閣府は第5回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催し、「一般検査薬への転用の促進」について協議を行った。

◇第4回(2025.4.28)

- 4月28日、内閣府は第4回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催し、「地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し」「規制改革ホットライン処理方針」について協議を行った。
- 「地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し」については、「2040年に向けたサービス提供体制のあり方」検討会での検討状況について報告が行われたほか、島根県邑南町、長崎県五島市、北海道からの報告が行われ協議が行われた。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

第 15 次地方分権一括法可決成立(2025.5.9)

- ▶ 5月9日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第15次地方分権一括法)が参議院本会議にて可決成立した。概要は下記のとおり。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)(第15次地方分権一括法)の概要

趣 旨

- 地方からの制度改革を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※ 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)〔抜粋〕
法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。

概 要 6 事項 (8 法律) を改正

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に

〔住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕
※36法律に基づく事務を追加

住民の手續負担の軽減

行政負担の軽減

- ② 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限※を5年間延長

〔地方公共団体情報システム機構法〕 ※現行令和7年度末まで

システム標準化の推進

- ③ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大

〔地方独立行政法人法、産業競争力強化法〕

研究成果の社会還元

- ④ 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔建築基準法〕

行政手續の迅速化

行政負担の軽減

- ⑤ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

〔地方自治法〕

行政負担の軽減

- ⑥ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手續の簡素化

〔生活保護法〕

住民の手續負担の軽減

行政負担の軽減

施行期日

- (1) 令和7年8月16日
(2) (1)により難しい場合は(1)以外の個別に定める日

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 66 回 (2025.6.10)

- ▶ 石破総理は、総理大臣官邸で第 66 回国家戦略特別区域諮問会議を開催した。
- ▶ 会議では、特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について議論が行われた。
- ▶ 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項において、規制の特例措置の全国展開として、小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3~5 歳児のみの保育) について、「B,C 型事業所の全国展開は引き続き可否を検討」すること等が示された。

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について (案) (概要)

- 自治体及び民間事業者等から受け付けた**新たな規制・制度改革の提案**について、関係省庁との調整や、国家戦略特区WGヒアリング等を行い、**今後取り組む規制・制度改革及び全国展開方針を取りまとめ (下記は主な項目)**。
- **今後はこれらの早期の措置化**に取り組むとともに、提案後、**方針が決まっていない事項や全国措置化を目指す特例を中心に積極的にWGヒアリング**で取り上げ、**検討を加速**。

<今回掲載する主な規制・制度改革事項等>

地域の暮らしを支える新技術活用・スタートアップ支援

ドローン

- ドローンのエリア単位でのレベル 4 飛行によるオンデマンド配送の実現
【福島県・長崎県をモデルケースとして、2025年度可能な限り早期にエリア単位でのレベル 4 飛行を実現。更なる普及拡大に向けて、その結果等も踏まえながら必要な措置を検討】
- ①多数機同時運航の普及拡大に向けたガイドラインの見直しや、②人口集中地区のうち工業専用地域での飛行許可手続きを不要とする要件の設定等の措置【①関係者とスケジュールを検討し、所要の措置 ②2025年度中に措置】

エネルギー

- 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和
【福島県・浪江町をモデルケースとして、特例許可により水素貯蔵施設の整備を進めるとともに、上限規制の適用除外について、2025年度中を目途に結論を得て、速やかに措置】
- FIP移行及び蓄電池設置の促進に向けた手続効率化
【蓄電池の活用等で需要ピーク時に売電可能なFIP制度への移行に向けた手続期間短縮について2025年度の早期に措置】

パーソナルモビリティ

- パーソナルモビリティの速度制限の緩和
【スーパーシティであるつくば市において、これまでの閉鎖環境実証の結果等を踏まえ、2025年度早期に道路使用許可を得た上で公道実証等を行い、必要な措置を検討】
- ポートの設置に係る①大規模小売店舗立地法上の取扱い、②道路占用許可の対象物件としての位置付けを明確化【①②2025年中に措置】

スタートアップ支援・その他

- 海外エンジェル投資家の呼び込み
【2025年度中を目途に具体的な要件の結論を得て、速やかに必要な措置】
- 920MHz帯の免許を要しない無線局からの電波を人工衛星等で受信可能に
【2025年度中に措置】
- 医師臨床研修の基礎研究医プログラムの教室にAI医学等を含めることを明確化
【2025年の早期に必要な措置】

地方の産業・行政・人材

- 意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組
【2025年度に調査事業を実施、その結果も踏まえ、まずは新たに事業承継支援の事業に取り組む】
- 航空グランドハンドリング分野の特定技能外国人が空港敷地外で航空物流に係る貨物の取扱いを可能に【2025年7月までに措置】
- 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた産業廃棄物の処理施設の活用
【2025年度中をめどに結論を得て、すみやかに必要な措置】
- 地方公共団体と成田国際空港株式会社との人事交流
【自治体と派遣先団体の身分を併有した在职派遣について2025年度中に結論】
- 地方公共団体によるデジタル証券の発行を可能に
【2025年度中に制度整備について結論】
- 理容師養成施設における実習の在り方の見直し
【校外実習の時間数上限等の見直しについて2026年度から順次施行可能となるよう措置】
- 弁護士等による各種証明書の職務上請求の電子化【2026年末までの早期に結論等】

規制の特例措置の全国展開

- 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3~5歳児のみの保育)【改正法が2025年4月に成立・公布、B,C型事業所の全国展開は引き続き可否を検討】
- 外国人乳幼児が多い認可外保育施設の指導監督基準の特例【2026年の早期に全国的な調査を実施、結果を踏まえて速やかに結論】

1

新しい地方経済・生活環境創生会議

◇「地方創生 2.0 の基本構想」を閣議決定 (2025.6.13)

- ▶ 政府は、6月13日に「地方創生 2.0 の基本構想」を閣議決定した。
- ▶ 地方創生は石破内閣の最重要課題であり、基本構想は、「地方創生 2.0」の実現に向け、今後10年間で対象としている。令和7年中に基本構想を実施段階に進めるための「総合戦略」を策定する。
- ▶ 10年後に目指す姿を示し、「東京圏から地方への若者の流れを倍増する」等の数値目標を設定している。
- ▶ 政策の5本柱は

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ・ 日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- ・ 人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。

- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

○(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生では、下記等が示されている。

◇誰も取り残さない支援体制を整備し、全世代・包摂的な地域共生社会の実現【制度的対応について2025年度中に結論】

- ・担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域における体制整備を進めるため、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図り、地域の実情に応じた連携・協働を図るための制度改正を実現する。
- ・モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域への展開する。

「地方創生2.0基本構想」(概要)

令和7年6月13日
閣議決定

【地方創生をめぐる現状認識】

<p>1.人口・東京一極集中の状況</p> <p>3.地方創生をめぐる社会情勢の変化</p> <p>○厳しさ ・地方の人手不足の一層の進行 ・若者や女性の地方離れ など</p> <p>○追い風 ・インバウンドの増加 ・リモートワークの普及 ・AI・デジタルなどの急速な進化・発展 など</p>	<p>2.地域経済の状況</p> <p>4.これまでの地方創生10年の成果と反省</p> <p>○成果 ・人口減少問題への対処開始、地方移住への関心の高まり など</p> <p>○反省 ・人口減少を受け止めた上での対応、若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討(人手不足と東京への集中)、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足 など</p>
--	--

【地方創生2.0の起動】

1. 目指す姿 = 「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

①「強い」経済	②「豊かな」生活環境	③「新しい日本・楽しい日本」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

目指す姿を定量的に提示	<p>就業者1人当たり年間付加価値労働生産性を東京圏と同水準に</p> <p>など3つの目標</p>	<p>地域の買物環境の維持・向上を図る市町村の割合を10割に</p> <p>など5つの目標</p>	<p>魅力的な環境整備により、地方への若者の流れを2倍に</p> <p>など3つの目標</p>
	<p>関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出</p>	<p>AIやデジタルを活用し、地域課題の解決を図る市町村の割合を10割に</p> <p>など3つの目標</p>	

2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点



令和の日本列島改造

○人口減少への認識の変化

1.0 人口減少に歯止めをかけるための取組に注力



2.0 人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。住民の基本的な生活の維持、経済成長、公共サービス維持やインフラ整備、まちづくりなどで、民の力を最大限活かすべく、官民連携をさらに推進。

○若者や女性にも選ばれる地域

1.0 安定的な雇用創出や子育て支援等を推進したが、流出が継続



2.0 地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。

○人口減少が進行する中でも「稼げる」地方 ～新結合による高付加価値型の地方経済（地方イノベーション創生構想）～

1.0 企業誘致や産業活性化等を目指したが、連携や支援不足で伸び悩み（工場のアジア移転等）



2.0 多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域製品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。

○AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

1.0 ICT活用やブロードバンド整備を目指したが、限定的



2.0 AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携などによるインフラ整備を進める。

○都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出

1.0 移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば



2.0 関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結び付き、分野を越えた連携・協働の流れをつくる。

○地方創生の好事例の普遍化と、広域での展開を促進

1.0 市町村で様々な取組が実施されたが面的な広がり欠缺



2.0 産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進（例：「広域リージョン連携」）。

3. 政策の5本柱

(1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ・日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- ・人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。

(2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

- ・多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。
- ・構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。

(3)人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

- ・過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。
- ・政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。

(4)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

- ・GX・DXを活用した産業構造に向け、ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。
- ・AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。

(5)広域リージョン連携

- ・都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。

4. 各主体が果たす役割

(1) 国の役割	(2) 地方公共団体の役割	(3) 地域の多様なステークホルダーの役割
<p>省庁横断の連携体制を強めるとともに、地方起点の課題に対する規制改革や諸制度の見直しなど、制度的なアプローチを強化する。</p> <p>① 人材支援・人材育成 地方創生伴走支援制度の拡充など人材支援の充実</p> <p>② 情報支援・デジタルツールの整備 RESAS、RAIDAによる情報支援の強化 地方の負担軽減につながるデジタルの活用 地方公共団体の各種指標を比較可能なかたちで視覚化</p> <p>③ 規制・制度改革 地方起点の大胆な規制・制度改革、子育て支援の充実 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築 広域連携支援、分野横断的な制度の枠組みの見直し</p> <p>④ 財政、金融による支援等 新地方創生交付金の使い勝手向上 地域課題解決へ民間資金の新たな流れの創出</p> <p>⑤ 広報周知活動と国民的な機運の向上 各地で進展する地方創生の取組について、地方でこそ実感を伴う形でわかりやすく情報発信</p>	<p>○ 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方創生2.0を現場で中心的に担う主体として、関係者を巻き込んで取組を推進。 政令市、中核市等の特性に応じて、維持すべき機能の高度化。 他地域との比較や好事例を学び、活用するとともに、人材育成にも積極的に取り組む。 <p>○ 都道府県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、広域自治体として、市町村間の調整や補完、市町村の状況の可視化、国との連携など、重要な役割。 統計指標や様々なデータを活用し市町村の状況を可視化することで、市町村の主体的な動きにつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 産官学金労言士等が相互に連携し、それぞれの人材、資金、ノウハウ等を活かして地方創生に貢献。 都市部にある企業・教育機関等も、地方に目を向け、それぞれの強みを活かした地域貢献と新たな発展を行う。 民主導でハード整備からソフト運営まで担う新しいタイプの企業城下町、人を惹きつける質の高いまちづくりの推進。

5. 今後の進め方

- 国は地方創生2.0に向けた取組に早急にとりかかる。2025年中に総合戦略を策定。
- 総合戦略の策定にあたり、1年、3年、5年の工程表の策定や、評価指標（KPI）を適切に設定。
- 地方は地方創生2.0を推進する取組に早期に着手し、地域の多様なステークホルダー等とともに地方版総合戦略を見直し。
- 本基本構想は今後10年間を対象として策定。中間年度の5年後に必要な見直し。

4

◇第4回 新しい地方経済・生活環境創生本部（2025.6.13）

- ▶ 6月13日、第4回新しい地方経済・生活環境創生本部が開催され、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を示す「基本構想」を取りまとめた。

◇第10回（2025.6.3）

- ▶ 内閣官房は6月3日、第10回新しい地方経済・生活環境創生会議を開催した。
- ▶ 今回は、地方創生2.0基本構想(案)が示され、協議が行われた。

◇第9回（2025.5.22）

- ▶ 内閣官房は5月22日、第9回新しい地方経済・生活環境創生会議を開催した。
- ▶ 今回は地方創生2.0の「基本構想」の骨子案が示され、協議が行われた。

4. 社会福祉法人等

<会議等>

社会保障審議会 福祉部会

◇第 27 回(2025.4.24)

- ▶ 4 月 24 日、厚生労働省は第 27 回社会保障審議会福祉部会を開催した。
- ▶ 部会長には菊池馨実氏(早稲田大学理事・法学学術院教授)が選出され、部会長代理については、部会長の指名により新保美香氏(明治学院大学社会学部教授)が就任した。
- ▶ 協議では、介護人材の確保・定着に向けてより一層取組を強化していく必要がある社会保障審議会福祉部会において、関係者による専門的観点から検討を進めるため、「福祉人材確保専門委員会」を設置することが承認された。委員長には松原由美氏(早稲田大学人間科学学術院教授)が就任した。
- ▶ その後、地域共生社会の在り方検討会議、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の検討状況について報告が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ また、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成が継続していた保育等について、引き続き令和 8 年度まで継続検討の決定が報告された。

<通知・公表>

福祉医療機構 社会福祉法人の経営状況について(2025.3.11)

- ▶ 3 月 11 日、福祉医療機構は「2023 年度社会福祉法人の経営状況について」を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり
 - ① 社会福祉法人の経営状況
サービス活動増減差額比率が 0.7 ポイント上昇し、2020 年度以来の増収増益。赤字法人割合は 4.8 ポイント縮小
 - ② 主たる事業別の経営状況
すべての類型においてサービス活動増減差額比率が上昇し、赤字法人割合が縮小。とくに介護主体法人は、その傾向が顕著
 - ③ 人材確保の状況
いずれの事業主体においても離職率が上昇。保育主体法人の離職率は採用率を上回り、離職超過に転換

▼社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



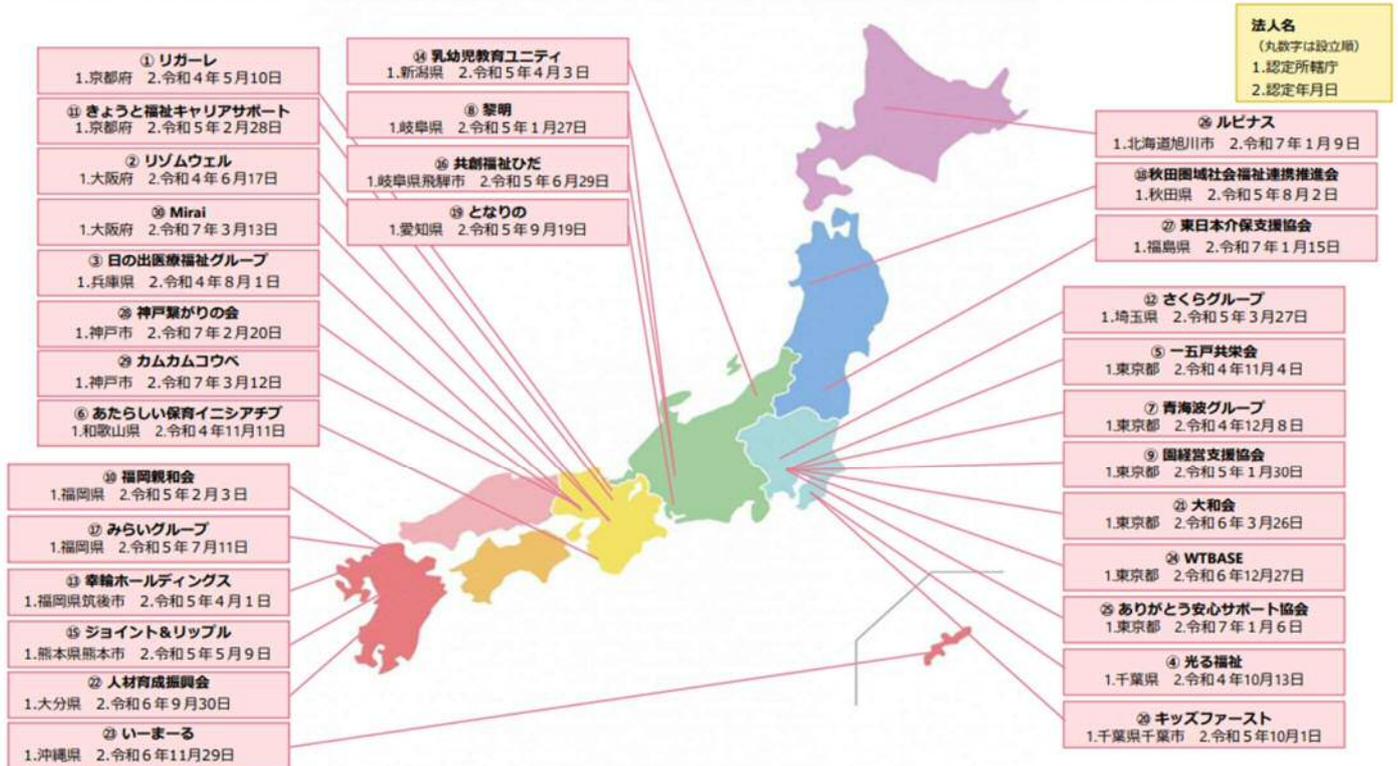
社会福祉連携推進法人の設立状況(2025.3.31)

- ▶ 厚生労働省は、令和7年3月31日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。「社会福祉連携推進法人」制度は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。令和7年3月31日現在、認定があった社会福祉法人は30法人となっている。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年3月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**30法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について(依頼)」(令和4年3月14日社援基発0314第1号)により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



令和5年度福祉行政報告例 結果を公表(2025.1.28)

- ▶ 厚生労働省は、令和5年度福祉行政報告例の結果を公表した。
- ▶ 「福祉行政報告例」は、福祉行政運営の基礎資料を得ることを目的に、その施行状況を把握するもの。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 令和5年度末現在の社会福祉法人数は21,079法人で、前年度に比べ5法人(0.0%)増加している。また、社会福祉連携推進法人数は21法人となっている。社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,419法人で、前年度に比べ22法人(0.1%)減少している。社会福祉協議会は1,861法人、社会福祉事業団は123法人、共同募金会は48法人。
 - 令和5年度末現在の老人ホームの施設数は13,868施設で、前年度に比べ45施設(0.3%)増加し、定員は818,928人で前年度に比べ3,769人(0.5%)増加している。
 - 令和5年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は4,783,069人で、前年度に比べ59,216人(1.2%)減少している
 - 令和5年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は1,281,469人で、前年度に比べ38,864人(3.1%)増加している
 - 令和5年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は327,125件で、前年度

に比べ 4,013 件(1.2%)増加している。相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は 254,932 件で、前年度に比べ 5,139 件(2.1%)増加している。

○令和5年度末現在の民生委員(児童委員を兼ねる。)の数は 228,573 人で、前年度に比べ 1,147 人(0.5%)増加している。

5. 高齢者

<会議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 246 回(2025.4.14)

- ▶ 4月14日、厚生労働省は第246回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺邦昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の結果として、次の4つの各調査の結果概要(案)が示された。
 - (1)高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業
 - (2)福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業
 - (3)リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業
 - (4)地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ▶ 訪問介護事業所に関する事業所調査(アンケート)を踏まえ、訪問介護事業所に対する支援策として、中山間地域等にかかる小規模事業所加算の取得要件の弾力化等が示された。

訪問介護事業所に関する事業所調査(アンケート)を踏まえた今後の対応

1. 事業所調査(アンケート)の結果

- ✓ 今回の調査結果では、報酬改定前後の収入(介護保険収入)を比べると、事業所における訪問1回当たりの収入は微増。
- ✓ その一方で、中山間地域等、都市部のいずれにおいても、訪問回数が減少しており、小規模事業所を中心に収入減になっていると考えられる。
- ✓ 訪問回数の減少の背景としては、
 - ・ 中山間地域等では、高齢者人口の伸びが鈍化・減少傾向。地域で暮らす高齢者の心身の状況、家族構成、社会資源の状況など様々な要因が影響していることが考えられる。
 - ・ 都市部では、高齢者人口の増加に伴い、サービス需要が伸びている中で、新規事業者の参入もあり、利用者が事業者間で分散していることが考えられる。

2. 調査結果を踏まえた今後の対応

- ✓ 地域の特性・事業者規模ごとの課題も踏まえた対応として、引き続き、
 - ・ 処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化を行うとともに、
 - ・ 令和6年度補正予算等を通じ、経験年数が短いヘルパーへの同行支援の強化やヘルパーの常勤化への支援、
 - ・ 重点支援地方交付金による燃料代等の支援などの支援が最大限に活用されるよう、事業者への周知等にしっかり取り組む。
- ✓ 加えて、特に厳しい経営環境に置かれている、中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、
 - ① 中山間地域等にかかる加算の取得要件の弾力化
 - ② 研修体制の構築支援及び協働化・大規模化の取組支援に関する対象経費・対象要件の弾力化や当該補助金の早期執行を行うなど迅速に対応していく。
- ※ あわせて、引き続き収支が悪化している施設等について、優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保による支援を実施
- ✓ 訪問介護事業所の令和6年度決算を踏まえた収支の状況については、令和7年度経営概況調査で把握予定。

訪問介護事業所に対する更なる支援策について

現行の加算の取得要件・補助要件

今回の弾力化等の措置

1 中山間地域等
にかか
る加算

- ◆中山間地域等における小規模事業所加算
厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する小規模な訪問介護事業所（※2）が、サービス提供を行った場合に、所定単位数の10%を加算
- ※1：地域区分が「その他」であって、
次の①～⑤のうち特別地域加算の対象ではない地域
①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、
④特定農山村、⑤過疎地域
- ※2：前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が200回以下

算定要件について、**当分の間、以下のとおり弾力化**を行う。（通知改正）

- ・ 地域区分が「その他」という要件について、適用を猶予し、「その他」**地域以外も算定可能**とする。
- ・ 「前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が200回以下」という要件について、平均の訪問回数ではなく、「**前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下（※）**」である場合とする。

※ 400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均訪問回数600回以下の事業所も対象となり得る。

2 研修体制の構築支援
及び協働化・大規模化の取組支援

- ◆研修体制の構築の支援
訪問介護業所が行う研修計画の作成など研修体制の構築のための取組を支援
- 【対象経費の例】
- ・ 効果的な研修カリキュラムの作成・見直しに要する費用
 - ・ 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
 - ・ 職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるもの
- 【補助基準額】
- ・ 1事業所あたり 10万円
- ◆小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援
小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組を支援
- 【対象法人の要件】
事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと
- （ア）1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人
（イ）**運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人**
（ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人
（エ）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人
- 【補助基準額】
- （イ）に該当する法人を含む場合 1事業者グループあたり 200万円
（エ）に該当する法人を含まない場合 1事業者グループあたり 150万円

対象経費を可能な限り広く解釈するとともに、申請時点において、研修計画の作成や具体的な研修の受講計画等がない場合であっても、**当該年度内に職員の資質向上に必要な取組を行うという誓約があれば、速やかに概算払いで交付決定を行う**よう都道府県に依頼。

「運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人」という要件について、平均の訪問回数ではなく「**前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下（※）**」である場合とする。

※ 400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均訪問回数600回以下の事業所も対象となり得る。

2

社会保障審議会介護保険部会

◇第121回(2025.6.2)

- ▶ 6月2日、厚生労働省は第121回社会保障審議会介護保険部会（委員長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、「地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア」「要介護認定」について報告・協議を行った。
- ▶ 会議では、下記論点等が示され、協議が行われた。

【地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア】
（地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携）

○地域において、医療機関と介護事業者との間で情報共有や顔の見える体制を構築していく必要があるのではないか。

○今後、かかりつけ医機能を都道府県に報告することとなることに加え、在宅医療に必要な連携を担う拠点を都道府県が医療計画に位置づけている中、これらと、在宅医療・介護連携推進事業の整理をした上で、地域の医療・介護資源の状況に留意しつつ、どのように普及していくか。等

◇第120回(2025.5.19)

- ▶ 5月19日、厚生労働省は第120回社会保障審議会介護保険部会（委員長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制」「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援」について報告・協議を行った。
- ▶ 会議では、下記論点等が示され、協議が行われた。

【人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制】
（中山間・人口減少地域）

○中間とりまとめにおいて、配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間

の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供など、地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討が示されているがどう考えるか。また、地域の介護を支える法人への支援や、社会福祉連携推進法人の活用促進についてどう考えるか。

○中山間・人口減少地域においては、特に小規模な訪問介護事業者について、地理的要因等により、移動時間が長く、キャンセル負担の影響が大きい現状がある。既存の訪問回数に応じた評価の仕組みに加え、一定の期間の中で移動時間をはじめとする様々な要素を考慮した報酬上の評価の仕組みを検討することについて、介護報酬全体の報酬体系との整合性、自己負担の公平性、コストの負担のあり方等の観点も踏まえて、どのように考えるか。

○訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化について、サービスの質の維持等に留意しつつ、具体的な連携・配置基準の弾力化の事項を含め、どのように考えるか。

(大都市)

○中間とりまとめにおいて、重度の要介護者や独居高齢者等に対応可能な、ICT 技術等を用いた 24 時間対応可能な効率的かつ包括的なサービスの検討が示されているがどう考えるか。

(支援体制の構築など)

○人口減少やサービス需要の減少は、医療福祉、交通、生活サービス、行政など、介護以外の他の分野においても共通課題であり、他の分野の施策とも組み合わせて支援体制を効果的・効率的に構築する必要があるのではないかと。介護は地域における重要なインフラであり、地域づくりやまちづくりの視点で、自治体と事業所が連携して取組を進めるとともに、地域の高齢者、障害者、こどもなど様々な主体が地域共生社会を推進していくことが必要ではないか。

【介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援】

(介護人材確保)

○介護人材の確保にあたっては、介護人材の属性、地域差や地域固有の課題を分析し、関係者間で共有する場を設け、地域の実状に応じた対策を講じていくことが重要である。その際、分析や対策を行うための基本的な考え方を示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行い、人材確保対策を講じていくことが必要ではないか。

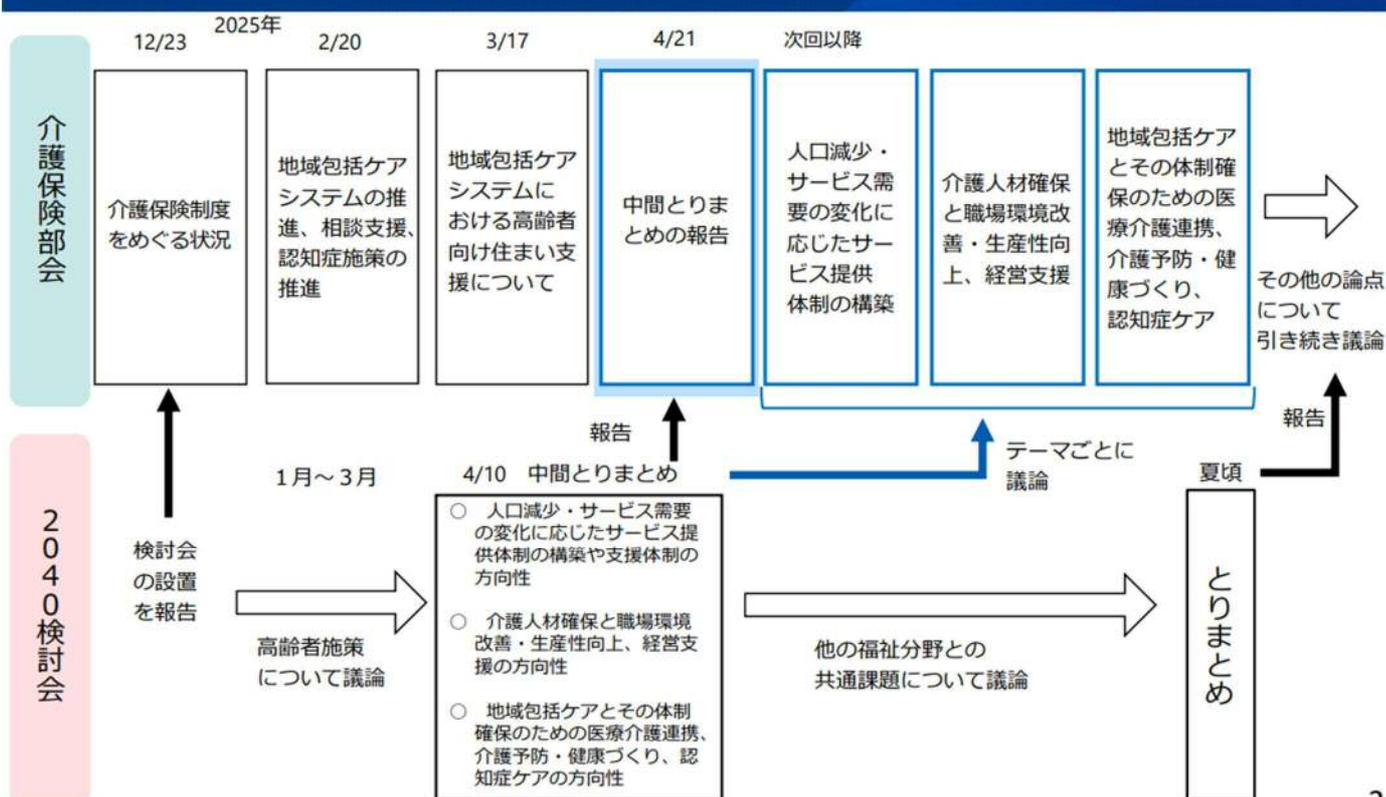
(協働化、事業者間の連携、大規模化)

○2040 年に向けて、安定的に事業の継続を図ることが必要である。中間とりまとめにおいて、まずは介護事業者間の協働化や連携を進めることが重要とされたがどう考えるか。また、大規模化もサービス維持の観点でも有効な施策の一つであり、それらのメリットを地域の状況を踏まえ考える必要性が示されているが、どう考えるか。また、社会福祉連携推進法人の活用をどのように促進するか。等

◇第 119 回(2025.4.21)

- ▶ 4 月 21 日、厚生労働省は第 119 回社会保障審議会介護保険部会(委員長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、『2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会中間とりまとめ「介護情報基盤」「匿名介護情報等の提供」について報告・協議を行った。
- ▶ 『2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会中間とりまとめの報告を踏まえ、本部会において「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」や「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援」「地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア」等について検討することの説明があった。

介護保険部会と「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の関係



(注) 2040検討会の内容に応じ、介護給付費分科会、福祉部会（及び福祉人材確保専門委員会）など関係審議会等においても議論

▶ 介護情報基盤については、本人同意の取得について、これまでの意見もふまえ、協議が行われた。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

◇第7回(2025.5.30)

- ▶ 5月30日、厚生労働省は、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(第7回)を開催し、「2040年に向けた福祉サービスとの共通課題等に係る現状と課題・論点」についての議論の後、関係者ヒアリングを行った。
 - ▶ 経営支援に係る福祉サービスの共通課題として、下記が示された。
 - ①社会福祉法人・事業所への経営支援、協働化・事業者連携、大規模化
 - ②社会福祉連携推進法人の活用
 - ▶ 社会福祉連携推進法人の活用では、「社会福祉連携推進法人は、現在、社会福祉事業を行うことはできないが、中山間・人口減少地域において、必要不可欠な社会福祉事業を維持する観点から、社会福祉連携推進法人の事業要件を緩和する仕組みが必要ではないか。具体的には、一定の条件を付した上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とする」等を提案した。
- ※社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務等の社会福祉連携推進業務が中心。
- ▶ 「2040年に向けた福祉サービスとの共通課題等に係る現状と課題・論点」については、下記のとおり論点が示された。

社会福祉法人・事業所への経営支援

○社会福祉法人への共通的な支援として、福祉医療機構(WAM)では資金融資や経営サポート事業を行っており、本年4月からは融資の大幅な拡充を行っているところ、この優遇融資を積極的に周知することにより、まずは直近の資金繰りが必要な社会福祉法人に対する経営支援を行っていくべきではないか。

○加えて、より中長期的な視点から、各社会福祉法人が自らの経営状況に対する認識を深め、必要な

対応策を採っていく必要がある。現在、福祉医療機構(WAM)のシステムで財務諸表等が公表されており、国は所轄庁に対し、助言指導の参考となるよう分析スコアカードを提供しているが、この分析スコアカードを、管内の社会福祉法人に提供することを検討する必要があるのではないか。

- 中間とりまとめにおいて、雇用管理や職場環境改善・生産性向上を進めることが経営の改善等に資するとされているが、この点は障害福祉やこどもでも同様であり、介護と同様に取り組んでいくべきではないか。
- 介護人材確保等のプラットフォームの充実とあわせて、高齢分野のみならず、障害・子ども分野といった福祉横断的な体制構築に向けてどのような枠組みが可能か。例えば、必要に応じ、これらについてモデル事業のような形で検討することも考えられるか。
- 介護の状況を踏まえつつ、関係機関や既存の事業等の役割や機能を整理したうえで、福祉共通の支援の活用も含め、障害福祉サービス事業所・保育所等への支援の充実に取り組んでいく必要があるのではないか。

協働化・事業者連携、大規模化

- 地域の小規模介護事業者を含めて、安定的に事業の継続を図る観点から、複数の法人間の連携の方策として、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務などの間接業務の効率化や、施設・設備の共同利用等が有効と考えられるが、そうした取組が進むためにどのような環境整備が求められるか。一つの形として、地域の中核的なサービス提供主体である社会福祉法人がとりまとめるなどにより、効率化が図られることが考えられ、こういった取組へのインセンティブや支援を検討する必要があるのではないか。
- この点、中間とりまとめにおいて、「地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組み」と記載されている。こうした枠組みで協働化を進める場合、自治体と地域の介護事業者にどのような連携が求められるか。また、どのようなインセンティブや支援が求められるか。
- 協働化や事業者間の連携により全体の規模を拡大すること等によるメリットについて、離職率低下、協働する事業者間での有資格者の確保、経営の安定化、利用者のニーズへの対応強化、一括仕入れによるコスト減、テクノロジー導入・ICT・AI等の技術に係る共同の研修、人材シェア等が考えられるが、こういったメリットについての理解を広めていく方策としてどのようなことが考えられるか。
- 加えて、設備や物資の共同購入や合同研修の実施等については、社会福祉連携推進法人の認定を受けない一般社団法人であっても実施可能であることから、より簡易な手続きで設立可能な一般社団法人による連携・協働についても周知が必要ではないか。
- 令和7年4月からは、福祉医療機構(WAM)において合併支援業務として無料のマッチング支援を行っているところであり、まずはこの業務・相談窓口を周知するなど、事業者の選択肢の1つとして合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備をより進めていく必要があるのではないか。

障害福祉分野・こども分野など福祉分野における経営支援・協働化等

- 障害福祉分野やこども分野において、地域の状況に応じて様々な手法による取組を進めていくべきではないか。また、より一層これらの手法を普及していくためにはどのような方策が考えられるか。個々の分野のみならず、福祉分野において、他分野も含めた協働化等といった形も考え得るか。

社会福祉連携推進法人制度の活用

- 社会福祉連携推進法人におけるガバナンスの観点は重要であるが、一方で、より制度が活用されるよう、可能な範囲で事務負担の軽減を図るべきではないか。
- 特に中山間・人口減少地域において、必要不可欠な社会福祉事業を維持する観点から、社会福祉

連携推進法人の事業要件を緩和する仕組みが必要ではないか。具体的には、一定の条件を付した上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするとともに、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和する等の方策が考えられるのではないか。

- ▶ 関係者ヒアリングでは、社会福祉法人ひだまり、社会福祉連携推進法人リガーレ、一般社団法人介護人材政策研究会が出席した。

◇第6回(2025.5.9)

- ▶ 5月9日、厚生労働省は、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(第6回)を開催し、2040年に向けた障害福祉や保育などの福祉サービスとの共通課題について議論を行った。
- ▶ 共通課題としては、下記が示された
 - (1)人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等
 - ①地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方
 - ②既存施設の有効活用(社会福祉法人の財産処分等)
 - (2)人材確保と職場環境改善・生産性向上(DX)に係る福祉サービスの共通課題等
 - ①人材確保(プラットフォームの充実等)
 - ②職場環境改善・生産性の向(DX)
- ▶ 論点については、
 - ・サービスモデルの構築については、介護、障害福祉、こどもといった分野をこえた福祉サービスの推進に向けて、更に人員・設備の兼務・共用など柔軟対応の方策
 - ・既存施設の有効活用については、「中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために、新たなサービス主体による社会福祉事業の参入とそれを可能とする貸付をしやすくする」「地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために所有権や転用・貸付に係る補助金の国庫返納の規則を一定条件下で緩和する仕組み」等の論点が示された。

福祉サービスとの共通課題(概要)

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ(抜粋)

- サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要がある。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要との意見があった。この点は、他の福祉サービスの共通課題でもあり、本検討会において引き続き議論を深めていく。
- (中略) 地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、その地域にいる障害者、こどもなど様々な主体を含め、地域共生社会を推進していくことが重要である。その際、様々な福祉に関わる人材が介護を含め、地域の現場で働けるよう、引き続き、検討を深めていく必要がある。
→ 今回の検討会(5/9)で議論
- 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。「社会福祉連携推進法人」制度も活用し、事業者の連携のあり方を弾力化するための方策について、本検討会において引き続き議論を深めていく。
- 経営支援等について、介護のみならず、障害福祉やこどもといった他の福祉分野においても共通の課題であり、社会福祉法人などへの支援も重要である。その際、法人の特性に応じた支援や施策を考えていくべきであり、福祉医療機構(WAM)等による資金融資の強化といった手法も考えられる。こうした法人への支援や法人間の連携のあり方は、福祉分野共通の課題として引き続き議論を深めていく。
→ 次回の検討会で議論

中間とりまとめの方向性	福祉サービスとの共通課題
人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制	・地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方は共通課題 ・上述の通り、既存施設の有効活用(社会福祉法人の財産処分等)は共通課題
介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援	・人材確保(プラットフォームの充実等)は共通課題(上述の点を含む) ・生産性向上(DX)・経営支援等は共通課題 ※経営支援等は次回議論
地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア	・介護、障害、こども、それぞれ固有の課題・論点であるため、本検討会では議論しない。

課題と論点（地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方）

（サービスモデルの構築）

＜障害福祉＞

- 障害福祉分野における需要については、人口構造だけでなく様々な要素が関係し、精神障害や障害児を中心にサービス利用が伸び続ける一方、中山間地域や小規模自治体においてはサービスの利用に減少傾向が見られる。また、障害種別に応じたきめ細かい対応が必要となる中、提供体制や実施事業、地域資源についても地域差があり、自らが希望する事業所のサービスを利用するために広域的なサービス利用となる場合がある。とりわけ今後、中山間・人口減少地域においてサービス提供体制をいかに維持・確保していくかは、他分野とも共通の課題。
- 現行制度においては、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところであるが、中山間・人口減少地域においても、引き続き障害者が安心して地域生活を送ることができるようにしていく必要がある。
 - 障害福祉分野においても、現行制度の活用状況を確認しつつ、現行制度の効果的な活用を促進していくべきではないか。また、他制度も参考としつつ、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられるか。
- 分野を超えた総合的な福祉サービスの推進に向けて、これまでも共生型サービスを創設するとともに、高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上での人員・設備の兼務・共用等が運用上可能な事項についてガイドラインで示すなど、取組を進めてきたところ。
 - 介護、障害福祉、こどもといった分野をこえた福祉サービスの推進に向けて、更に人員・設備の兼務・共用など柔軟対応についてどのような方策が考えられるか。
 - また、共生型サービスについては、都道府県ごとに取組状況に差も見られるところ、自治体や事業所の取組の更なる推進に向けた方策を検討すべきではないか。

課題と論点（地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方）

（サービスモデルの構築）

＜こども＞

- 就学前人口の減少については地域によって差があり、宅地建設等により局所的に就学前人口が急増することも考えられるが、市町村単位でみると、都市部の一部を除きピークアウトしており、多くの自治体が就学前人口については、減少局面に入りつつある。ただし、就学前人口減少のスピードは、地域によって様々であり、地域差に応じた保育提供体制を検討する必要。
- 一方で、女性就業率（25～44歳）の上昇傾向、共働き世帯割合の増加などによる保育需要について引き続き注視が必要。また、こども誰でも通園制度が令和7年度より制度化、令和8年度から全国展開され、0～2歳の約6割を占める未就園児が新たに通園することとなり、政策増要因も存在する。
 - 今後も局所的に発生することが見込まれる待機児童問題については、引き続き丁寧に対応。
 - ①中山間地域や離島を中心にこどもが少ない地域、②就学前人口減少が今後加速的に進んでいく地域、③都市部を中心として局地的に待機児童が発生しながら全体としては緩やかに就学前人口が減少していく地域の各類型について、保育需要の変化に応じた施設・事業モデルやその支援体制をどのように構築するか。（※）

（※）地域別の留意点は以下のとおり。

- ・ ①②の地域においては、人口減少下において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携、法人の合併や事業譲渡、統廃合等を進めていく必要がある。
- ・ ③の地域においては、現在の提供主体が中心となりながら、保育需要の変化に対応していく必要がある。

課題と論点（既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等））

（既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等））

- 現状、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能などの例外があり、さらに土地・建物についてそれぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として土地建物の所有権を有する必要がある。
- 加えて、施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合又は有償貸付の場合には補助金の国庫返納が必要となっている。なお、老朽化により代替施設を整備する場合等以外の取壊し等についても同様である。
- 特に中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために、新たなサービス主体による社会福祉事業の参入とそれを可能とする貸付をしやすくするとともに、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために、上記の所有権や転用・貸付に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みが必要ではないか。
- たとえば、介護施設の取得の際に国庫補助がなされている場合に、財産取得からの経過年数が10年未満の場合については、補助対象事業の継続を条件として、一部転用に限り、国庫返納が不要になっているところ、中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために必要な場合には一部転用に限らない取扱いを認めるなど、より柔軟な仕組みとできないか。
- あわせて、有償貸付についても、中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために必要な場合には、事業実施主体においては土地・建物について（所有権を有せずに）貸付を受けて社会福祉事業を行うことを可能とした上で、土地・建物の貸付を行う側についても補助金の国庫返納を不要とするなど、より新たなサービス主体による社会福祉事業の参入をしやすくするための仕組みが必要ではないか。
また、急速なニーズの減少などやむを得ない事情があると認められる場合に、一定の条件を付した上で国庫返納を緩和する仕組みについてどのように考えるか。

◇中間とりまとめ(2025.4.10)

- ▶ 4月10日、厚生労働省は「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（座長：野口晴子 早稲田大学政治経済学術院教授）中間とりまとめを公表した。
- ▶ 中間とりまとめでは、
 - (1)人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築
 - (2)介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
 - (3)地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケアを柱に方向性を示している。
- ▶ (1)人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築では、3つの地域類型について、「中山間・人口減少地域」はサービス維持・確保のため柔軟な対応、「大都市部」は需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応、「一般市等」はサービスを過不足なく提供するための適切な対応について検討の方向性を示した。
- ▶ 中間とりまとめは介護保険部会に報告し、順次議論される。また、4月以降、障害福祉や子どもなど他の福祉分野と共通の課題、社会福祉法人の経営支援等について議論し、夏にとりまとめ予定。その上で、介護保険部会等の関係審議会に報告し、制度改正に向けた議論が行われる。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方 (概要)

2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する中、地域包括ケアシステムを深化し、全ての地域において、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を確保するとともに、介護人材が安心して働き続けることができる環境を整備し、介護人材や利用者等が地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を深化：2040年に向けて、医療・介護、介護予防、認知症ケアへの切れ目のない提供（地域の提供体制確保）
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保：高齢者の介護サービス需要に地域差。2040年に向けた需要の変化を踏まえた対応
- ③ 介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援：処遇改善など人材確保の取組の充実。地域単位でも専門機関等の関係者が連携して支援を行い、雇用管理による人材の定着、テクノロジー導入・タスクシフト/シェア、協働化など経営改善をあわせて図っていく
- ④ 地域の共通課題と地方創生：介護は高齢者に加え、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動の課題、生産性向上の必要性など、他分野と共通課題。その解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築

2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築

- 「中山間・人口減少地域」：サービスを維持・確保するための柔軟な対応
 - ・ サービス需要が減少する中、様々なサービスを組み合わせることで維持・確保できるように、地域のニーズに応じた柔軟な対応（配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供などの検討）
 - ・ 地域の介護機能の維持等のため、地域の介護を支える法人等への支援、社会福祉連携推進法人の活用促進
- 「大都市部」：需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応
 - ・ サービス需要が急増する中、公と民の多様なサービスに加え、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤の整備
 - ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に対応可能な、ICT技術等を用いた24時間対応可能な効率的かつ包括的なサービスの検討
- 「一般市等」：サービスを過不足なく確保するための適切な対応
 - ・ サービス需要が増減する中、既存の介護資源等を有効活用しサービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と柔軟な対応
- 支援体制の構築
 - ・ サービス提供体制の変化の中、他分野とも連携した支援体制が必要。医療も含め、地域における介護サービス提供体制の状況をエリア別に見える化し、地域で状況把握・分析、関係者間の共有・議論。介護保険事業計画等のあり方の議論の中で位置づけを検討

(2) 介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援

2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保は最大の課題。処遇改善をはじめとする人材確保の取組を進めるとともに、地域単位でも、専門機関等の連携を図り、雇用管理・生産性向上、事業者間の協働化など、経営改善に向けた支援を実施

- 国や地方における介護人材確保に向けた取組
 - ・ 賃上げや処遇改善の取組の継続
 - ・ 地域における人材確保状況等の見える化・精緻な分析、対策の検討
 - ・ 地域の公的な機関等の連携やプラットフォーム機能の充実等
 - ・ 入門的研修の強化、業務の整理・切り出し、タスクシェア/人材シェア、多様な人材とのマッチング
 - ・ 若い世代に向けた介護の魅力向上
 - ・ 常勤化支援
 - ・ 外国人材の定着支援や就労・生活環境整備
 - ・ 養成施設の環境整備
- 雇用管理等による介護人材の定着に向けた取組
 - ・ 介護事業者の適切な雇用管理（ハラスメント対策含む）
 - ・ 介護人材の多様なキャリアモデルの見える化・キャリアアップの仕組み
 - ・ オンラインを含めた教育・研修への位置付け、試験制度における取組
- 職場環境改善・生産性向上の取組
 - ・ 生産性向上による業務効率化等で得た時間で職員への投資を図り、質の向上や介護人材定着を促すことが重要
 - ・ テクノロジー導入・運営支援、介護助手等によるタスクシフト/シェア
 - ・ 団体等と連携したテクノロジー等の普及
 - ・ デジタル中核人材の育成、科学的介護の推進、生産性相談窓口による伴走支援。介護記録ソフトやAIなど在宅の技術開発、研究
- 介護事業者の経営改善に向けた支援
 - ・ 都道府県単位で雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築（地域の専門機関や専門職等との連携）
- 他事業者との協働化、事業者間の連携、大規模化
 - ・ 小規模の良さを活かし、大規模化によるメリットを示しつつ、間接業務効率化や施設・設備の共同利用など、協働化や事業者間連携をまずは推進。大規模化を事業者間でも進めるとともに、社会福祉連携推進法人の活用が進む仕組みを検討

(3) 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護、介護予防、生活支援等の包括的な確保を図る必要があり、そのためには、地域資源を把握・分析し、様々なサービスや事業の組み合わせや連携を図っていく必要

- 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携
 - ・ 地域包括ケアにおける医療介護連携の強化。退院して在宅復帰するまでの老人保健施設、地域の中小病院等の医療機関の役割が重要（医療・介護資源の地域差を踏まえて対応していく必要）
 - ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- 介護予防・健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業等
 - ・ 地域リハビリテーション体制、「通いの場」の取組、サービス・活動C、一体的実施等の介護予防関連施策の連携と専門職等の適切な関与の促進
 - ・ 総合事業の充実やインセンティブ交付金の改善
 - ・ 介護予防支援拠点の整備
- 認知症ケア
 - ・ 医療、介護、生活支援、権利擁護・意思決定支援等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

今後の予定

この中間とりまとめは介護保険部会に報告し、順次議論。また、4月以降、障害福祉やこどもなど他の福祉分野と共通の課題、社会福祉法人の経営支援等について議論し、夏にとりまとめ予定。その上で、介護保険部会等の関係審議会に報告し、制度改正に向けた議論を行っていく。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

◇第3回(2025.5.19)

- ▶ 5月19日、厚生労働省は第3回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、有料老人ホーム関係者に対するヒアリングが行われ、構成員のほか、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、広島県(行政)から関係者が出席し、ヒアリングの後、意見交換が行われた。

◇第2回(2025.4.28)

- ▶ 4月28日、厚生労働省は第2回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、有料老人ホーム関係者に対するヒアリングが行われ、構成員のほか、高齢者住まい事業者団体連合会、株式会社ソナエル、株式会社ソナエルから関係者が出席し、ヒアリングの後、意見交換が行われた。

◇第1回(2025.4.14)

- ▶ 4月14日、厚生労働省は第1回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会(座長:駒村康平氏慶應義塾大学経済学部教授)を開催した。
- ▶ 昨今、高齢者の住まいの確保のニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホームの数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、入居者に対する過剰な介護サービスの提供(いわゆる「囲い込み」)に加え入居者保護や入居紹介業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題もある。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等に関する検討会を開催するものとして本検討会が設置された。
- ▶ また、検討事項として下記が示された。
 - (1)有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方に関する事項
 - (2)有料老人ホームの指導監督のあり方に関する事項
 - (3)有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方に関する事項
 - (4)その他の有料老人ホームにおける透明性・質の確保等に関する事項
- ▶ 今回は、有料老人ホームに係る現状・課題について報告が行われた後、本検討会においてご議論いただきたい事項として「有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方」「有料老人ホームの指導監督のあり方」「有料老人ホーム等における囲い込み対策のあり方」について論点案が示された。
- ▶ また、当面の進め方としてヒアリングを行った後、夏ごろに議論の整理を行うことが示された。

高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会

◇とりまとめ(2025.5.28)

- ▶ 5月28日、経済産業省は高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会(座長:駒村康平慶應義塾大学経済学部教授)報告書取りまとめを公表した。
- ▶ 本検討会は高齢者や介護にまつわるサービス産業を、持続可能性を持った形で、いかに地域に実装していくべきかという戦略について、我が国の高齢者がピークを迎える2040年を念頭に検討するため設置したもの。
- ▶ 本取りまとめでは、高齢者・介護関連サービスの類型や担い手、産業振興上の意義を明確化するとともに、ステークホルダーや地域特性の観点から高齢者・介護関連サービス産業を巡る現状・課題を整理している。そのうえで、高齢者・介護関連サービス産業振興の目指すべき姿として、「産福共創」というコ

ンセプトを提示し、産福共創実現に向けた戦略を、具体的対応とともに示している。

- ▶ 「地域の高齢者福祉課題解決と事業収益性確保の両立を実現することが、これからの地域に必要なである」とし、民間企業等が本業に取り組みながら地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助ける仕組みを指す「商助」とも近い考えでもあり、高齢者・介護関連サービス産業と地域の高齢者福祉関係者が連携・共創する「産福共創モデル」を経済産業省としても支援していくべき」とした。
- ▶ 「産福共創」の推進にあたっては、
 - ・サービス事業者は、収益性だけを追い求めるのではなく、地域の実情やエンドユーザーである高齢者が抱える課題・ニーズ等を踏まえた地域課題への貢献意識を持つこと
 - ・自治体をはじめとした高齢者福祉関係者(社会福祉協議会・地域包括支援センター等)は、サービス事業者を地域づくりを共に行う「仲間」として捉え直すことで、サービス事業者が継続的に地域で活動するために必要な経済活動に対して、自治体が有するアセット(資源)等を提供していくことが必要であるとしている。

(参考) 目指すべき姿：「産福共創」

- **地域の高齢者福祉課題解決と事業収益性確保の両立を実現するためには、民間企業等が自治体をはじめとした福祉関係者と連携・共創（「産福共創」）したうえで、経済活動や地域課題へ貢献していくことが重要。**

目指すべき姿と地域にもたらされる価値

「地域の高齢者福祉課題解決」と「事業収益性確保」の両立を実現する

「産福共創」

① 持続可能な地域福祉の実現

見守り機能・居場所・活躍の場の提供といった民間企業等による高齢者福祉への貢献の持続可能性が高まる



② 地域資源開発機能の強化

共創する民間企業等が地域における新たなサービス・製品の開発・実装に向けた呼び水となり地域資源開発が促進される

③ 地元産業の活性化

共創する民間企業等が地元の商店や事業者と連携を深めることにより、地域の中小企業振興にも繋がる

産福共創実現に向けたステップ

- 1 まずは自治体や民間事業者双方が把握している地域情報（高齢者ニーズ、地域の資源等）の共有から始める
- 2 地域特性を踏まえたモデルへ
 - 市場性「高」エリア
市場性の高さを生かして、新規性の高いサービスの社会実装や複数企業連携によるサービス創出といった「他地域にも展開し得る新たな資源開発を先導していくモデル」
例：サービス開発のラボ機能、複数企業と連携した支援体制構築 等
 - 市場性「中」エリア
地域に根差した企業と連携した地域づくりや自治体有する多様なアセットを活用したサービス提供支援といった「地域が有する既存資源を徹底活用するモデル」
例：地域資源開発主体としての企業参画、ローカルマーケティング支援を通じた資源充足 等
 - 市場性「低」エリア
自然体でのビジネス成立は困難であることから、公的事業との連携や住民互助活動の効率化といった「必要性の高い資源の維持を図るモデル」
例：公的事業との連携、住民互助活動の効率化、経済産業省にて検討を進める「地域協同プラットフォーム」構想との連動 等

6. 障害者

<会 議>

障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

◇第1回(2025.5.26)

- ▶ 5月26日、厚生労働省は第1回障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会を開催した。
- ▶ 本検討会は、今後障害者支援施設の更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められていることを踏まえ、障害者支援施設の役割・機能等、その在り方を検討するため、開催するもの。
- ▶ 全社協からは、中尾富嗣全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会常任協議員、三浦貴子全国身体障害者施設協議会副会長が構成員として参画している。
- ▶ 第1回目となる今回は、現状等について報告が行われた後、下記のとおり論点が示され、協議が行われた。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する論点

議論いただきたい論点

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について、脱施設化ガイドラインにおける「施設」の典型的要素も参考にしつつ、例えば以下の観点から、どのように考えるか。
 - ① 生活の様々な場面における自己実現に向けた本人の意思・希望の尊重（意思決定支援の在り方）
 - ② 居室（個室、ユニットケア等）、定員（小規模化等）や生活環境、日中活動の状況（敷地外での活動等）、重度化・高齢化への対応、看取りへの対応などの運営体制
 - ③ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者等への専門的な支援、専門性の地域への還元
 - ④ 重度・重複障害のある方を含む地域移行を進めるための取組
 - ⑤ 障害者の地域生活を支える機能、緊急時や災害時の対応
2. 今後の障害福祉計画の目標（施設入所者数、地域移行数等）の基本的方向性について、例えば以下の観点から、どのように考えるか。
 - ① いわゆる「親なき後」を含む一定の居住支援のニーズがあること（現在の障害者支援施設の待機者の把握状況は自治体間でばらつきがあることに留意）
 - ② 足下の障害福祉計画の目標の達成状況（特に、既に入所期間が長期にわたる入所者の状況）
 - ③ 住まいとしての障害者支援施設とグループホームとの共通点・相違点
 - ④ 厳しい人手不足の状況下における居住支援に係る生産性向上や定員規模
 - ⑤ 障害福祉計画の目標と施設整備費補助金の対象要件等との整合性

7. 子ども・家庭福祉

<法改正等>

児童福祉法等の一部を改正する法律成立(2025.4.18)

- ▶ 4月18日、児童福祉法等の一部を改正する法律案が参議院本会議にて可決・成立した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。



児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

<会 議>

こども政策推進会議

◇第5回(2025.6.6)

- ▶ 6月6日、こども家庭庁は第5回こども政策推進会議を開催し、こどもまんなか実行計画2025を決定した。
- ▶ 「こどもまんなか実行計画」は、「こども大綱」に基づき、具体的に取り組む施策等を取りまとめるもの。
- ▶ 毎年6月頃を目途に改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することとしている。
- ▶ 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組むとしている。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。
 - 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
 - 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。
- (※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数、前年比△41,227人)。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約(※)に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(こどもの権利擁護に関する調査研究)等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化等
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援(こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

(※) こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、同条約を「こどもの権利条約」と記載。

2

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等(人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進)、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等
- (2) 学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止等
- (3) 青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組(三位一体の労働市場改革の着実な実施)、結婚支援等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
切れ目のない教育費の負担軽減、児童手当の拡充等
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進等
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・子育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正等
- (4) ひとり親家庭への支援
親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保等

3

- ▶ 石破総理は「この実行計画は、こども政策に関する全体像を表すものであり、次の1年間に政府が何を進めていくかを示す道しるべとなるものである。実行計画を踏まえ、今後はさらに、標準的な出産費用の自己負担無償化と、安全で質の高い周産期医療の確保を進めるとともに、高校無償化に関しては3党での協議を受けて検討していく。」と発言した。

こども家庭審議会

◇第6回(2025.4.25)

- ▶ 4月25日、こども家庭庁は第6回こども家庭審議会を開催した。
- ▶ 協議では、会長選出、こども家庭審議会に対する諮問のほか、こどもまんなか実行計画2025の策定に向けた各部会・分科会からの意見について報告が行われたのち、協議が行われた。
- ▶ 会長の選出については、前任に引き続き秋田喜代美学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授が選任された。
- ▶ 審議会では、内閣総理大臣の諮問事項として「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」が示された。今後、この諮問を受ける形で「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂に向けた検討が進められることとなる。
- ▶ 以下の事項を中心とした議論が求められている。
 - こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。
 - 乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。
 - 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。
 - 多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
 - 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
 - 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策についてどのように考えるか。
- ▶ また、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園および幼保連携型認定こども園の教育基準について審議する中央教育審議会と緊密に連携し、乳幼児がどの施設に通っているかにかかわらず質の高い保育が保障されるように幅広く検討することも求めている。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第10回(2025.4.18)※持ち回り開催

- ▶ 4月18日、こども家庭庁は第10回子ども・子育て支援等分科会(分科会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を持ち回りで開催し、子ども・子育て支援金制度管理部会(仮称)の設置について承認された。
- ▶ 子ども・子育て支援法第71条の30において、内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金に係る内閣府令や子ども・子育て支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならないとされている。
- ▶ こうしたことから、今般、こども家庭審議会令第6条第1項に基づき、こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会の下に、子ども・子育て支援金制度の実施に関して意見を聴取することを目的として、部会を設置するもの。

こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会

◇第 13 回(2025.6.2)

- ▶ 6月2日、こども家庭庁は、第13回こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会を開催し、部会長の選任のほか、専門委員会の設置及び廃止、はじめの100か月の育ちビジョン関連施策の取組報告が行われた。
- ▶ 専門委員会の設置及び廃止では、保育士資格等に関する専門委員会を廃止し、こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会に保育専門委員会を置くことが承認された。
- ▶ 「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」の総理大臣からの諮問については、本部会において審議される。

(令和7年4月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問)

第13回
幼児期までのこども
の育ち部会
資料2-3
令和7年6月2日

【背景等】

- 現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過。
- こども基本法において、こども施策の基本理念を規定。また、令和5年12月には「こども大綱」や「はじめの100か月の育ちビジョン」が閣議決定。乳幼児期は、こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であることが示されている。
- 昨年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」では、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「質の向上」へと大きく方向性を転換することが示された。
- 保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながるこどもなど、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援、こどもが多様な人々と関わりながら育つための地域との関わりや地域資源の活用、感染症や自然災害への対応といったこどもの健康と安全の確保などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、子育て支援の充実も期待。
- こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮することが定められた。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要。

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

- こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。
- 多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
- 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策についてどのように考えるか。

※ これらに関連する事項を含め、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきたい。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 17 回(2025.6.2)

- ▶ 6月2日、こども家庭庁は、第17回こども家庭審議会 こどもの居場所部会を開催し、部会長の選任のほか、「こどもの居場所部会(第2期)の方針」、「こども・若者の居場所づくりに関する今年度の取組」について協議が行われた。
- ▶ こどもの居場所部会(第2期)の方針では、論点案として下記のとおり示された。
 - 「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組の展開
 - ・若者の居場所づくりの現状や課題、目指すべき在り方について
 - ・居場所づくりにおける「遊び」の位置づけについて
 - ・こども・若者自身が居場所づくりに参画する取組について
 - ・こども家庭庁における取組(評価指標、実態調査、フォーラム・シンポジウム、災害時のこども・若者の居場所づくりの推進等)への助言
 - 次回への指針見直しに向けた準備

- ・必要なエビデンス・事例等の収集・発信について
- ・こども・若者の声を聴く取組について
- 第2期部会における議論のまとめ方の検討
- ・中間論点整理の検討

▶ また、こども・若者の居場所づくりに関する今年度の取組として下記のとおり示された。

- 居場所づくりに関する評価指標の策定を含め、自治体が居場所関連のエビデンスを積み上げるために必要なツールの開発を進める。
- こどもの居場所づくりコーディネーター同士の情報共有の機会を設ける等、横展開を促進する。
- 災害時であっても全てのこども・若者が居場所を見つけることのできる環境づくりについて、具体的な施策につながるよう取組を継続する。
- 若者世代の居場所づくりに関する検討を進める。
- 関連する分野との連携等について協議を進める。

こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第124回(2025.5.2)

- ▶ 5月2日、こども家庭庁は、第124回こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第21次報告」について協議が行われた(資料非公開)。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

◇第1回(2025.5.21)

- ▶ 5月21日、こども家庭庁は、第1回今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会を開催した。
- ▶ 昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化し、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状があるなか、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。
- ▶ こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、本検討会が設置された。
- ▶ 主な検討事項案として、下記のとおり示された。
 1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
 2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
 3. 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
 4. 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
 5. 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
 6. その他
- ▶ 今後、10月頃に中間とりまとめを行い、今年度内に報告書を取りまとめる予定としている。

本検討会の進め方について

開催月	本委員会	WG	議題	
令和7年 5月21日 (水)	1回		<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な検討事項(案)について ・ 今後の検討の進め方(案)について ・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について ・ ヒアリングの実施(案)について ・ 調査票(案)について 	
5～6月頃	2回 3回		ヒアリングの実施	
			福祉型ワーキング	医療型ワーキング
7～9月頃		1回 2回 3回	福祉型入所施設の課題等について	医療型入所施設の課題等について
10月頃	4回		中間報告	
11月頃		4回	福祉型入所施設の課題等について	医療型入所施設の課題等について
令和8年 1～3月頃	5回 6回 7回		報告書素案・報告書とりまとめ	

8. 地域福祉

<法改正等>

○孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 改定（2025.5.27）

- ▶ 5月27日、第3回孤独・孤立対策推進本部を開催し、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」の改定を決定した。
- ▶ 石破総理は、次の事項を重点取組事項に盛り込み、対策を推進するとした。
 - ・ こどもや若者のための家庭や学校以外の多様な居場所づくり、居場所づくりから相談支援など切れ目のない支援体制の構築、教育や福祉などの分野を横断した地域の「顔の見える関係」づくり
 - ・ 単身者の孤独・孤立や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」の取組
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定案のポイント 資料1

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
 - ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
 - ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。
- 
- 

②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ 小中高生の自殺者数が過去最多

- － 令和6年は529人と過去最多。
- － 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生とも増加している現状

【中長期的な課題】

✓ 将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み

- ＝ 孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み
- － 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ 孤立死者数の推計：約2万2千人

- － 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- － 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推定される「死後8日以上」を経過していたもの。

- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R7.5.27一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

- ▶ 石破総理大臣は「孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得る問題であり、あらゆる政策に孤独・孤立対策の視点を入れることが極めて重要である。地方公共団体やNPO等の皆さんと手を携え、政府一丸となって対策に取り組んでいただきたい」と発言した。

<会 議>

孤独・孤立対策推進会議

◇第3回(2025.5.15)

- ▶ 5月15日、内閣府は第3回孤独・孤立対策推進会議を開催した。
- ▶ 会議では、孤独・孤立対策重点計画の改定に向けてヒアリングおよび協議を行った。

◇第2回(2025.2.7)

- ▶ 2月7日、内閣府は第2回孤独・孤立対策推進会議を開催した。
- ▶ 協議では、孤独・孤立対策関連予算について、本日は、関係府省庁から孤独・孤立対策に関する令和7年度予算案及び令和6年度補正予算について報告が行われた後、令和6年6月に策定した孤独・孤立対策重点計画をふまえた今後の孤独・孤立対策の在り方について検討状況の報告が行われた。

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議

◇第4回(2025.4.17)

- ▶ 4月17日、内閣府は第4回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議(座長:菊池馨実早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」の見直しにあたっては有識者における審議等を行うこととされており、協議が行われた。
- ▶ 協議では、有識者意見(案)が示され、下記内容が整理された。

○特に重点を置いて取り組むべき事項について

- ・重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」に掲げられる(1)地方公共団体及びNPO等へ

の支援、(2)孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化、(3)重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進について、引き続き取組を進めることが重要である。等

○基本方針に関する各施策について

・基本方針における「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会」については、孤独・孤立に至らないような社会形成や豊かな人間関係を日常から育むという視点が孤独・孤立状態の予防の観点から重要であることを認識し、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や制度の間で声を上げることができない方々に対する教育と福祉の連携による支援を含め、予防の観点からの施策を更に推進していくべきである。等

○対策の推進に当たっての個別論点について

・様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、教育と福祉分野の連携、福祉と労働分野の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になる。こうした中、現行の重点計画にも掲げられているとおり、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりに加え、専門職の連携を含め、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な対応が求められる。

また、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制の整備など、特に孤独・孤立対策と密接に関連する施策との連携を更に強化し、相乗効果を図っていくべきである。

その際、福祉分野を中心として行われている「個別支援」を超えたまちづくりの観点から、地域における様々な主体の連携を孤独・孤立対策の中で進めることが求められる。

施策間の連携に当たっては、孤独・孤立対策は「予防」の観点からの施策が重要であるといった対策のイメージをより一層浸透させていくことや、基本方針の分類を超えて、複数の施策を組み合わせることで、全体として基本方針に掲げる目標が達成され得ることに留意が必要である。等

地域共生社会の在り方検討会議

◇中間とりまとめ(2025.5.28)

- ▶ 5月28日、厚生労働省は地域共生の在り方検討会議中間とりまとめを公表した。
- ▶ 今後、中間とりまとめを踏まえ、社会保障審議会福祉部会等において制度改正も見据えたより具体的な検討が行われる。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。(一部抜粋)

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- (1)地域共生社会の理念・概念の再整理・更なる展開に向けた連携・協働
- (2)包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- (1)身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
- (2)身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

○身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。

- ・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
- ・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

(3)身寄りのない高齢者等を地域で支える体制(関係機関とのネットワーク構築等)の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

(1)新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

(2)「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

【対応の方向性】

○以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。

- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を広げていくために、その目的や取組に関して、ポイントの周知や更なる明確化を行う必要がある。
- ・社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、社会福祉連携推進法人の事業要件の緩和や事務負担の軽減を行う必要がある。
- ・人口減少局面の地域において、単独の法人としてのサービス提供だけではなく、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働を推進する必要がある。

5. 社会福祉における災害への対応

災害時の被災者支援との連携の在り方

【対応の方向性】

○以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。

- ・包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促す必要がある。
- ・DWT の平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図る必要がある。

◇第 10 回(2025.5.20)

- ▶ 5 月 20 日、厚生労働省は第 10 回地域共生の在り方検討会議(座長：宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。今回は、中間とりまとめ(案)が示され、協議が行われた。

<通知・公表>

総務省：民生委員・児童委員による証明事務に関する調査<結果に基づく通知>(2025.3.28)

- ▶ 3 月 28 日、総務省は民生委員・児童委員による証明事務に関する調査の結果に基づく通知を行った。
- ▶ 本調査は、民生委員の担い手確保が課題となる中、民生委員の活動の一つである証明事務が求められる証明の内容や面識の有無によっては、民生委員及び住民の双方に負担となっているとの指摘がなされていることをふまえ、調査したもの。
- ▶ 調査の結果、事実婚の解消など事実把握が困難なことを証明することに不安を感じるなど、証明事務に係る負担等の実態が明らかになった。
- ▶ また、国の法令・通知等に基づく証明事務について、他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず民生委員により証明が行われた事例や、公的書類等では事実確認できない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていないなどの事例がみられた。
- ▶ さらに、地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務については、規定等を見直し、業務システムなど行政情報の連携や公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体がみられた。
- ▶ 調査結果をふまえ、総務省は今回調査対象とした行政手続を所管することも家庭庁、法務省及び厚生労働省に対し、証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずることを要請した。また、地方公共団体による見直しの参考とするため、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を情報提供することとしている。
- ▶ 調査結果の概要は以下のとおり。

① 調査の背景

【通知日：令和7年3月28日 通知先：こども家庭庁、法務省、厚生労働省】

■ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、無報酬のボランティアとして、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動などの社会福祉の増進を図る活動を実施しており、地域における孤独・孤立など社会構造の変化の中で、その活動への期待と役割は増大

■ 民生委員の担い手確保が課題となる中、民生委員の活動の一つである証明事務（※）は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握していることが前提となっているが、地域における人間関係の希薄化など環境が大きく変化しており、求められる証明の内容や面識の有無によっては、民生委員及び住民の双方に負担となっているとの指摘あり

（※）国の通知や地方公共団体独自の規定等に基づき、行政手続に際して第三者が一定の事実関係（生計同一、事実婚など）を証明するもの

② 主な調査結果

【証明事務に係る負担等の実態】

- ・ 事実婚の解消など事実把握が困難なことを証明することに不安を感じる、初対面の者から生活実態を聴取することに負担を感じるなどの意見あり
- ・ 「プライバシーに関わることを質問されたのは屈辱的」とする住民の声を契機に市町村が証明事務を見直した、「近所の人に身の上を知られたくない」として住民から遠方の民生委員の紹介を求められたなどの事例あり
- ・ 生活実態等を十分把握していない住民からの依頼を民生委員が断るとトラブルに発展する可能性があるとの市町村の意見あり

① 国の法令・通知等に基づく証明事務（調査対象11手続）

他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず民生委員により証明が行われた事例や、公的書類等では事実確認できない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていないなどの事例あり

② 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務（調査対象9手続）

規定等を見直し、業務システムなど行政情報の連携や公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり（同じ行政手続でも民生委員による証明を求めるかどうかは地方公共団体によって区々）

③ 当省の意見

① 証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること

（行政手続所管：こども家庭庁、法務省、厚生労働省）

② 地方公共団体による見直しの参考とするため、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を情報提供

（民生委員制度所管：厚生労働省、こども家庭庁）

④ 期待される効果

証明事務の減少による民生委員及び住民の負担軽減

民生委員活動の円滑な実施や民生委員の担い手確保にも寄与

※ 調査対象手続以外の手続においても、民生委員による証明事務の見直しが望まれることから、各府省等に対しても本調査結果を参考連絡

調査結果1 国の法令・通知等に基づく証明事務

調査結果

国の法令・通知等に基づく証明事務として11手続を調査。うち8手続では、他の公的書類等で事実関係を確認できるにもかかわらず、民生委員により証明が行われたなどの事例あり（※）

No.	行政手続名（所管省庁）	証明する主な内容	調査結果の概要
1	休眠抵当権抹消登記申請（法務省（民事局））	登記義務者が登記簿上の住所に居住していないこと	公的書類による証明が可能でも、民生委員が事実関係を証明する事例がみられた。
2	労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求（厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者との生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
3	長期家族介護者の遺族による援護金支給請求（厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者との生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
4	特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求（厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者の事実婚の事実	民生委員の証明書が事実婚を証明する書類の一つとして例示されており、民生委員が事実関係を証明する事例がみられた。
5	雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求（厚生労働省（職業安定局））	請求者と受給資格者との生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
6	児童扶養手当受給申請（こども家庭庁（支援局））	申請者が対象児童と同居せず監護していること	地方分権改革に関する地方公共団体からの提案を受け、民生委員以外にも証明者になり得る者を明確化。
7	特別児童扶養手当受給申請（厚生労働省（社会・援護局））	申請者の生活実態等	これにより、民生委員による証明を廃止した市町村があるものの、廃止していない他市町村から証明を求められ負担が生じている例がある。
8	生活保護受給申請（厚生労働省（社会・援護局））	申請者の生活実態等	厚生労働省では生活保護受給申請時に民生委員の意見書は必須でないとしているにもかかわらず、これを求めている地方公共団体がみられた。

当省の意見

証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること

※ 3手続（日本学生支援機構貸与奨学金返還免除申請、国民年金・厚生年金保険未支給年金請求、生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）借入申込）は措置済み

調査結果2 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務

調査結果

地方公共団体の条例など独自の規定等に基づく証明事務として9手続を調査。民生委員による証明以外に確認する方法がないとして証明を求めているものがある一方、**業務システムなど行政情報の連携、他の公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり**

No.	行政手続名	証明する主な内容	民生委員による証明を求めない 地方公共団体における主な代替の確認方法
1	り災証明書申請	被災地で生活していた事実	・職員の現地確認 ・公共料金領収書の確認
2	ひとり親家庭等医療費助成申請	事実婚解消の状況等	・児童扶養手当業務システムとの情報連携 ・職員の聞き取り
3	保育所入所（教育・保育給付認定）申請	就労（自営業等）の状況等	・公的書類等（確定申告書、開業届、納品書のコピー等）の確認
4	自動車税・軽自動車税減免申請	生計同一の状況等	・源泉徴収票の確認 ・職員の聞き取り
5	高等学校等授業料減免申請	生活困窮の状況	・家庭状況調査書や源泉徴収票等の確認
6	就学手続（就学校の変更・区域外就学申請を含む。）	居住の事実	・賃貸借契約書等の確認
7	就学援助（学用品費・医療費・学校給食費等）申請	世帯の状況（収入や家族構成）	・市県民税課税・非課税証明書等の公的書類の確認
8	特別支援教育就学奨励費支給申請	世帯の状況（収入や家族構成）	・公共料金領収書の確認
9	公営住宅家賃減免申請	住宅困窮の状況	・職員の現地確認 ・「無職であることの申立書」の確認

当省の意見

地方公共団体による見直しの参考とするため、**民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を地方公共団体に情報提供**

3

内閣府：人々のつながりに関する基礎調査(2025.4.25)

- ▶ 4月25日、内閣府は孤独・孤立の実態把握に関する全国調査として、「人々のつながりに関する基礎調査」の結果を公表した。
- ▶ 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進している。本調査は、施策の推進にあたり、孤独・孤立の実態を正確に把握するために実施するもの。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 約4割が「孤独感がある」と回答した。令和5年と比較すると、大きな差異はみられない。
 - 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代及び30歳代で高い
 - 男女・年齢階級別にみると、男性では20歳代、30歳代、50歳代及び60歳代、女性では20歳代及び30歳代で高い

孤独の把握方法、孤独の状況

- **孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用**

【1】直接質問：孤独感を直接的に問うもの

- **孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.3%、「時々ある」が15.4%、「たまにある」が19.6%**

→合計約4割が「孤独感がある」と回答。

一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は40.6%、「決してない」が18.4%（図1）

- **令和5年と比較すると、大きな差異はみられない(図1)**

(注)比率の差の検定を行い、統計学的に有意差(信頼度95%)が認められる場合にのみ判定(以下同じ)

【図1】孤独の状況(直接質問)－令和6年、5年、4年、3年



あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |



孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感、孤独感の継続期間）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代及び30歳代で高い(図3)
- 男女別にみると、男性が4.4%、女性が4.2%
男女・年齢階級別にみると、男性では20歳代、30歳代、50歳代及び60歳代、女性では20歳代及び30歳代で高い(図4)

【図3】年齢階級別孤独感



【図4】男女・年齢階級別孤独感



9. 人材確保等

<法改正等>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（労働政策総合推進法）成立

- ▶ 6月4日、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本改正法は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講じるもの。
- ▶ カスタマーハラスメントや求職者に対するハラスメントの防止策を企業に義務付けることや、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を常時雇用する労働者の数が101人以上の企業に義務付けることなどが盛り込まれている。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働政策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働政策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）

<会 議>

社会保障審議会 福祉部会・福祉人材確保専門委員会

◇第2回(2025.6.9)

- ▶ 6月9日、厚生労働省は第2回福祉人材確保専門委員会（委員長：松原由美 早稲田大学人間科学学術院教授）を開催した。
- ▶ 前回の中間とりまとめを踏まえた論点について、各関係者（日本医師会、全国老人保健施設協会、日本介護福祉士会、日本介護福祉士養成施設協会、全国福祉高等学校長会、日本ソーシャル

ワーク教育学校連盟、日本社会福祉士会)にヒアリングを行った。

◇第1回(2025.5.9)

- ▶ 5月9日、厚生労働省は第1回福祉人材確保専門委員会（委員長：松原由美 早稲田大学人間科学学術院教授）を開催した。
- ▶ 本委員会は高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材の確保・定着に向けてより一層取組を強化するため、関係者による専門的観点から検討を進める目的として設置された。
- ▶ 第1回は「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」の中間とりまとめをふまえ、下記論点で協議が行われた。

○高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく中で、今後の介護人材確保策として、特に力を入れていくべき点や現在対応が足りていない点はどういった点か。具体的には、以下の点についてどう考えるか。

・高齢化や人口減少のスピードに地域によって差がある中、各地域における人材確保の取組をどのように進めていくべきか。具体的には、地域の状況を踏まえた課題の発見・分析・共有をどのように行っていくべきか。

その際、都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、ハローワーク・福祉人材センターなどの公的機関の役割、介護福祉士養成施設の役割、地域の職能団体や事業者などの役割、それぞれの主体の連携について、どのように考えるか。

・若者・高齢者・未経験者などの多様な人材をどのように確保していくか。多様な人材とのマッチングを図るための介護事業所の業務の整理・切り出し等について、どのように進めていくか。

・介護福祉士をはじめとして、介護現場において中核的な役割を担う中核的介護人材について、どのように確保していくべきか。具体的には、介護福祉士養成施設における教育のあり方、介護福祉士の資格取得のあり方、山脈型をはじめとする介護人材のキャリアアップのあり方についてどのように考えるか。また、潜在介護福祉士の活用についてどのように考えるか。・外国人介護人材の確保・定着に向けてどのような対策をとっていくべきか。具体的には、小規模な法人等

・外国人介護人材の確保・定着に向けてどのような対策をとっていくべきか。具体的には、小規模な法人等でも受入を可能とするための都道府県をはじめとした地方公共団体の役割、日本語支援のあり方をどのように考えるか。

- ▶ 今後、介護人材確保に関するヒアリング・議論をふまえ、秋ごろに取りまとめを行い、福祉部会に報告する予定。

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

◇第21回(2025.5.21)

- ▶ 5月21日、厚生労働省は第20回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博 学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて下記論点で協議が行われた。

①労使の取組促進

1. 均等・均衡待遇

（論点）法第8条（均衡待遇）及び法第9条（均等待遇）の規定について、施行後の状況を踏まえ、どのように考えるか。

⇒同一労働同一賃金ガイドラインの更なる明確化（別途議論）

⇒上記のほか、均等・均衡待遇規定を更に実効性のあるものとするために、どのような方策が考えられるか。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務

(論点)パートタイム・有期雇用労働者の待遇に係る納得性を向上させる趣旨で設けられた説明義務(法第 14 条)について、説明を求めたことがある労働者の割合が低い一方で、説明や書面交付があった場合の方が現在の勤め先や仕事への満足度が高い等の調査結果が見られるが、このことについて、どのように考えるか。

⇒説明義務や労働条件明示(法第6条)等の改善について、どのような方策が考えられるか。

3. その他の労使の取組促進のための方策

(1)公正な評価

(論点)均等・均衡待遇や、法第 10 条の賃金に係る努力義務(事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を勘案し、賃金を決定するよう努めるものとする)の履行の前提になると考えられる公正な評価の促進や、促進に当たっての課題について、どのように考えるか。

⇒「パートタイム・有期雇用労働者の人事・賃金制度を正社員の人事制度構築に接合させることを政策的に促すこと」や「その際、法第 10 条で賃金に関する事業主の努力義務が規定されていることが積極的に生かされるべき」という意見について、どのように考えるか。

(2)パートタイム・有期雇用労働者の意見の反映

(論点)パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に当たって、パートタイム・有期雇用労働者の意見をより反映させるための方策について、どのように考えるか。

(参考)法第7条において、事業主は、就業規則の作成・変更時に短時間・有期雇用労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くよう努めることとされている。また、同一労働同一賃金ガイドラインや雇用管理指針(「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置についての指針」(平成 19 年厚生労働省告示第 326 号))にも、短時間・有期雇用労働者を含む関係労使の話し合いを促す記載がある。

(3)情報公表の促進

(論点)パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けては、企業が自社の取組を自社HP等において情報公表をする例がみられる。こうした情報公表などの企業の取組を促進することについて、どのように考えるか。促進するとした場合、どのような情報を公表することが考えられるか。

②行政による履行確保

(論点)現在、都道府県労働局と労働基準監督署の連携による同一労働同一賃金の遵守の徹底の取組を行っている。こうした取組を含め、都道府県労働局による報告徴収や行政ADR、事業主に対する支援など、行政による法の履行確保を更に実効性のあるものとするため、どのような方策が考えられるか。

◇第 20 回(2025.4.22)

- ▶ 4 月 22 日、厚生労働省は第 20 回労働政策審議会(職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会)(部会長:守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)を開催し、労使関係団体等からのヒアリング③を行った(資料は非公開)。

◇第 19 回(2025.4.15)

- ▶ 4 月 15 日、厚生労働省は第 18 回労働政策審議会(職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会)(部会長:守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)を開催し、労使関係団体等からのヒアリング②を行った(資料は非公開)。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

◇第3回(2025.5.20)

- ▶ 5月20日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 会議では、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針並びに特定技能制度の既存の分野別運用方針に係る閣議決定の報告と、閣議決定内容に基づき、分野別運用方針案が示され、協議が行われた。
- ▶ 分野別方針案の記載事項について下記のとおり示された。

分野別運用方針（案）の記載事項について（概要）



特定技能制度の分野別運用方針と育成就労制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

1 特定産業分野及び育成就労産業分野

- 人材の不足の状況
 - 外国人受入れの趣旨・目的
 - 生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - 受入れの必要性
 - 受入れ見込数**
- 在留資格認定証明書交付停止措置等
- その他重要事項
 - キャリア形成に関する事項
 - 治安への影響を踏まえて講じる措置
 - 大都市圏に過度に集中しないための措置

第2 特定技能制度に関する事項

- 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - 1号特定技能外国人
 - 技能水準(試験区分)
 - 日本語能力水準
 - 2号特定技能外国人
 - 技能水準(試験区分及び実務経験)
 - 日本語能力水準
- その他重要事項
 - 特定技能外国人が従事する業務
 - 特定技能外国人の雇用形態
 - 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等**

第3 育成就労制度に関する事項

- 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - 就労を開始するまでに求められる日本語能力水準
 - 育成就労開始後1年経過時までに求められる水準
 - 技能水準
 - 日本語能力水準
 - 育成就労を終了するまでに求められる水準
 - 技能水準
 - 日本語能力水準
- 育成に関する事項
 - 技能の育成
 - 日本語能力の育成
- 本人意向転籍に関する事項
 - 本人意向転籍において求められる水準
 - 技能水準
 - 日本語能力水準
 - 転籍制限期間及びその理由**
 - 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策**
- その他重要事項
 - 育成就労外国人が従事する業務
 - 育成就労外国人の雇用形態
 - 育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等**

赤字・・・主要な論点として想定されるもの ²

- ▶ また、分野別運用方針の閣議決定に向けた今後のスケジュールについて、下記の4段階に分けて、有識者会議を開催することが示された。
 - ①令和7年度の分野別運用方針の作成に向けて作業を開始する両制度の対象分野・業務の説明、専門家会議で議論いただく技能評価試験の説明
 - ②重要論点(両制度の上乗せ要件、育成就労の転籍制限期間等)の議論
 - ③分野別運用方針案(受入れ見込数を含む)の議論
 - ④分野別運用方針案に対する有識者会議意見のとりまとめ
- ▶ 上記有識者会議等をふまえ、令和7年内もしくは必要に応じて令和8年度中に閣議決定する予定としている。
- ▶ また、特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの対象分野について、介護分野を含む対象分野案が示され、協議が行われた。

両制度における外国人受入れの基本的な考え方・受入れ対象分野の定義（基本方針）

【特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの基本的な考え方】（基本方針第一の1）

外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってなお**当該分野における人手不足が深刻**であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う

【特定産業分野及び育成就労産業分野の定義】（基本方針第二の1（1）、2（1））

- 特定産業分野：人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 育成就労産業分野：特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野

両制度の対象分野イメージ（案）

特定産業分野：19分野（P）（※1・2）

育成就労産業分野：17分野（P）（※1・2）

※3

特定産業分野の概要（案）

既存分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野（※4）	宿泊分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野



- ※1 特定産業分野について、政府として、深刻な人手不足の状況にあることを客観的指標（有効求人倍率）により確認
- ※2 有識者会議や専門家会議等の議論の過程で、一定の専門性・技能を要する業務であることの確認（技能水準の設定、試験の作成等）等を行うが、当該整理ができない分野は、継続検討として対象分野等の追加等が令和8年度以降に先送りとなることなどがある
- ※3 自動車運送業分野（業務に従事するに当たり、我が国の法令に基づく普通自動車運転免許等の取得が前提となっているもの）、航空分野
- ※4 自動車整備分野については、業務区分を「自動車整備業務区分」と「車体整備業務区分（仮称）」の2区分に切り分けることを検討中
飲食料品製造業分野については、業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分け、前者について対象の産業を追加することを検討中
- ※5 新たな分野の追加や業務区分等の追加については、業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中

◇第2回(2025.2.17)

- ▶ 2月17日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえた修正案が示され、協議が行われた。

特定技能制度の既存の分野別運用方針（介護分野）に関する有識者会議の主な御意見

委員の御意見

介護する側・される側双方のリスクを避けるために、特に介護現場での実務経験が浅い人については、基本的に2名以上での訪問を義務付けるべき。

委員の御意見

訪問介護では、施設介護より高い能力が求められることから、日本語要件の厳格化、介護施設での就労経験と同行支援の義務化などとした訪問介護の固有要件を分野別運用方針に明示すべき。

委員の御意見

業界団体等からの要望や「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」での議論をもとに、今回の改正に至ったことはわかるが、特定技能外国人がトラブルに遭遇した場合に、その事実を早期に発見するための日常的なコミュニケーションや相談体制の構築、その後の特定技能外国人への配慮や柔軟な訪問先変更といった対応がこれまで以上に重要であると考えます。

分野別運用方針の修正

「特定技能所属機関は、介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等（※）を有する1号特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させる」ことを明記。

（※）訪問系サービスの従事に当たっては、実務経験が1年以上ある外国人介護人材を原則とする。

今後の対応

受入事業者に対しては、ハラスメント防止のために、対応マニュアルの作成や管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合のルール整備、利用者や家族等に対する周知、ハラスメントが実際に起こった場合の当該ルールの実行、外国人介護人材が相談できる窓口の整備することなどについて遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めることとする。
ご指摘のようなトラブルが生じた場合には、受入事業者が訪問先の変更など外国人介護人材に対する適切な配慮を行う。国においても、JICWELSに設置された母国語で対応できる相談窓口について、令和7年度からその体制をより強化し、外国人介護人材からの相談受付や必要な助言を行うための環境整備を進めることとし、さらに、遵守事項については、巡回訪問等実施機関による巡回訪問等を通じて遵守状況を確認していく。

厚生労働省通知 介護福祉士国家試験におけるパート合格(合格パートの受験免除)の導入について

- ▶ 5月27日、厚生労働省は通知「介護福祉士国家試験におけるパート合格(合格パートの受験免除)の導入について」を発出した。
- ▶ 本通知は、介護福祉士国家試験受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入のため、介護福祉士国家試験をいくつかの科目のグループに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌々年までの試験において当該パートの受験を免除するパート合格を導入するというもの。
- ▶ パート合格(合格パートの受験免除)の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大され、より国家試験を受験しやすい仕組みとなると考えられる。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

① パート合格(合格パートの受験免除)の導入について(イメージ)

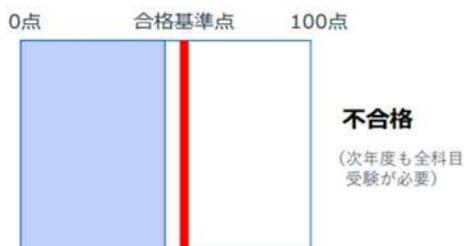
基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合格判定する**パート合格(合格パートの受験免除)**を導入する。(令和7年度(令和8年1月実施予定)の第38回国家試験から導入)
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大される。

見直しのイメージ

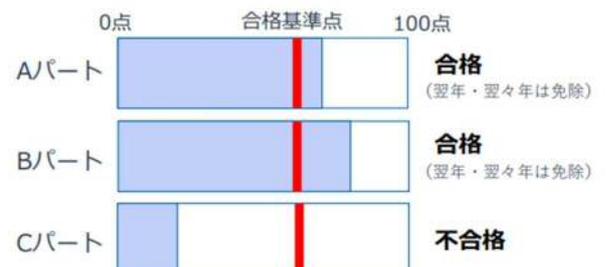
第37回(令和6年度)まで

- ・ 全科目の総得点が合格基準点(6割が目安)を超えれば合格



第38回(令和7年度)から

- ・ 総得点で不合格となった場合、各パート毎に判定
- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



2025 年春闘 回答集計結果

◇第 6 回(2025.6.2)

- ▶ 6月2日、連合は2025年春季生活闘争の第6回回答集計結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

- 平均賃金方式で回答を引き出した4,863組合の加重平均(規模計)は16,399円・5.26%と、昨年同時期を上回った(昨年同時期比1,163円増・0.18ポイント増)。
- 300人未満の中小組合(3,412組合)は、12,453円・4.70%で、昨年同時期を上回っている。(同1,092円増・0.25ポイント増)
- 賃上げ分が明確にわかる3,339組合の賃上げ分(規模計)は11,763円・3.71%(同1,115円増・0.17ポイント増)であった。中小組合(2,071組合)の賃上げ分は、9,511円・3.51%(同1,220円増・0.35ポイント増)となった。賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した2015闘争以降の最終集計結果と比べ、額・率ともに最も高い。

①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2025回答 (2025年6月5日公表)				昨年対比	2024回答 (2024年6月5日公表)			
	集計組合数	定昇相当込み賃上げ計		集計組合数		定昇相当込み賃上げ計			
	集計組合員数	額	率	集計組合員数		額	率		
	4,863 組合 2,933,516 人	16,399 円	5.26 %	1,163 円 0.18 ポイント	4,938 組合 2,886,335 人	15,236 円	5.08 %		
300人未満 計	3,412 組合 331,702 人	12,453 円	4.70 %	1,092 円 0.25 ポイント	3,516 組合 332,855 人	11,361 円	4.45 %		
~99人	2,036 組合 87,127 人	10,976 円	4.38 %	1,390 円 0.42 ポイント	2,144 組合 89,338 人	9,586 円	3.96 %		
100~299人	1,376 組合 244,575 人	12,978 円	4.80 %	961 円 0.18 ポイント	1,372 組合 243,517 人	12,017 円	4.62 %		
300人以上 計	1,451 組合 2,601,814 人	16,932 円	5.33 %	1,148 円 0.17 ポイント	1,422 組合 2,553,480 人	15,784 円	5.16 %		
300~999人	947 組合 508,307 人	14,855 円	5.08 %	749 円 0.07 ポイント	934 組合 505,907 人	14,106 円	5.01 %		
1,000人~	504 組合 2,093,507 人	17,441 円	5.39 %	1,230 円 0.20 ポイント	488 組合 2,047,573 人	16,211 円	5.19 %		

※ 2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

◇第 5 回(2025.5.8)

- ▶ 5月8日、連合は2025年春季生活闘争の第5回回答集計結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

- 平均賃金方式で回答を引き出した3,809組合の加重平均(規模計)は16,749円・5.32%と、昨年同時期を上回った(昨年同時期比1,133円増・0.15ポイント増)。
- 300人未満の中小組合(2,520組合)は、13,097円・4.93%で、昨年同時期を上回っている。(同1,208円増・0.27ポイント増)
- 賃上げ分が明確にわかる2,859組合の賃上げ分(規模計)は11,937円・3.75%(同1,159円増・0.18ポイント増)であった。中小組合(1,701組合)の賃上げ分は、9,769円・3.61%(同1,308円増・0.39ポイント増)となった。賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した2015闘争以降の最終集計結果と比べ、額・率ともに最も高い。

◇第 4 回(2025.4.17)

- ▶ 4月17日、連合は2025年春季生活闘争の第4回回答集計結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

- 平均賃金方式で回答を引き出した3,115組合の加重平均（規模計）は17,015円・5.37%と、昨年同時期を上回った（昨年同時期比1,228円増・0.17ポイント増）。
- 300人未満の中小組合（1,958組合）は、13,283円・4.97%で、昨年同時期を上回っている。（同1,113円増・0.22ポイント増）
- 賃上げ分が明確にわかる2,447組合の賃上げ分（規模計）は12,065円・3.79%（同1,238円増・0.22ポイント増）であった。中小組合（1,400組合）の賃上げ分は、9,868円・3.62%（同1,194円増・0.32ポイント増）となった。
全体も中小組合も、賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した2015闘争以降の最終集計結果と比べ、額・率ともに最も高い。

10. 災害対策

<法改正等>

災害対策基本法等の一部を改正する法律成立（2025.5.28）

- ▶ 5月28日に災害救助法、災害対策基本法の改正案が参議院本会議で可決、成立した。
- ▶ 可決に当たっては、附帯決議が付された。
- ▶ 今回の改正は、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等を図るもの。
- ▶ 特に、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化する。また、災害対策基本法において「福祉サービスの提供」を明記する。
- ▶ また、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設する。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)

趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

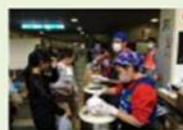
2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

公布日：令和7年6月4日 施行日：令和7年6月4日／令和7年7月1日

<会議>

防災庁設置準備アドバイザー会議

◇第8回(2025.6.3)

- ▶ 6月3日、内閣官房は第8回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催し、報告書を取りまとめた。
- ▶ 報告書では、防災庁において特に強化すべき取組を「防災の基本政策・国家戦略の立案機能と司令塔機能の強化」とし、「防災の基本政策・国家戦略の立案」「徹底した事前防災の司令塔」「発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔」の3つの柱について整理している。
- ▶ また、主な取組事項として下記7点を整理している。
 - 迅速な被災者支援の実現
 - デジタル防災技術の徹底活用(防災DX)
 - 行動変容に向けた防災教育・普及啓発
 - 産官学民連携体制の強化
 - 災害対応標準化・人材育成
 - 防災技術の研究開発
 - 国際展開

防災庁の必要性、防災庁の目的・役割

【災害をめぐる状況】

- 気候変動により風水害が頻発化・激甚化
- 南海トラフ地震等の国難級の大規模災害の発生が切迫

【社会状況の変化】

- 災害形態の複雑化、分野や所管を超えた横断的課題増加
- インフラ・ライフラインの相互依存の拡大
- 発災してからでは迅速・的確な対応が困難
- AI、IoT等デジタル技術の防災分野への活用可能性の拡大

【現状の課題】

- 少子高齢化等による社会全体の災害対応力の低下
- インフラ・ライフラインの老朽化、社会基盤サービスの縮小

<行政の体制の課題>

- 政府は発災時は災害対応でバンク寸前、事前防災は中断
- 地方自治体のマンパワー等の逼迫、災害対応リソース不足
- 各実施主体の縦割りによる抜け・漏れ

産官学民一体での総力結集、事前の備えの加速が不可欠

●これまで幾度となく経験した災害

蓄積された経験と教訓を踏まえ、デジタル技術等を活かし、「事前防災」を徹底的に強化し、確実に災害を乗り越える

●今後発生する国難級の巨大災害

従来の制度や前提にとらわれず、被害の劇的減減のための抜本的な防災戦略・戦術を再構築する

我が国の防災全体を俯瞰し、産官学民のあらゆる力をつなぎ合わせ、我が国にふさわしい**防災の在り方を中長期的に構想・実現する「司令塔」**となる組織が必要

防災庁は、「**国民の命と暮らしを守り抜く**」ことを究極の目的とし、以下の司令塔機能を担う

(1) 防災に関する基本的政策・国家戦略の立案

(2) 平時における徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔

(3) 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

防災庁において特に強化すべき取組

防災の基本政策・国家戦略の立案機能と司令塔機能の強化

防災の基本政策・国家戦略の立案

- あらゆる事態を想定した上で、デジタル技術等を活用した起こり得る被害の先読みによる防災に関する基本的な政策、国家戦略の企画・立案機能の抜本的強化
- 経験した災害の中長期的、定期的な検証

徹底した事前防災の司令塔

- デジタル公共財を活用した地域レベルでの具体的なシミュレーションによる災害リスク評価、対策計画立案機能の強化
- 関係者による事前防災対策の抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進

発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- デジタル技術を活用した災害対策本部の運営や被害状況把握などの災害初動体制の構築
- 被災自治体のワンストップ窓口として、被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去災害におけるノウハウを活かし、継続的・包括的な被災地支援体制を抜本的に強化

主な取組事項

迅速な被災者支援の実現

- スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本的改善
- 避難所運営等に係る訓練実施・標準化
- 専門性を有する民間企業、NPO等との連携

デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

- 平時から復旧・復興までの各フェーズにおいて徹底的にデジタル技術を活用できる基盤構築・環境整備
- 防災DX人材の育成等デジタル防災技術活用体制構築

行動変容に向けた防災教育・普及啓発

- 行動変容につなげる産官学民連携での防災コミュニケーション
- デジタル技術を活用した災害の記録・課題・教訓の継承等

産官学民連携体制の強化

- 国・都道府県による自治体支援体制の強化
- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- あらゆる関係者間の平時から顔の見える体制の構築

災害対応標準化・人材育成

- 産官学民の関係者共通の行動原則による対応手順の標準化
- 大学等と連携した人材育成・研修システムの構築

防災技術の研究開発

- 防災政策推進のための技術ニーズの把握・統合
- 関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進

国際展開

- 防災技術や知見、教訓等を活用した国際社会との連携
- 防災産業の国際展開

防災庁に求められる組織体制

1. 各府省庁等への勧告等

- 事前防災推進の司令塔として、内閣直下に設置するとともに、内閣総理大臣を助ける専任の大臣を置き、各府省庁等に対する平時からの勧告等の権限を付与（関係府省庁等は尊重義務）。
- 外部有識者が産官学民の様々な分野の専門的な見地から、各種施策の提言や施策の実施状況の調査・審議等を定期的・継続的・機動的に行う枠組みを設置。

2. 十分な体制等の確保

- 「戦略的な防災計画・対策の企画立案」、「事態対処」、「産官学民連携や防災教育・啓発、防災人材育成・訓練などの地域防災力強化」、「円滑な事務遂行のための総合調整」を並行的・継続的に実施できる体制を整備。
- 防災庁が取り組むべき防災施策の確実な実行のため、各役職レベルで、各府省庁、地方自治体、関連団体、企業等と調整・協働ができる十分な人員体制と関係機関による防災対策の抜本的推進に必要な予算を確保。
- 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害を念頭に、地域の实情に応じた防災体制の支援強化、防災庁の業務継続性の観点等も踏まえ、省庁横断で、都道府県を越え、地域の経済圏内の関係者の総力を結集した災害対応を実現するための体制を構築。

3. 専門人材の確保・育成

- 防災に関する知識・経験が蓄積・継承されるよう、防災庁のプロパー職員を採用・養成。
- 関係省庁の防災関係部局や民間企業等の関係機関との人事交流を積極的に実施。
- 各分野における専門的な外部人材の業務参画・登用を積極的に実施。
- 地方自治体職員や民間人材も対象とした教育・訓練機能の保有、全国の地方自治体の防災拠点との連携

4. 職員が誇りを持ち、持続的に働ける環境づくり

- 必要な処遇改善を図るほか、働き方に配慮した執務環境や生活環境の確保を図る。

防災庁の設置は「出発点」であり、設置後も、定期的な政策の見直しや制度改革を重ね、実効性を高めることが必要

◇第7回(2025.5.21)

- ▶ 6月3日、内閣官房は第7回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえとりまとめ骨子案について協議が行われた。

◇第6回(2025.5.12)

- ▶ 5月12日、内閣官房は第6回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの議論の振り返りおよびとりまとめ骨子案について協議が行われた。
- ▶ とりまとめ骨子案では、下記のとおり示された。

◇第5回(2025.4.14)

- ▶ 4月14日、内閣官房は第4回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 今回は、事前防災、防災体制の在り方について協議が行われ、論点として下記のとおり示された。
 - 事前防災の推進において防災庁が発揮すべき司令塔機能の在り方
 - ・被害想定を踏まえた対策計画の立案、対策の推進・進捗管理、不足する対策への対応
 - ・関係省庁、地方自治体、民間企業、メディア、研究機関、NPOを含む民間支援団体などあらゆる関係者の総力を結集するための体制整備
 - 発災後の災害対応において防災庁が発揮すべき司令塔機能の在り方
 - ・災害応急対策における限られた支援リソースの最大活用
 - ・被災地の迅速な復旧・復興のための支援体制の構築 等

国土強靱化推進本部

◇第23回(2025.6.6)

- ▶ 6月6日、政府は第23回国土強靱化推進本部を開催し、第1次国土強靱化実施中期計画(案)及び国土強靱化年次計画2025を決定した。
- ▶ その後、同日第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定された。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

国土強靱化年次計画2025 (概要)

<p>はじめに</p> <p>第1章 2025年度(令和7年度)の国土強靱化の取組について</p> <p>1 国土強靱化年次計画2025の策定及びこれに基づく施策の推進</p> <p>(1) 年次計画策定の趣旨</p> <p>(2) 施策グループ推進のための施策の充実・強化</p> <p>1) 国土強靱化政策の展開方向</p> <p>① 防災インフラの整備、② ライフラインの強靱化、③ デジタル等新技術の活用、④ 官民連携強化、⑤ 地域防災力の強化</p> <p>2) 5か年加速化対策の推進</p> <p>・最終的に、累計約15.6兆円を確保</p> <p>3) 地域の強靱化の推進</p> <p>① 地域計画の充実と実効性向上</p> <p>・全都道府県及び全国の99%の市区町村で地域計画を策定</p> <p>・「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」を作成・公表</p> <p>② 地域の強靱化の促進</p> <p>4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化</p> <p>・国土強靱化に関する内閣総理大臣賞の活用</p> <p>5) 世界の強靱化の主導等国際貢献の推進</p> <p>(3) 指標の充実によるPDCAサイクルの強化</p> <p>・「評価の在り方」や「5か年加速化対策等の評価」を踏まえ補足指標を設定、KPIと一体で評価</p> <p>(4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進</p> <p>1) 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進</p> <p>2) リスクコミュニケーション</p> <p>2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し</p> <p>3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化</p> <p>4 5か年加速化対策等の評価と実施中期計画の策定</p> <p>・5か年加速化対策については、着実な予算執行を図るとともに、「評価の在り方」を踏まえ、年次計画2024に引き続き、施策別評価シートを作成・公表するなど、フォローアップを実施。</p> <p>・施策別評価シートによる評価、施策間連携の観点からの評価を踏まえ、実施中期計画を策定し、更なる取組を推進。</p> <p>・5か年加速化対策、今後策定される実施中期計画の実施状況については、引き続き年次計画としてフォローアップを実施。</p>	<p>第2章 各施策グループの推進方針等</p> <p>1 概要</p> <p>2 35の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>令和7年度に取り組むべき主要施策(主な例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1~1-7)</td> <td>【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化 等</td> </tr> <tr> <td>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1~2-7)</td> <td>【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化 等</td> </tr> <tr> <td>3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1~3-3)</td> <td>【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化 等</td> </tr> <tr> <td>4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1~4-7)</td> <td>【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度 等</td> </tr> <tr> <td>5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1~5-5)</td> <td>【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策 等</td> </tr> <tr> <td>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1~6-6)</td> <td>【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防火対策 等</td> </tr> </tbody> </table>	事前に備えるべき目標	令和7年度に取り組むべき主要施策(主な例)	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1~1-7)	【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化 等	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1~2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化 等	3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1~3-3)	【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化 等	4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1~4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度 等	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1~5-5)	【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策 等	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1~6-6)	【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防火対策 等
事前に備えるべき目標	令和7年度に取り組むべき主要施策(主な例)														
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1~1-7)	【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化 等														
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1~2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化 等														
3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1~3-3)	【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化 等														
4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1~4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度 等														
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1~5-5)	【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策 等														
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1~6-6)	【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防火対策 等														

国土強靱化年次計画2025（概要）

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

【令和7年5月時点の集計】

区分	事業規模の目的 ＜閣議決定時＞	<1年目>		<2年目>		<3年目>		<4年目>		<5年目>		累計
		令和2年度第3次補正等	令和3年度補正等	令和4年度第2次補正等	令和5年度補正等	令和6年度補正等	事業規模	うち国費 【うち公共】	事業規模	うち国費 【うち公共】	事業規模	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね15兆円程度 （うち国費は7兆円半程度）	約4.16兆円	約1.96兆円 【約1.65兆円】	約3.02兆円	約1.52兆円 【約1.25兆円】	約2.70兆円	約1.53兆円 【約1.25兆円】	約3.06兆円	約1.52兆円 【約1.30兆円】	約2.65兆円	約1.45兆円 【約1.16兆円】	事業規模 約15.6兆円 （うち国費 約8.0兆円）
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	約2.16兆円	約1.13兆円	事業規模 約12.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	約0.44兆円	約0.27兆円	事業規模 約2.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.3兆円

（注1） 事業規模には財政投融資によるものも含まれる。
 （注2） 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。
 （注3） 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応種（国費3,000億円、事業費4,636億円）を含む。
 （注4） 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応種（国費3,000億円、事業費4,756億円）を含む。
 （注5） 金額には含まれていないが、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、緊急に対処すべき経費として、緊急対応種（国費2,500億円、事業費3,691億円）がある。
 ※ 府庁別の支出実績等（令和5年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和7年度を目途に公表予定

2 123対策の進捗状況

（1）KPIに基づく目標達成の見通し

最新の目標達成の見通しを確認した結果、**9割以上の施策が「目標達成の見込み」または「課題対応次第で達成可能」**の状況。
 123対策（161施策）のうち、98施策が「目標達成の見込み（達成済みを含む）」、48施策が「課題対応次第で達成可能」、15施策が5か年加速化対策の期間中に「達成困難」の見通し

（2）取組事例と効果発現の状況

度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、**防災・減災効果を発現**
 ・更なる効果発現に向けては、**ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等が課題**

3 今後の課題

気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化／切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進／加速的に進行する**インフラ老朽化**への対応／**人口減少、少子高齢化**が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進／**人材確保**への対応と**革新的技術の活用**等

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策策別評価シート

5か年加速化対策123対策（161施策）ごとに、予算の状況、KPI・補足指標の状況、対策推進に当たっての課題や工夫、目標達成の見通し、整備効果事例、今後の課題等を整理し、**適切なフォローアップを実施**

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進 ○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
 ○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等） ○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を活用した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた**インフラ老朽化対策**の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による**自動化・遠隔操作化・省人化**
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- **フェーズフリーな仕組みづくり**の推進
- **広域連携体制**の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

主な施策の内容・目標	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化				
● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	⇒ 60施策	● 迅速な航路啓閉のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等	⇒ 109施策	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 橋正施設のデジタル無縁機の適正な稼働	⇒ 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化	⇒ 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動	⇒ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定**。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、**早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施**

主な施策の内容・目標	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化				
○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者、子ども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等	⇒ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等	⇒ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等	⇒ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等	⇒ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるフューシ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等	⇒ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・強力的に対応**。（I. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用） ○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
 ○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信 ○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
 ○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保の方針の具体的な検討を開始

- ▶ 石破総理は、「南海トラフ地震が30年以内の発生する確率等に鑑み、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、ハード・ソフトの施策を効果的に組み合わせ、着実に取組を進めてまいります。特に災害情報や資機材等の充実、避難所・ボランティアの環境整備などについては、5年間の本計画期間の中でも、できるだけ早期に完了させることとする。この実施中期計画を踏まえ、国土強靱化の着実な推進に向け、関係府省庁が一丸となって強力に取組を進めてもらいたい」と発言した。

◇第22回(2025.4.1)

- ▶ 4月1日、政府は第22回国土強靱化推進本部を開催し、国土強靱化実施中期計画の素案について協議を行った。
- ▶ 本中期計画は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画を、新たに法定計画として定めるもの。令和7年1月の総理施政方針演説において、「令和8年度からの『実施中期計画』については、施策の評価や資材価格の高騰等を勘案し概ね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、本年6月を目途に策定する」との方針等をふまえ、施策内容・KPIの精査を進め、6月を目途に策定としている。
- ▶ 計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間としており、「災害外力・耐力の変化への対応」「人口減少等の社会状況の変化への対応」「幅広い人材活用や革新的な技術の活用といった事業実施環境の変化への対応」の3つの変化に対応していく必要があるとしている。
- ▶ 事務局から素案について説明の後、石破総理大臣からは、「南海トラフ地震が30年以内に発生する確率、8割等に鑑み、概ね20年から30年程度を一つの目安として、ハード・ソフトの施策を効果的に組み合わせ、着実に取組を進めてまいる。特に、災害情報や資機材等の充実、避難所・ボランティアの環境整備などについては、本計画期間5年の中でも、できる限り早期に完了させることとする。この素案をベースとして、施策の内容や目標を精査し、6月を目途とする計画決定に向けた調整を進めていただきたい」との発言があった。

防災立国推進閣僚会議及び令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

◇第2回(2025.6.6)

- ▶ 6月6日、政府は第2回防災立国推進閣僚会議を令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部(第13回)と合同で開催し、能登半島地震からの復旧・復興に向けた取組及び防災対策強化の取組について協議を行った。
- ▶ 石破総理は「今国会では、能登半島地震の教訓も踏まえ、被災者支援の充実、国の応急対応体制の強化、インフラの事前防災と復旧の推進等のための、『災害対策基本法等の一部を改正する法律案』をはじめとする9本の法律案を、内閣として提出した。その全てが無事に可決されており、今後、これらの改正法の着実な運用に向けて、万全の対応をお願いしたい。」

「人命・人権最優先の『防災立国』の実現に向け、政府全体の司令塔となるのが、『防災庁』である。本日の会議では、内閣直下の組織とし、必要な勧告権を与えること、十分な人員・予算を確保すること、プロパー職員の採用・養成等により、防災のエキスパートを確保・養成することなど、防災庁の『基本的な方向性』を確認した。この方向性に基づき、来年の通常国会に関連法案を提出するべく、準備を加速していただきたい。また、防災庁の地方拠点についても、地域の支援強化や、大規模災害時の業務継続性の観点を踏まえ、検討を加速していただきたい。」と発言した。

11. その他

<会議等>

就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議

◇第2回(2025.6.3)

- ▶ 6月3日、第2回関係閣僚会議が開催された。会議では、就職氷河期世代に対する支援の方向性を示した「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」を決定した。
- ▶ 就職氷河期世代が高齢期を迎えるに当たり、将来の生活の安定に備えておくことも重要な課題とし、これまで推進してきた「(1)就労・処遇改善に向けた支援」、「(2)社会参加に向けた段階的支援」に、「(3)高齢期を見据えた支援」を追加し、3本柱で諸施策に取り組む。
- ▶ 「(3)高齢期を見据えた支援」では、①家計改善・資産形成の支援、②希望に応じた就業機会の確保、③高齢期の所得保障、④住宅確保の支援を行う。
- ▶ 支援プログラムの実施期間は、当面3年間程度(2028年度まで)の集中的な取組とすることを想定。2025年度内を目途に取りまとめられる。

2025年6月3日 就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みについて ～生まれた時代で不遇も不公平もない国へ！～

1. 就労・処遇改善に向けた支援	2. 社会参加に向けた段階的支援	3. 高齢期を見据えた支援
<p>①相談対応等の伴走支援 ハローワーク専門窓口で、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報を提供 (新規)</p> <p>②リ・スキリングの支援 ・非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開 (拡充) ・資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大 (拡充) ・企業を通じたキャリア形成の支援 (拡充)</p> <p>③就労を受け入れる事業者の支援 ・トライアル雇用助成金の充実 (拡充) ・特定求職者雇用開発助成金の充実 (拡充)</p> <p>④家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援 ・両立支援等助成金の充実 (拡充) ・地域の介護サービス提供体制の確保 (継続)</p> <p>⑤公務員採用・業種別の就労支援 ・国家公務員・地方公務員としての中途採用 (継続) ・教員としての中途採用 (拡充) ・農業・建設業・物流業における就労支援 (拡充)</p>	<p>①社会とのつながり確保の支援 ・ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を拡大 (拡充) ・氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援のメニュー化 (新規)</p> <p>②就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援 地域若者サポートステーションにおける地域の公認心理師等を活用した相談 (拡充)</p> <p>③柔軟な就労機会の確保 ・認定就労訓練事業(中間的就労※)の積極活用 (拡充) ・氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援のメニュー化 (新規)</p> <p>※中間的就労 すぐに一般企業で働くことが難しい者が、個々の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。</p>	<p>①家計改善・資産形成の支援 ・生活困窮者に対する家計改善支援 (拡充) ・金融経済教育推進機構による、中小企業や支援団体と連携した金融経済教育の提供 (拡充)</p> <p>②希望に応じた高齢期の就業機会の確保 65歳超雇用推進助成金の充実 (拡充)</p> <p>③高齢期の所得保障 年金改正法案の早期成立を図り、 ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、任意の適用に取り組む事業所を支援 (拡充) ・社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる (新規)</p> <p>④住宅確保の支援 ・低廉な公営住宅の供給 (継続) ・高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給 (拡充) ・見守りや福祉サービスへのつながりが提供される居住サポート住宅制度の創設・普及 (新規)</p>

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

①実態調査	性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に細分化した追加インタビュー調査の実施 (拡充) ソーシャルリスニング方式 (※) を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施 (新規)
②周知広報	プッシュ型による情報提供の展開 (拡充) ※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題のトレンドを把握する方法 新ポータルサイトの立ち上げと合わせた広報の強化 (新規)

- ▶ 今後、本枠組みをふまえ令和8年度概算要求に組み込むこととしている。その後、令和8年初めに第3回会議を開催し、KPIを含む、新たな就職氷河期世代等支援プログラムを決定することとしている。

◇第1回(2025.4.25)

- ▶ 4月25日、第1回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議が開催された。会議では、就職氷河期世代等の支援について議論が行われた。

- ▶ 石破総理は、「就労・処遇改善に向けた支援」「社会参加に向けた段階的支援」「高齢期を見据えた支援」を3本柱とし、関連施策の充実・強化を図るよう指示。6月に具体策を取りまとめ、『骨太方針2025』に反映させることとしている。
- ▶ 内閣府は、政府は、2019年から就職氷河期世代支援プログラムに基づき、就職氷河期世代の処遇改善や正規雇用者の増加に向けて様々な取組を実施。2024年までの5年間で、正規雇用は11万人の増加、役員は20万人の増加となり、合計で31万人の処遇改善が実現。一方で、就職氷河期世代の不本意非正規雇用は、現在も35万人存在し、家族の介護を行う有業者が、10年前の同年代と比較して25万人増加、無業者も3万人増加していることを報告。

これまでの取組及び就業等の実態

① 正社員化支援

・ 相談体制の整備	ハローワークにおける専門窓口の設置	正社員就職	559,459人 (2020.4~2025.2) ※1
・ 非正規雇用の正規化	非正規雇用労働者を正社員転換した企業への助成 就労やり・スキリング等の支援を行う自治体の支援	正社員転換	145,032人 (2020.4~2025.2) ※1
・ 公務員としての採用	国・自治体における採用	正規雇用者数	15,647人 (2020.4~2024.3) ※1
		国家公務員	4,586人
		地方公務員	14,299人 (2020.4~2024.3)

② 社会参加支援

・ ひきこもり支援	自治体に窓口を設置し、NPOを通じた相談支援や居場所づくりを実施	実施自治体	81 → 303 (2020~2024) ※2,3
・ 就労のための準備支援	相談や居場所づくり、職業体験や就労体験等を行う自治体の支援	社会参加者数	18,475人 (2020.4~2024.3) ※1
	就労に困難を抱える者に対し、職業的自立に向けた就労支援を実施	利用件数	1,902,671件 (2020~2023) ※1,3

実績（就職氷河期世代の中心層の就業等の動向）※4

	2019年平均	(参考) 2023年平均	2024年平均	増減 ('19→'24)
正規雇用労働者	923万人	931万人	934万人	+11万人
役員	52万人	65万人	72万人	+20万人
自営等	101万人	105万人	106万人	+5万人
不本意非正規雇用労働者	46万人	37万人	35万人	-11万人
非労働力人口	210万人	180万人	174万人	-36万人
うち無業者	41万人	43万人	44万人	+3万人

(参考)

- ・ 不本意非正規比率 31~40歳：2.2%、41~50歳：2.3%、51~60歳：3.0% (2024年)
- ・ 無業者比率 31~40歳：2.7%、41~50歳：2.5%、51~60歳：3.7% (2024年)

(出典) 総務省「労働力調査」より作成。

※1 延べ人数。 ※2 ひきこもり支援推進事業実施自治体数(指定自治体・指定都市を除く)。 ※3 就職氷河期世代以外の年齢層を含む。 ※4 2019年時点が36~45歳。2024年時点が41~50歳の若年層。

2025年度及び2026年度以降の主要な施策体系（イメージ）

1. 就労・処遇改善 に向けた支援 <small>継続 拡充</small>	2. 社会参加に向けた 段階的支援 <small>継続 拡充</small>	3. 高齢期を 見据えた支援 <small>新規</small>
<ul style="list-style-type: none"> ①相談対応等の伴走支援 ②リ・スキリングの支援 ③正規就労を受け入れる 事業者の支援 ④家族介護に直面する者の 継続就労の支援 ⑤公務員としての採用及び 業種別の就労支援 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①社会とのつながり確保 の支援 ②就労準備の支援 ③柔軟な就労機会の確保の 支援 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①就業機会の確保 ②家計改善・資産形成 の支援 ③住宅確保の支援 <p style="text-align: right;">など</p>
就職氷河期世代の実態調査や支援策の広報 <small>継続 拡充</small>		
<ul style="list-style-type: none"> ①属性を細分化した詳細な実態調査の実施 ②プッシュ型広報を含めた周知広報の強化 <p style="text-align: right;">など</p>		

5

<通知・公表>

令和6年(2024)人口動態統計月報年計(概数)の公表(2025.6.4)

- ▶ 6月4日、厚生労働省は令和6年(2024)人口動態統計月報年計(概数)を公表した。
- ▶ 人口動態調査は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。(調査結果は、昨年一年間に日本において発生した日本人の事象を集計。)
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 出生数は、686,061人で過去最少(9年連続減少)(対前年41,227人減少)
 - 合計特殊出生率は、1.15で過去最低(9年連続低下)(同0.05ポイント低下)
 - 死亡数は、1,605,298人で過去最多(4年連続増加)(同29,282人増加)
 - 自然増減数は、△919,237人で過去最大の減少(18年連続減少)(同70,509人減少)
 - 死産数は、15,322胎で減少(同212胎減少)
 - 婚姻件数は、485,063組で増加(同10,322組増加)
 - 離婚件数は、185,895組で増加(同2,081組増加)

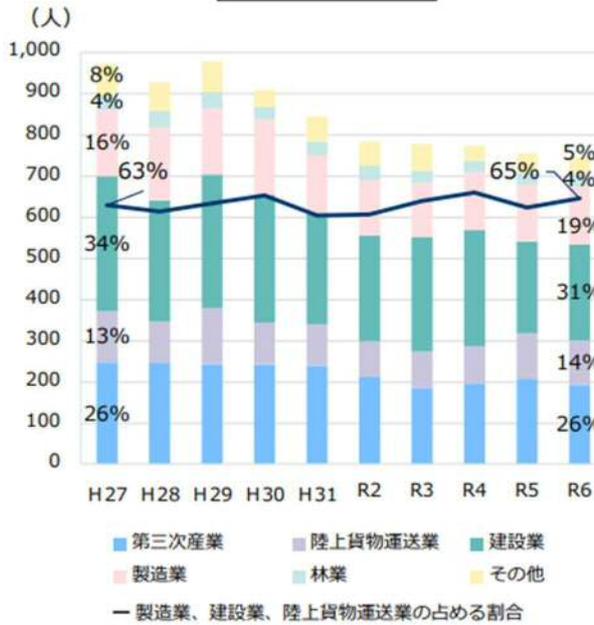
令和6年 労働災害発生状況の公表(2025.5.30)

- ▶ 5月30日、厚生労働省は令和6年 労働災害発生状況の結果を公表した。
- ▶ 全体としては、死亡者数は746人と、過去最少となった。一方、死傷者数は135,718人となり、4年連続で増加となった。
- ▶ 死傷災害は、第三次産業の占める割合が年々増加し、令和6年では52%を占めている。特に社会福祉施設の増加が著しい。

業種別労働災害発生状況（死亡災害、休業4日以上之死傷災害）の推移 H27-R6

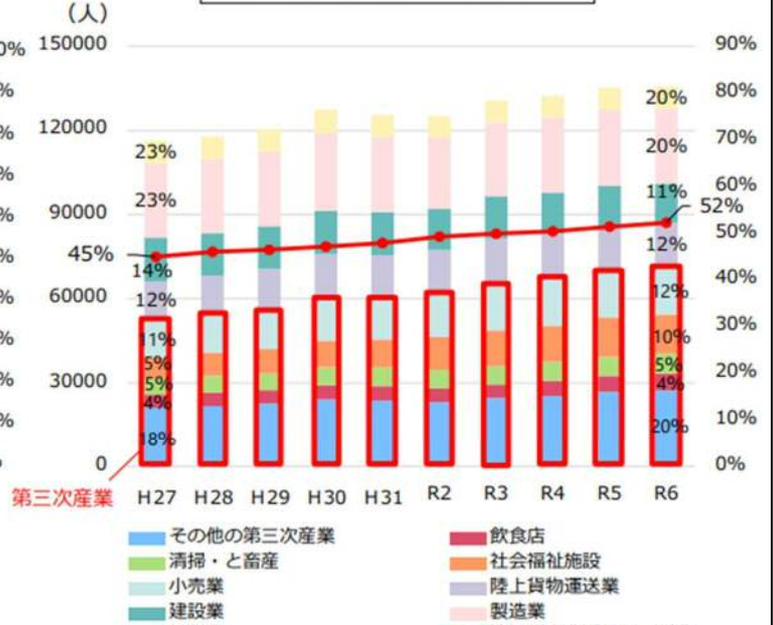
- 死亡災害は、建設業、製造業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の6割強を占めており、過去10年間同様の傾向である。
- 死傷災害は、第三次産業の占める割合が年々増加し、令和6年では52%を占めている。特に社会福祉施設の増加が著しい。

死亡災害



出典：死亡災害報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

休業4日以上之死傷災害



出典：労働者死傷病報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第77号」No.2 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>